

平成25年第2回(6月)川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第1号(6月20日)

○開 会	5
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○行政報告	5
○会議録署名議員の指名	10
○会期の決定	11
○委員会の報告を求める件について	11
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○報告第1号の報告	24
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
○委員長報告の訂正	29
○議案第31号の上程、説明、質疑、委員会付託	29
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
○日程の追加	41
○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	41
○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
○散 会	46

第2号(6月27日)

○開 議	49
○諸般の報告	49
○一般質問	49
中 澤 莊 也 君	49
鈴 木 多津枝 君	61
中 野 暉 君	82

○発言の訂正	9 5
中 村 優 君	9 5
芹 澤 廣 行 君	1 0 3
久 野 孝 史 君	1 1 5
長 塚 誠 君	1 2 4
○議案第 3 1 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	1 3 5
○発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 8
○川根本町議会議員派遣の件	1 3 9
○会議時間の延長	1 4 0
○日程の追加	1 4 0
○川根本町議会基本条例検討特別委員会の閉会中の継続調査の件	1 4 1
○閉 会	1 4 1

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	長	塚		誠	君
2番	中	澤	莊	也	君
3番	芹	澤	廣	行	君
4番	中	村		優	君
5番	中	野		暉	君
6番	高	畑	雅	一	君
7番	森		照	信	君
8番	中	澤	智	義	君
9番	久	野	孝	史	君
10番	鈴	木	多	津枝	君
11番	中	田	隆	幸	君
12番	板	谷		信	君

不応招議員（なし）

平成25年第2回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成25年6月20日(木) 午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 川根本町議会基本条例検討特別委員会に付託中の、川根本町議会基本条例検討について、委員会の報告を求める件について
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分した事件の承認について(川根本町税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分した事件の承認について(川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 6 承認第 3号 専決処分した事件の承認について(平成25年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について)
- 日程第 7 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について(平成24年度川根本町一般会計)
- 日程第 8 議案第30号 財産の取得について
- 日程第 9 議案第31号 川根本町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第10 議案第32号 平成25年度川根本町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第33号 平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)
- 追加日程第1 議案第34号 平成25年度川根本町一般会計補正予算(第2号)
- 追加日程第2 議案第35号 平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

出席議員（12名）

1番	長塚誠君	2番	中澤莊也君
3番	芹澤廣行君	4番	中村優君
5番	中野暉君	6番	高畑雅一君
7番	森照信君	8番	中澤智義君
9番	久野孝史君	10番	鈴木多津枝君
11番	中田隆幸君	12番	板谷信君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤公敏君	副町長	小坂泰夫君
教育長	杉山広充君	総務課長	筒井佳仙君
企画課長	山本銀男君	税務課長	栗原卓君
福祉課長	前田修児君	生活健康課長	伊藤千佳子君
産業課長	鳥本宗幸君	建設課長	長嶋一幸君
商工観光課長	羽倉範行君	教育総務課長	藤森敦君
生涯学習課長	山下安男君	会計管理者兼 出納室長	澤本勝美君

事務局職員出席者

議会事務局長 大村敏秋

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（板谷 信君） ただいまから、平成25年第2回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（板谷 信君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として、町長以下、関係者が出席しておりますので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（板谷 信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

6月13日、町長から第2回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、承認3件、報告1件、議案4件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第128条第1項ただし書きによる、議員の派遣決定の報告書を配付してありますので、御了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。内容についてはお手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（板谷 信君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねまして御挨拶があります。佐藤町長。

○町長（佐藤公敏君） 本日は、平成25年第2回定例会の開催をお願いいたしましたところ、何かと御多用の折にもかかわらず、議員全員の御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

平成25年度に入り、早くも第1四半期も残すところわずかとなりました。

新年度に入って4月には小中学校及び川根高校の入学式、消防団の入退団式のほか、各種団体等の総会が開催され、それぞれお招きをいただきました。日程を調整の上、可能な限り出席をさせていただきました。入学式は年々、児童生徒が減少する中ではありますが、新入生たちは父兄や地域の大きな期待を背に受けて、元気に胸を張って入学式に臨まれました。のびのびと育つことを期待するとともにお祈りするものであります。

また、町内の団体等の総会については、産業団体、福祉団体など、様々であります。人口減少や高齢化が進む中で、組織の維持運営に御苦労されるなど、それぞれ課題を抱えている様子がうかがえました。

今年は新茶の時期が早まりそうだと考えていた矢先の4月半ば、厳しい寒さに襲われ、町内の茶園が広範にわたって大きな打撃を受けることになりました。茶の消費が全国的に伸び悩む中で、原発事故に伴う風評被害、そして今回のような自然災害が相次いで起こるという事態に、茶業に取り組みされる農家の皆様の意欲が減退しないかと心配されるところであります。農家の頑張りを促すためにも、茶業振興、農業振興を図っていかねばなりません。凍霜害対策にとどまらず、茶業の未来を明るくものにしていかなければなりません。

全国茶品評会の出品茶の摘採につきましては4月25日から5月4日にかけて行われ、議会の中野第2常任委員長、小坂副町長とともに、いいお茶を摘んでいただくよう激励のため出品茶園を訪問いたしました。また、5月1日と10日には、共同茶工場の訪問を行いました。訪れる先々で茶業の厳しい現状や凍霜害の影響などについてお話を伺いました。

日本人のリーフ茶離れが進む中、川根茶の販路開拓を目指して種々の施策を展開してまいりました。これらは国内での消費が落ち込み、川根茶の存在感がいま一つ低いということから、首都圏での知名度アップを狙うとともに、世界各地で日本文化が広く受け入れられ、ブームになっている状況の中、日本文化と切っても切れない喫茶文化、緑茶文化を広めることによって、川根茶の消費拡大につなげようという思いで進めてきたものですが、その一つとして、今回都営バスを使ったラッピングバスによるPRを始めました。

バスの両サイドと後ろ面に川根茶の風景写真をラッピングしたバス1台は深川営業所に、後ろ面のみラッピングを施したバス10台については品川営業所と江東営業所にそれぞれ7台と3台配車され、5月27日から11月26日までの6カ月間、運行されることになりました。バスの横面にはおおむね1m掛ける3.5mの茶園の風景、後ろ面には1m掛ける2mの茶園の風景がラッピングされております。

このラッピングバスの運行に合わせて、6月2日には首都圏における川根茶の認知度を高めるため、板谷議長にも御同行願ひ、東京駅八重洲口から有楽町駅まで全面広告のバスで移

動し、有楽町駅前において川根茶の呈茶と、一煎茶パックの配布を行いました。このミニイベントにはとうきょう川根の会の皆様も10名程度の皆様が応援に駆けつけてくださり、はっぴを羽織ってお手伝いいただきました。東京で川根などという文字を目にする機会がほとんどない中で、このような形で川根を発信しようという企画に対して、とうきょう川根の会の皆さんは大変喜んでくださいました。

「平成24年度食料・農業・農村の動向」、いわゆる農業白書によると、農業が主体の基幹的農業従事者は65歳以上が6割を占め、後継者がいないまま引退するケースが相次ぎ、耕作放棄地は年々増加、2010年には39.6万ha、埼玉県の面積に匹敵する農地が放置されたとしております。2011年には39歳以下の新規就農者が1万4,000人に達しましたが、そのうち約3割が5年以内に離農しております。収入が低く安定せず、販路が見つからないことが大きな理由だとしておりますが、これは我が国農業の抱える構造的な問題でもあり、茶業とも共通するものであると考えます。せっかくいいものをつくりながらも正当に評価されない。生産コストを価格に転嫁できない。消費市場における動向をにらみながらの生産調整、出荷調整ができないというような生産現場の現状などを考えると、難しい問題ではありますが、生産現場自らが主体性を持って考え、行動していかなければならない課題ではないかと考えます。

5月29日から31日にかけて、石川県七尾市で開催された世界農業遺産地域を認定する国連食糧農業機関、FAOと申しますけれども、この国際会議において、熊本県の阿蘇の草原の維持と持続的農業、大分県のクヌギ林とため池がつなぐ国東半島、宇佐の農林水産循環と並んで、本県の茶草場農法が世界農業遺産（GIAHS）に認定されました。

世界農業遺産は国連食糧農業機関が2002年に創設したもので、人口増加や環境悪化に伴い存続が危ぶまれる伝統農法や景観、文化、生物多様性を持つ地域得を認定し、未来への継承を図ることを目的としております。

これまでは南米ペルーのアンデス地方の農業、アフリカ北西部のオアシス、中国のプーアル茶農業など、11カ国、19カ所が登録されておりましたが、一昨年の2011年に特別記念物トキと共生するための減農薬稲作を続ける新潟県佐渡市と、棚田の景観などが美しい能登の里山里海が先進国として初めて登録されました。殊に、能登を有する石川県では、農産物のブランド化などによる地域活性化に大きな期待を持って、県知事自ら先頭に立って今回の国際会議を開催されました。

茶草場農法は、かつてはどこでも行っていた農法で、茶園周辺の草刈り場で刈り取ったスキなどの雑草を干して茶畑に投入、有機肥料として利用しようという農法であります。これにより景観の保持や植物や昆虫など、絶滅危惧種の保全など生物の多様性の維持にもつながっていることが認められたものであります。

本町においては10haという限られた面積ではありますが、世界農業遺産という川根茶に新たな価値を付加するものであり、今回、茶草場農法で認定された県内の掛川市、菊川市、牧之原市、島田市はもとより、その他の国内の認定地域とも連携を図りながら、農業世界遺産

をアピールすることにより、茶業はもとより、地域の活性化につなげていきたいと考えております。

4月25日には、板谷議長とともに国土交通省中部地方整備局を訪れ、局長以下企画、河川、道路など各部長と面談し、24年度補正における予算措置のお礼とともに、今後の事業推進について強く要望してまいりました。また、中流域の河川環境の改善についても強く訴えてまいりました。

また、長野県上伊那郡飯島町を訪れ高坂町長、松下議長と、さらには伊那市では白鳥市長とお会いし、情報交換を行うとともに、親しく懇談する機会を得ることができました。

5月17日には、地域に開かれたダム全国協議会の総会が開催されました。当日は私の出席がかなわず、羽倉商工観光課長に出席していただきました。総会において、本年度の会長に私が選任されました。当協議会では毎年会長の所属する自治体においてダムを核とした地域振興の事例研修を行うことになっておりますので、本年度は川根本町の長島ダムにおいて、地域に開かれたダムとして行っている水源地域ビジョンに係る事業や流域連携事業、大井川の清流を守る研究協議会の活動などを紹介することになります。

現地研修には関係市町の首長や担当者などが当町を訪れることになります。全国のダムを擁する地域の活動事例などを中心に情報を交換し合う機会として、また川根本町を発信する機会として、前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

6月4日には、中部電力株式会社が長島ダム直下、大井川ダム上流に清水化バイパス工事を完成させ、その完工式が行われました。最近では雨が少なかったこともあって長島ダムも濁りがなく、市代キャンプ場前に広がる湖面の色は真っ青で、同席の岩田奥泉区長も大変御機嫌でした。大井川上流の地形や土質からいって、これで濁水が全て解決するということにはなりません、大井川ダム下流の濁水はある程度緩和されることになりますので、魚釣り、川遊び、カヌーなど、少しでも水に親しむ機会が増えることを期待するものであります。

6月6日には、いやしの里診療所運営委員会が開催されました。いやしの里診療所については県立総合病院との連携の中で、平成26年3月までは清水先生に診療を行っていただくこととし、その一方で新たに当診療所に勤めていただける医師の募集を進めてまいりました。医師の確保がままならない中で、清水先生とお話の機会を持たせていただき、いやしの里診療所の今後の運営、さらには長期的な視点から本町における医療の継続をどう考えたらいいかというような点についてお話をさせていただきました。

そのお話の中で、先生から「川根本町の現状を考えると、中核病院との連携強化を図っていかなければ、医療を安定的に継続していくことは難しいだろう。医療の継続にはバーチャル診療を定着させていくことが必要であり、バーチャル診療を取り入れることによって医療資源の不足をカバーしていけると考える。乗りかかった船でもあり、新しい地域医療の形をつくり上げるためにも、もうしばらく頑張らなければいけないと考えている」というお言葉をいただくことができました。

この点については、委員会の席上、清水先生からも26年度以降もしばらくは継続して勤めてくださる旨の御挨拶をいただき、委員の皆様もこれを歓迎して了解をいただいたところがあります。

6月10日には、本町行政改革推進委員会委員長をお願いしている淑徳大学コミュニティー政策学部准教授の矢尾板俊平先生から御提案をいただきました。それは、現在、川根本町の行政改革にかかわっておられる矢尾板先生が、川根本町に何回か足を運ばれ、川根本町のために何か協力できることはないかと温めてきたもので、矢尾板ゼミの学生の調査活動のケーススタディーとして川根本町を取り上げてみたいと考えるが、町の理解と協力をいただけるだろうかというものでありました。

調査活動のテーマは、1つ目としては川根本町の成長戦略。これは人口減少、高齢化が進む中で、地域活性化をいかに進めていくか、中長期的な視点から成長戦略を検討したいというものであり、2つ目は行政マネジメントの推進、これは川根本町における行政マネジメント手法の導入の推進及び行政改革の推進について、行政改革推進委員会の活動とあわせて、住民参加型のマネジメント手法の導入や、公の施設のあり方について検討したいというものであります。

若い世代の視点から提案をしたいということであり、地域活性化、あるいはソーシャルデザインの専門家などの知見もお借りして、これからの川根本町の姿を描いてみたい、できれば専門家の皆様にも川根本町応援団となっていただけるようにしたいということもお話をされました。

スケジュールとしては、第1段階目の提案を10月ごろとし、その後も定期的に提案させていただきたいということでした。

町としては、必要に応じて資料や情報等の提供を求められることはあるかと思いますが、特に町の負担を求めようというものではありませんし、矢尾板ゼミの調査活動として行うということであり、先生や学生、さらには専門家がこれらにかかわることによって住民と触れ合う機会もあると思われまので、新たな活性化のヒントが得られるのではないかと期待もあって、快く先生の提案に応じるというよりも、お願いすることにいたしました。

6月16日には、川根本町まちづくり観光協会のアニバーサリー事業「奥大井湖上駅結婚式」が行われました。これは奥大井湖上駅で結婚式を挙げることによって、お二人の忘れ得ない終生のアニバーサリー、つまり記念日としていただくということで行っているものですが、今回御応募されたのは東京都八王子市にお住まいの櫻井寿夫さん48歳と、櫻井淳子さん51歳の御夫妻でした。お二人は既に2年前に結婚されておりますが、結婚式を挙げていなかったために御応募されたもので、お二人ともお体が御不自由で車いす生活をされていらっしゃるため、ためらっておられたようですが、奥大井の自然の魅力に感動し、思い切った御応募だったようです。お二人の状況からして奥大井湖上駅での結婚式を行うには無理があるということから、茶茗館での挙式となりました。

御不自由な身でありながら、生きることの喜びや苦しみなど、あらゆることを共有し合いながら支え合って生きていくことを再確認するために、この川根本町での結婚式に臨まれる櫻井御夫妻にお会いし、何とも言えない感動を覚えるとともに、お幸せを祈らずにはいられませんでした。

16日には、県知事選挙が行われ、現職の川勝平太さんが大差をつけて2期目の当選を果たされました。これから先4年間の静岡県政を引き続き担われることになりました。東海道筋から数十km北に入った地域であり、内陸のフロンティアといっても、なお奥地に位置する川根本町ではありますが、富士山にも勝るとも劣らない資源や魅力、文化的な価値を持った南アルプスを擁し、その南アルプスを源流とする大井川の川筋に歴史を築いてきた価値ある地域でありますので、町の魅力を強くアピールし、県政の中でそれなりの地位を占めていかなければならないと思っております。

17日、18日には、町村会総会・町長会議が川根本町で行われました。従来、静岡市において日帰りで行っておりましたが、今回は川根本町でやろうということになり、県内12の町から町長ほか随員職員、町村会職員など二十数名が集まり、総合支所会議室にて総会及び町長会議を行いました。夜は寸又峡で相互の懇親を深め、翌18日には井川線に乗っていただき、接岨峡温泉駅までアプト式鉄道や車窓からの景観を楽しんでいただき、長島ダムでは北原ダム管理所長から説明をいただきながらダムの見学を行い、水源地であることの意義を知っていただくとともに、洪水調整や河川環境保全について学んでいただきました。また、4月に完工したばかりの清水化バイパスについても案内させていただきました。

県内の町長が集まる機会は年に数回ありますが、今回のようなスタイルは初めてということでもあります。どなたかが佐藤さんのところに行こうよと言ってくださって実現できたのですが、東海道筋から離れた本町や伊豆南部の町を訪れることはめったにないことでもありますので、来ていただいて町を知っていただけたという点でも大変よかったと思っております。

本定例会では、専決処分3件、繰越明許1件、財産の取得1件、条例制定1件、補正予算2件の計8件について御審議をいただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げまして行政報告にかえさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。



◎会議録署名議員の指名

○議長（板谷 信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により7番、森照信君、8番、中澤智義君を指名します。

◇

◎会期の決定

○議長（板谷 信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月27日までの8日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月27日までの8日間に決定しました。

◇

◎委員会の報告を求める件について

○議長（板谷 信君） 日程第3、川根本町議会基本条例検討特別委員会に付託中の、川根本町議会基本条例検討について、委員会の報告を求める件についてを議題とします。

お諮りします。

川根本町議会基本条例検討特別委員会の報告を求めたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、川根本町議会基本条例検討特別委員会に付託中の川根本町議会基本条例検討について、委員会の報告を求めることに決定しました。

川根本町議会基本条例検討特別委員会委員長の発言を許します。鈴木委員長。

○議会基本条例検討特別委員長（鈴木多津枝君） 大変失礼をしました。皆さんおはようございます。

議長よりただいま指名をいただきました川根本町議会基本条例検討特別委員会の委員長の鈴木多津枝でございます。

それでは、1年間かけて作成してまいりました川根本町議会基本条例検討特別委員会のこれまでの経過について報告をさせていただきます。

昨年6月に委員長、鈴木多津枝、副委員長、中田隆幸議員、委員に久野孝史議員、森照信議員、高畑雅一議員、中澤莊也議員、長塚誠議員の計7人の委員により当委員会を設置して以来、第1回から第6回までの委員会報告及び静大日詰一幸教授を迎えての庁舎内講演会や、会津若松市議会での視察研修については12月の第4回定例会において中間報告を行いました。

委員会では、この条例を制定する必要性や、議会が果たすべき役割の確認など、委員以外

の議員にも傍聴を呼びかけ、お願いし、発言も求めて、議員全員の理念を高め、意思統一を図りながら前文を完成させ、第1条「目的」や第2条「議会及び議員の使命」、第3条「議決責任」までをほぼ完成させたことを報告しました。

本日はそれ以降の報告をさせていただきます。

中間報告を行った3日後の12月21日、第4回区長会が開かれるということで、議長及び前田前局長とともに参加させていただき、議会基本条例の制定を目指す理念や概要、進捗状況、今後の進め方、制定までの予定などを説明させていただき、御理解、御協力をお願いしました。

その4日後の12月25日に第7回特別委員会を開き、区長会でいただいた御意見や質問などについての報告及び第4条以降の条文作成に取りかかりました。後半の委員会も前半同様、委員以外の議員の皆さんに可能な限り傍聴をお願いし、発言も求めて議会改革への意思統一を図ってまいりました。

1月21日に第8回を開催し、第13条まで進みましたが、6月議会で制定目標を果たすには、3月議会は予算審議など議会の対応で手いっぱいであることから、2月中に素案を完成させて、その後の確認作業や周知期間を十分に確保しなければ、議会の最高法規である当条例にふさわしくないとの合意から2月5日に第9回を、1週間後の13日に第10回を開催して、素案完成にこぎつけました。

早速、この素案を各課へ配付し、2月21日に行政の幹部職員の皆さんとの意見交換会を開催し、町長、副町長、教育長及び各課課長の皆さんの御出席をいただき、素案の概要説明の後、内容や文言などについて意見交換を行いました。

その後、28日の議会全員協議会で意見交換会での御意見を参考に条文を検討、見直しして、町民へのパブリックコメントを実施するための原案のまとめを行いました。完成できず、3月議会終了後の3月29日に再度条文を検討し、原案を完成させて町パブリックコメント実施要綱に準じて4月5日から5月6日まで住民パブリックコメントを実施しました。

パブリックコメントは、本庁、総合支所、山村開発センター、文化会館の4カ所へ素案を閲覧できるように設置し、町のホームページにも掲載、新聞折り込みで町民へお知らせ、協力を呼びかけ、4月16日には今年度最初の第1回区長会に2度目の参加をさせていただいて、議会基本条例原案の概要説明及びパブリックコメントの周知、御協力をお願いいたしました。

区長会で出された御意見などの主なものは、まちづくり基本条例との関係や、条例制定により議員活動や議会事務局の業務がハードになることへの御心配、基本条例をつくって議会がどう変わるのか、一般質問などで言いっ放し、聞きっ放しでなく、その後の経過を知らせてほしい、この条例の制定に期待しているなど、議会活動のさらなる充実や情報公開などへ期待の声が寄せられました。

4月26日、議会全員協議会で区長会の報告及び今後のスケジュールについて協議、確認を行いました。

また、この間、日詰教授へも原案を送付し、御意見をいただきたい旨お願いしたところ、これまでの議会改革の成果を十分に取り入れた、かなり積極的な内容となっており、近年他自治体で制定された議会基本条例と比較しても遜色ない内容となっていると、高い評価をいただきました。

その上で、議会のパブリックコメント制度の規定の必要性や、通年議会の検討、災害時における議会としての対応の検討、政務調査費の検討などの御意見をいただきました。

このことについてどのように条例へ反映したらよいかを聞くために、5月7日、議長及び局長と私の3人で静岡大学へ教授をお尋ねし、原案への率直な御意見や条例としての体裁、文言の訂正など、貴重な助言をいただいて帰ってまいりました。

また、4月5日から5月6日までの1カ月間行ったパブリックコメントにも3人の町民の方と職員1人から質問や貴重な御意見が寄せられました。

お一人の方は40件にのぼる言葉の使い方や字句の意味、文体の改善など詳細な御指摘をいただきました。主なものを抜粋しますと、文末の「ですます」調と「である」調の使い方の違いや、「住民」「町民」の使い分けについて、「しなければならない」と「するものとする」の使い分けの違いについて、また「町民」に「外国人も含む」のでは、町民に与えられる全ての権利を与えることになり、議会の対応次第では、外国の内政干渉に通ずることにもなりかねない。水源地域を外国人に買収されるなど、将来に禍根を残さないよう慎重な対応を求めるとか、町内企業を守る観点を強調してほしい、また議会図書室の充実、利便性を高める要望も寄せられました。

5月20日、第11回の特別委員会を開催し、この間の経過報告や、これまでにいただいた御意見などをもとに、原案の見直し作業を行いました。

基本的には条文での大きな見直しはなく、文言の見直しや、章立てに変える体裁の変更、逐条解説の改善などが主で、住民説明会の日程を5月30日、31日と決め、チラシ折り込みや議員全員で声をかけてチラシを渡すことや、ポスターを張り出すことなど、議会が一丸となって住民に飛び込んでいく活動を初めて体験しました。

また、パブリックコメントへの対応策についても協議しました。

5月27日の全員協議会で、川根本町議会基本条例の最終確認を行い、条例制定により町民に信頼される議会活動をより高める決意の意思統一を図って、住民説明会に臨みました。

5月30日、31日の2夜連続で開いた住民説明会には、両会場合わせて45人の参加がありましたが、一般町民は21人と少なく、職員の方々の参加に支えられた説明会となりました。

最初に、議長より議会基本条例制定に向けた意義や議会の決意が述べられ、これまでの経過説明について、初日は中田議員が、2日目は森議員が行いました。

その後、鈴木議員が委員長の立場から条例の説明を行う役でしたが、一人でも多くの人にこの条例の中身を知っていただきたいとの思いから、前文、条文、解説を1条ずつ読み上げました。

その後の質疑応答では、「しなければならぬとしているところが多いが本当にできるのか」とか「基本条例がないために今までできなかったことは何か」「議会の顔が見えないという声に議員の皆さんはどう感じているか」「町民の意見を議会に届けるにはどうすればよいか」「議員数や報酬が多いと考える町民が多いがどうか」「条例の目的が達成されているかのチェックは誰が行うのか」などなど、活発な質問や御意見が出され、議員全員の意思統一を図って策定を進めてきたことや、基本条例に沿った実践への決意は固いことなどを答えて、議会改革の第一歩を示す大変有意義な説明会となりました。

6月7日に開催した第12回特別委員会では、パブリックコメントや住民説明会でいただいた御意見などの取り扱い方法について協議し、速報版を発行することや、6月議会に上程する手続について協議をしました。

また、パブリックコメントの公開については、町の実施要綱に準じて町のホームページ上に全御意見及び回答を掲載し、個人への回答は行わないこと、正副委員長名でお礼状を送ること、住民説明会の質疑応答とあわせて速報版で主なものを抜粋してお知らせすることなどを決め、本日20日、一般新聞へ折り込みを行ったところです。

昨年6月に立ち上げて以来、合計12回の委員会では毎回、委員外議員の傍聴をお願いし、御意見もいただき、毎月の全員協議会でも協議をいただくなど、慎重かつ熱心な取り組みを進めてまいりました。その都度、委員、傍聴者など全議員の了解、合意を図り、信頼される議会への決意を固めながら本日に至っております。

パブリックコメントや住民説明会などへの町民の参加は決して多いとは言えない状況で、町民の方々の議会への関心がまだまだ低いことは残念ですが、だからこそ町民参加の議会運営は今後、議会基本条例の制定で目指すべき大きな課題と考えます。

そのためにも、今後はこの基本条例に基づいて、町民参加の町民に開かれた、わかりやすい議会運営に取り組み、町民に信頼される議会となるために本条例が制定されて大いに生かされることを期待しまして委員長よりの報告といたします。

以上、ありがとうございました。

○議長（板谷 信君） 以上で報告が終わりました。



◎日程第4 承認第1号 専決処分した事件の承認について（川根本町
税条例の一部を改正する条例について）

○議長（板谷 信君） 日程第4、承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 承認第1号、専決処分した事件の承認についての提案理由とその内容

を御説明いたします。

本案は、地方税法の一部を改正する法律等が平成25年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、地方税法と町税条例の整合性を図るため、町条例の一部を改正する必要が生じました。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月30日川根本町税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告させていただきます、御承認をお願いするものでございます。

提出議案の1ページから7ページと新旧対照表をあわせてごらんください。

最初に、新旧対照表の1ページと7ページをごらんください。第34条の7及び附則第7条の4の改正は、寄附金税額控除について復興特別所得税額の加算に伴う改正でございます。

次に、1ページから3ページをごらんください。

第54条及び第131条の改正は、独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業の施行に伴い、指定された仮換地等に係る特別措置及び旧農用地整備公団法に規定する業務の用に供する固定資産税に係る非課税措置の廃止に伴う改正でございます。

次に、3ページから5ページをごらんください。

附則第3条の2及び4条の改正は、市中金利が低下していること等を踏まえ、国税の見直しに合わせ、延滞金の引き下げの特例に伴う改正でございます。

次に、6ページから7ページをごらんください。

第4条の2の改正は、公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税承認が取り消された場合における所得税の課税について、対象となる公益法人に一定の要件を満たした法人が加わったことによる改正でございます。

第7条の3の2の改正は、個人住民税の住宅借入金等特別控除について、期限を4年間延長するとともに、消費税率引き上げに伴う影響を平準化する観点から、新消費税率により課された場合の控除限度額を拡充したことによる改正でございます。

次に、7ページから13ページをごらんください。

第17条の2の改正は、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例のうち、一部特例が廃止されたことによる改正でございます。

第23条の2の改正は、復興支援のため税法上の措置として、東日本大震災により居住の用に供することができなくなったものの相続人が居住用財産を譲渡した場合の課税の特例等を受けられることとしたことによる改正でございます。

第24条の改正は、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除について、消費税率引き上げに伴う影響を平準化する観点から、新消費税率により課された場合の控除限度額を拡充したことによる改正でございます。

次に、提出議案の6ページから7ページをごらんください。

附則の第1条で施行期日を定め、第2条では延滞金に関する経過措置を、第3条では町民税に関する経過措置を、第4条では固定資産税に関する経過措置を定めております。

以上、専決処分しました川根本町税条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきました。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

2点お伺いします。

1点目は、専決処分をした理由についてなんですけれども、議会が179条第1項の規定によりということと4つあるわけなんですけれども、そのうちの議会を開くいとまがないというのが理由だったと全協でお聞きしましたけれども、4月1日の改正に間に合わないということだと思いますけれども、附則のところを見ても、施行期日がいろいろありまして、ただ、4月1日から施行するというふうに書いてあるんですけれども、その各条文によっては平成26年1月1日とか、27年1月1日とか、本当に緊急な改正になっていないところがほとんどなんですけれども、4月1日に改正が遅れると当町において影響が出るものがあるのかどうか、どうしてもこういう専決でやらなければいけないのかどうかと考えていらっしゃるのかどうかその点についてお聞きします。

ごめんなさい、ちょっと上がってまして。

それから、2点目です。

地方税法の一部を改正する法律案の概要という資料が全協で配られたんですけれども、1から4までの改正のうち、当町や住民に影響するものと、もし影響するものがありまして、その影響の具体的な内容について説明をお願いします。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） まず、第1点目の御質問にお答えをいたします。

今回、地方税法の一部を改正する法律案、これが3月30日に通ることによって、今回専決をお願いした部分がございますけれども、その直接的な影響の部分はどういうところかと申し上げますと、例えば復興支援に対する税制上の対応、いわゆる期間延長するというものは25年4月1日から施行しないと対象にならないというものもございます。

それから、固定資産税等の特例措置、これらも同様において期間延長ということは、特例措置が切れてしまうということになりますので、4月1日から施行という部分については開くいとまがないということで御理解いただきたいと思っております。

御質問の中にありました例えば固定資産税、特別土地保有税の納税義務者の特例措置の廃止の部分のうちにおいて、独立行政法人の森林総合研究所等が行う相互事業における仮換地等、これらについては施行日からの施行ということでよろしいわけでありまして、例えば例に挙げられましたように住宅土地税制、これらについても施行日等が後年である、それは税制大綱の中において、消費税率の引き上げ等も構える中において二段構えとか、そういう

部分に合っているという部分もあります。ただ、これらについて地方税法についての改正が出されているという案件であることと、本来、通常議会でも審議いただくという内容等にもあるという側面もありますけれども、今回においてはいわゆる控除の拡大であるとか、そういう部分、また地方税法の一部の部分において定められているところから、私たちの町での特別の条項をうたえるという、そういう参酌余地もないということから、今回4月1日の施行ということでの専決処分をさせていただいたということでございます。

これからこの専決等についても御意見のとおり、十分審議をいただく部分、例えば今回の中に入っていない部分には、我が町特例的な寄附金の指定のところとか、こういう部分もでございます。これらは慎重にデータ等もとった中でこれから追加でやっていくという部分がございますので、必ず専決で行うというものではありませんので、今回は先ほど申し上げました理由等によって専決処分とさせていただいたということでございます。

あと、2番目については所管の課長からお答えをさせていただきます。

○議長（板谷 信君） 税務課長。

○税務課長（栗原 卓君） 2番目の当町や住民に影響するものという御質問ですが、延滞金の改正につきまして適用が26年1月1日からということでございます。25年度の予算にしましてはほとんど影響しないと考えますが、27年度以降の延滞金の収入につきまして影響が出てくると思われます。それで、現年分の延滞金が減少するものと考えます。延滞金の収入額なんですけれども、国保を含めまして23年度が79万5,249円、24年度が79万8,075円であります。改正によりまして約28万9,000円ほど減少するものと思われます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 1点目の答弁で非常に期待していた答弁がありまして、ちょっとびっくりしたんですけれども、本当に今まではこういう国の法律改正によって3月末に行われるということで、専決で全てほとんど当たり前みたいにやってきたわけなんですけれども、副町長の御答弁では重要なことについては、今回は町にそんな大きな影響があるものではないし、町で参酌できる部分がないこともあってということだったんですけれども。

私が心配したのは、今、大きな関心事といいますか、重大な問題になっている消費税増税、来年4月から8%へ、27年10月から10%へということで、大きな政治課題になっているわけなんですけれども、そういうことが、消費税増税が国でされました専決で法律、税条例、変えまますなんていうことになると、本当に議会が何も審議しないでそういうことになってしまうのでは困ると思って通告をしたわけなんですけれども、そういう重大な課題が出たときには、例えば先ほど副町長は3月30日に制定されたと言われましたけれども、29日に可決成立しているんですよ、地方税法は。だから、それから地方に各自治体に来るんでしょうから、すぐにというわけにはいかないでしょうけれども、やっぱりきちんと基本的には議会が審議をして、採決をしていく、承認をしていくということが基本ではないか、これからは特にそういう重

大な問題が控えているということがありますので、ぜひその点を確認したいなと思います。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 今回地方税法の一部を改正する法律に基づく今回の専決については先ほど申しあげましたんですけれども、所得税法、それから地方税法、それらの上位法というものがございまして、それらに全くそぐわない町の税条例の改正ということは、これは法律上のかみ合わせがないということになりますので、そういうものが果たしてできるかどうかという問題性はあります。

ただ、いずれにしましてもいろいろな要件、例えば地方分権というような形の中で、地方における権限とか、税の中にも認められてきておりますので、そういう部分については当然いろいろな御意見をいただきながらの制定をしていかなければいけないというふうに思います。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例の一部を改正する条例について）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例の一部を改正する条例について）は原案のとおり承認することに決定しました。



◎日程第5 承認第2号 専決処分した事件の承認について（川根本町
国民健康保険税条例の一部を改正する条例に
ついて）

○議長（板谷 信君） 日程第5、承認第2号、専決処分した事件の承認について（川根本町

国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 承認第2号、国民健康保険税条例の専決処分について提案理由について御説明いたします。

国民健康保険税の被保険者均等割額または世帯別平等割の減額について、減額の対象を判定する基準額の算定において、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した者を国民健康保険税の算定上含むこととする措置について、移行後5年目までの間に限っていた要件を撤廃し、恒久的な措置として算定するようにすること、また国民健康保険税の世帯別平等割に対して、移行後5年間は世帯別平等割額を2分の1軽減する措置に加え、特定継続世帯として、引き続き3年間は世帯別平等割額を4分の1軽減する措置が講じられたこと、及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律において、東日本大震災により、その有していた居住用家屋が滅失等により居住することができなくなった者の相続人が、家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合に、相続人はその家屋を被相続人がその取得した日から所有していたものとみなして、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例を受けることができる措置について、附則第18項に規定する同法律の特例措置を平成25年度課税分の国民健康保険税から適用することができるように改正するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

これも2点質問をいたします。

特定世帯数、特定継続世帯数ということが出てきていますけれども、この世帯数と、この改正による影響額、特定継続世帯3年間4分の1軽減というのが新たにできたということで、どのような影響額があるのか。

それから、その継続世帯となって4分の1軽減されることで保険料の減収が起きるわけですが、これが国保会計としての減収はみんなの結局負担になっていくのかどうか、加入者の。そういうところがちょっと心配になるわけですが、どのような対応がされるのか、お伺いいたします。

○議長(板谷 信君) 生活健康課長。

○生活健康課長(伊藤千佳子君) 御質問いただきました特定世帯数、また特定継続世帯数及び影響額について御説明させていただきます。

25年度の税制改正によりまして、この後期高齢者医療へ移行後5年目までとされていた国保税の軽減判定所得を算定する特例措置を5年の期限を区切らない恒久措置としたものです。

けれども、この恒久化部分におきましては160世帯が該当しております。

また、同じく激変緩和措置の一つとしまして国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者に属する世帯の国民健康保険税について、移行後5年目までの間、世帯別平等割額の2分の1額を減額する措置に加えて、移行後6年目から8年目まで世帯別平等割額の4分の1を減額するという措置を3年間延長するものですが、その部分におきましては120世帯が対象世帯となっております。44%の割合になります。

また、この特定継続世帯の軽減措置によって保険税が減額される部分につきましては、120世帯で34万円となっております。

また、この減額部分ですが、保険料軽減分の保険基盤安定繰り入れの部分で町から繰り入れた部分の4分の3が県の負担金として財源になります。

以上です。

○議長（板谷 信君） いいですか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ありがとうございます。

それで、この後期高齢者医療制度というのが導入されたことによって75歳以上の高齢になると今まで扶養世帯だったのが、結局扶養から抜けて後期高齢医療に移される。そのことによって御本人の年金から医療保険料が天引きされるということが起きているんですけども、これは国保の場合はその支援金の部分ですが、そういうことで本当に高齢者にとっては非常にショッキングというか、75歳になったときによくわかっていない人たちが多くて、何で年金が減らされるんだということで大変批判が大きいもので、前民主党政権でも撤廃を公約していましたが、現自民政権に戻って、もう廃止の見通しは全くなくなってきたわけですが、そのことによってこういう恒久措置というんですか、恒久法として制度にしていくのかなとなると、この後期高齢者、もとになっている医療制度というのは、もうこのまま行ってしまうのかなという不安があるんですけども、そのことについて当局に聞いても、国の政治の方向ですので、わからないとは思いますが。

こういう後期高齢者医療制度の導入によって国保世帯から後期高齢に移されてしまう、そういう人たちにこのように、そういう世帯に軽減措置が設けられて恒久制度化される。そのことは一定評価できるわけですが、結局8年、5年プラス継続の3年が過ぎると、もう完全に100%の課税になるわけですが、そういう対象者にとっては、これは軽減の措置なんだけれども、基本的にはこの負担増がもう8年で打ち切られて、本当は5年で打ち切られていたのが3年延びただけだよということなんですけれども、そのことについて川根本町として、そういう負担増になっていく世帯を支援する、そういうことを継続的に8年で打ち切りではなくて、そういうことを考えることはできないのでしょうか。

○議長（板谷 信君） 質問もわかりやすく、端的に。

○10番（鈴木多津枝君） 最後のでいいです。

○議長（板谷 信君） どちらで。では副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 後期高齢者医療制度、その制度というものがいわゆる制度の運営がどういう単位であるかというようなことに対しての大きな疑問点というか、そういうことも含めた中での御質問かと思うんですけれども、確かにこれは一般の国民健康保険を抱えている課題にも共通してくるのではないかとは思いますが。ただ、この後期高齢者医療制度そのものから言いますと、その会計の中での運営という形で、これを法定外のような形の繰り入れということは、これはちょっと制度上から言って少し筋が違ってくるというふうに考えています。

ただ、一般、退職、退職は支払基金からの補填がありますけれども、それから後期高齢者、介護保険等、現在、町の方では例えば20年度の後期高齢者医療制度が始まった時点からの負担の平準化という、そういう扱いで行っておりますので、そういう問題も包括的に言えばそこで解釈がされていくのではないかというふうに思っております。

ただ、これについては余り性急な結論的なものをここで申し上げるわけにはいかないという部分があります。それはどうかというと、では基金が今までどうされて積み重ねてきたのかとか、全体的にどういうふうに考えていくのかということ国保運営協議会等も慎重に審議をしていただいた中でやっていかなければならないというふうに思っています。

ただ、町としてはやはり20年、後期高齢者医療が始まった時点からの、そういう1人当たりの御負担額の平準化というものを目指してはおりますので、そういう点では長期的な部分も、そういう御理解の方をいただきたいと思えます。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、承認第2号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）は原案のとおり承認することに決定しました。



◎日程第6 承認第3号 専決処分した事件の承認について（平成25年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について）

○議長（板谷 信君） 日程第6、承認第3号、専決処分した事件の承認について（平成25年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 承認第3号、専決第3号、平成25年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算第1号の概要について説明いたします。

これは5月31日付で専決処分させていただいておりますが、今回の補正は平成24年度において介護保険事業特別会計が歳入不足となったため、地方自治法施行令第166条の2の規定により繰上充用の措置を講じる必要が生じたため、その補正をお願いするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の介護5ページをごらんください。

第9款前年度繰上充用金、第1項前年度繰上充用金は3,523万7,000円の追加です。これは平成24年度において3,523万7,000円の歳入不足が生じたため、繰上充用の予算措置をするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の介護3ページをごらんください。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金は1,262万9,000円の追加です。これは介護給付費国庫負担金が平成24年度において不足を生じたため、国庫負担金の精算交付金分となります。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金は1,387万8,000円の追加です。これは社会保険診療報酬支払基金による介護給付費交付金が、平成24年度において不足を生じたため、交付金の精算交付分となります。

第5款県支出金、第1項県負担金は755万3,000円の追加です。これは介護給付費県負担金が平成24年度において不足を生じたため、県負担金の精算交付分となります。

第7款繰入金、第2項積立基金繰入金は117万7,000円の追加です。これは平成24年度において歳入不足を生じたため、介護給付費準備基金繰入金による精算分となります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

4点質疑を行います。

まず最初に、国・県などの歳入不足が生じた原因について。

それから、2点目は5月の全協で配付された資料では不足額が4,260万8,394円ということで、そのうち国交付金の不足分854万6,466円は追加交付がないという説明でした。この分に24年度会計で地域支援事業、国・県補助金の剰余分260万4,499円と24年度から25年度への繰越分465万2,712円を充当した残りの129万1,183円に支払準備基金を充当するという説明だったのですが、今回数字が確定したということで、少し数字が動いていますけれども、不足額が3,523万7,000円になって、11万4,183円さきの説明より減りました。そして基金充当額が117万7,000円ということで、ここも減ったわけですが、129万1,183円から117万7,000円に減ったんですけれども、何の部分が減ったのかをお聞きいたします。

それから、3点目ですけれども、24年度当会計の補正予算を計上する必要はないのかについて確認をいたします。

それから、4点目、歳入不足による当会計が被る損害は幾らで、今後の介護保険事業計画への影響はないのかどうか、その点について4点お聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（前田修児君） それでは、今の鈴木議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の国・県などの歳入不足が生じた原因はということでもありますけれども、これは県の説明を受けましたけれども、国が平成24年度の交付金の算定、これに当たりましてこれまでの実績に基づく伸び率で国が計算をして、その結果少なく、歳入不足となったという回答がありました。本町では県に対しまして、平成24年度の交付金の国の内示額、これが明らかに不足するというのが12月に判明したんですけれども、そのときに県に対してこのままでは歳入が足りなくなるということで、増額を希望しております。ところが、その希望もむなしく、結果的に県の方はこの国の計算式によるものしかないという返答をいただきまして、今回交付額が実績より少なく交付されたというものであります。

なお、本町では、この介護保険事業始まってからこれまで、国・県の交付金が不足するということは今までありませんでした。例年ですと過年度分の精算分として国・県にお返しする、それが通常でありました。

それから2点目、この117万7,000円という額が少し減ったのはどの部分かという御質問でありますけれども、先ほど議員の方から11万4,183円減ったということがありましたけれども、実質的には計算式がちょっとそのまま予算から引かれたものですから、端数が入っていませんで、実際には11万4,759円という額が減っています。これは5月の全員協議会で御説明をさせていただいたときの資料というのは5月24日現在のものであります。その後、5月31日までの間に滞納分の保険料収入の合計が11万円、それからその督促手数料が1,800円、それから歳計現金の預金利子というものの配分がありまして、それが2,959円、総計で11万4,759円、これがその後入金されたということで確定したものであります。

それから、3点目の平成24年度当会計の補正予算は必要がないのかという御質問ですが、今回繰上充用というものは、平成24年度の決算、全て決算が確定してから、その不足

分を平成25年度で補正して繰り入れるというものでありますので、例えば3月補正があつて、それでなおかつ補正する必要があるということではなくて、確定してからのものでありますので、平成24年度会計の補正というのはありませんというものであります。

それから、4点目の歳入不足による当会計が被る損害は幾らで、今後の介護保険事業への影響はないのかということでもありますけれども、今回国・県の交付金の歳入不足につきましては、結果的に精算分の全額が平成25年度、これは全協でも少し説明させていただきましたけれども、支払基金交付金が10月ごろ、それから国・県の交付金については来年3月ごろに入金するというものでありますので、特にこの町の介護保険会計そのものに損害が出るというものはありません。要は、もらい過ぎて返すのか、あるいは不足したから、後から国・県から不足分をいただくかということになっております。

当然でありますけれども、今回の歳入不足そのものというものにつきましては、今後の当町の介護保険事業の計画に影響を、これが直接影響を及ぼすというものではないということでもあります。

以上であります。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第3号、専決処分した事件の承認について（平成25年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、承認第3号、専決処分した事件の承認について（平成25年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について）は原案のとおり承認することに決定しました。



◎日程第7 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（平成24年度川根本町一般会計）

○議長（板谷 信君） 日程第7、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について（平成24年度川根本町一般会計）を議題とします。

繰越明許費繰越計算書については報告議案です。

本案について、町長からの説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 報告第1号は、平成25年3月定例会において御承認をいただきました平成24年度川根本町一般会計繰越明許費について、繰越計算書のとおり確定しましたので報告をするものです。

資料1ページをごらんください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、事業名、天竜ワークキャンパス改築整備事業費補助金は翌年度繰越額57万6,000円です。

第6款農林水産業費、第1項農業費、事業名、茶業推進対策費、農業体質強化基盤整備促進事業は翌年度繰越額1,232万円です。

第2項林業費、事業名、町単独事業、集落道富沢線用地測量業務委託は翌年度繰越額945万円、森林環境保全整備事業、林業専用道塩野線開工事は翌年度繰越額1,823万円、道整備交付金事業、林道寸又線改良工事は翌年度繰越額1,026万円、県単独林道開設事業、施業道ヒラト線開工事は翌年度繰越額1,581万5,000円、町単独事業、林道寸又線改良工事に伴う水道移設工事は翌年度繰越額210万円です。

第7款商工費、第1項商工費、事業名、寸又峡野天風呂建設設計業務委託は翌年度繰越額294万円です。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、事業名、川根本町内吊橋点検業務委託は翌年度繰越額250万円です。

第3項河川費、事業名、川根本町洪水ハザードマップ作成業務委託は、翌年度繰越額790万円です。

資料2ページをごらんください。

第9款消防費、第1項消防費、事業名、町単独消防施設整備事業、第8分団1部詰所建築工事は翌年度繰越額1,279万1,000円、町単独消防施設整備事業、第8分団1部詰所建築監理委託は翌年度繰越額90万円、町単独消防施設整備事業、第8分団1部詰所解体工事は翌年度繰越額115万円、町単独消防施設整備事業、下沢間防火水槽移設工事は翌年度繰越額450万円、町単独消防施設整備事業、下沢間火の見櫓移設工事は翌年度繰越額21万円、町単独消防施設整備事業、同報無線設備等移設工事は翌年度繰越額70万8,000円です。

なお、各事業の進捗状況につきましては、資料の3ページ、4ページをごらんください。

以上、繰越明許費について御報告させていただきました。

○議長（板谷 信君） これで報告は終わりました。

これについては地方自治法施行令第146条第2項の規定により、町長が議会へ報告するものですので、御了承ください。

◇

◎日程第8 議案第30号 財産の取得について

○議長（板谷 信君） 日程第8、議案第30号、財産の取得についてを議題とします。

本案について、町長からの説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第30号、財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は平成25年度町単独事業デジタル防災行政無線システム整備機器購入物品売買契約の議決を求めるものであります。

本事業につきましては、去る6月13日に6社をもって指名競争入札を執行する予定でしたが、指名業者6社中5社から辞退届が提出されましたことに伴い、指名委員会において地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び8号に基づき、6月12日に随意契約に移行することとし、6月13日に株式会社日立国際電気静岡営業所所長、昆宏樹との見積もり合わせを実施いたしました。

その結果、契約金額7,770万円で物品売買契約を締結しようとするものであります。

納期につきましては、議決の日の翌日から平成26年3月24日を予定しております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

4点についてお伺いいたします。

最初に、入札予定価格と入札指名業者の名前をお願いいたします。

それから、2点目は随意契約とした理由の説明をお願いいたします。

それから、3点目、今年度の予算で消防費の災害対策費でデジタル防災行政無線システムの静岡県との共同整備費用として、工事請負費で2億1,779万9,000円、備品購入で1億2,751万8,000円が計上されていますけれども、今回随意契約による額は7,700万円、備品購入の部分とのことですけれども、当初予算の1億2,751万8,000円の61%にしか当たりません。どのような理由でこのような差が出たのか、説明をお願いいたします。

それから、こういう予算との大きな違い、入札もなく随意契約をしたということですが、設備内容などに問題がないかどうか、心配な点がないかどうか、そういう確認をどういうふうにされたのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（筒井佳仙君） それでは、鈴木議員の4点の質問についてお答えいたします。

まず最初の入札予定価格と入札指名業者の公表の件ですが、入札契約の内容につき

ましては、従来、契約成立後に総務課において公表させていただいております。この契約につきましては今、仮契約中であり、本契約締結後に総務課において従来のような方法で公表いたしますので、確認していただきたいと思います。

次に、随意契約をした理由ということですが、これにつきましては平成25年6月13日、6社をもって指名競争入札を執行する予定でございましたが、前日までに指名業者6社中5社からの辞退届出がありました。物品の購入製造請求に係る競争契約入札心得書第10条に基づき入札を不執行といたしました。これにより6月12日に指名委員会を開催し、今回の物品納入が特殊性を有する機械の納入となりますので、川根本町入札事務取扱要綱に基づく追加指名業者ではなく、同理由から地方自治法施行令167条の2第1項の2は契約の性質または目的が競争入札に適さないとするとき、及び第8条は競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないときに基づき随意契約とさせていただいたものです。

3番目の当初予算の61%しかないということですが、これにつきましては当初静岡県と共同で南部地域の白羽山中継所、あと町単独で北部地区の桑野山中継所を整備するべく予算計上してございましたが、桑野山中継所を整備しても接岨地区と寸又峡地区に不感地帯が解消できないということから、この不感地帯を何とか解消できないものかということで、今、総務課において再度中継所の位置等も含め検討しているところであります。

このため、桑野山中継所の整備工事と北部地域の機器購入は一時凍結し、県と共同で進めております南部地域の機器購入のみを発注するものであります。

次に、設備内容などに問題はないかということですが、3番目の質問のお答えのとおり、金額は数が南部地域のものを先行して買ったということですので、数量が減った分、金額が減ったということですので、設備内容などに問題ないものと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑は。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 工事の内容が私は全くわからないわけですが、内容についての説明もありませんでしたし、インターネットでちょっと調べたところ、宇治市の例が出てきまして、予定価格が2億3,520万円で入札を2010年にやっているんですけども、8社中6社が辞退をして、パナソニックに1億9,400万円で落札をしたということで、金額がそんなに予定価格より安いわけではなくて、ほぼ妥当だと思われるような価格で落札しているけれども、ここでも6社が辞退をしているということを見て、おや、とその記事を読みました。

その中で、設備に心配がないかという通告を、これを読んで追加したんですけども、そこには標準規格は5ワット以下というふうに書いてありました。なのに宇治市の仕様書は特定メーカー仕様の2ワットになっていて、出力不足が懸念されるということで、山間地域が

多いところの整備については5ワット以下ではパワーが足りないのではないかと、そういう心配があるというふうな、送受信ができない地域が発生するおそれがあるというふうなことが書かれていました。

それで、この計画、仕様がどのようになっているのか、全くわからないんですけれども、そういう確認はされているんでしょうか、パワーの問題。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（筒井佳仙君） 富士市の……

（「宇治です。富士じゃなくて」の声あり）

○総務課長（筒井佳仙君） 京都の宇治ですか。すみません。富士市だと思って。

ここに県内の整備状況の一覧があるわけなんですけれども、県との共同整備を予定している市町が13市町村あります。単独で今回、川根本町の整備を進めております260メガヘルツ帯へ単独で移行するところが14市町あります。

そのほか、いわゆる第三者無線といいますか、タクシー無線の周波数帯を使って整備した地域が5市町ありまして、残りの3市町については今、方針をまだ検討しているとか、いろいろほかの理由があります。

このようにタクシー無線というのですか、あのような900メガヘルツ帯なんですけれども、その無線で行えばかなり経費も抑えられるわけなんですけれども、ほとんど平坦地な市町にこれは限られるということで、山間部あるいは面積の多い川根本町においてはこの方式は適さないということで260メガヘルツ帯で開発を今しておるところですけれども、先ほど申しましたように、桑野山の中継所で不感地帯が出るということで、再度設計を見直して、今検討してその結果が出次第、発注する予定であります。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号、財産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第30号、財産の取得については原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩といたします。
再開は10時45分といたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時44分

○議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。



◎委員長報告の訂正

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○議会基本条例検討特別委員長（鈴木多津枝君） すみません。先ほど議会基本条例検討特別委員会の報告をさせていただいたんですけども、その中で間違いが2カ所ほどありますので、訂正をさせていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

○議長（板谷 信君） はい。

○議会基本条例検討特別委員長（鈴木多津枝君） 1点目は委員会の委員の皆さんの名前の読み間違いで、副委員長、中田議員のところを「ナカタ」隆幸議員と読みましたけれども、「ナカダ」隆幸議員の間違いでした。

それから、委員の高畑雅一議員のところを高畑「マサイチ」議員と読みましたので、これも「マサカズ」議員に訂正させていただきます。

以上です。

○議長（板谷 信君） それでは、会議に入ります。



◎日程第9 議案第31号 川根本町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

○議長（板谷 信君） 日程第9、議案第31号、川根本町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第31号、川根本町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、議案上程理由を御説明いたします。

新型インフルエンザは毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、おおよそ10年から40年の周期で発生していると言われております。

ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、人から人に感染するようになった場合、世界的な大流行となって多くの人命が失われる恐れもあり、社会全体の混乱が懸念されます。

また今後、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に、社会的影響が大きいものが発生する可能性もあります。

こうした状況の中、国は病原性の高い新型インフルエンザや同様の危険性がある新感染症に対して、4年前の新型インフルエンザの教訓を踏まえ、必要な法制度を整えておく必要があることから、政府行動計画等の策定、政府対策本部の設置、さらに新型インフルエンザ等緊急事態における特別な措置を定め、国民の生命及び健康を保護し、国民生活と国民経済に及ぼす影響を最小限にとどめ、各種対策の法的根拠の明確化を図るため、平成24年5月11日付で新型インフルエンザ等対策特別措置法を公布し、本年4月13日に施行しました。

特別措置法では、国内発生が確認され、国において必要に応じ新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令された場合には、市町村長は直ちに市町村対策本部を設置することとなっております。

市町が新型インフルエンザ等対策本部を設置するに当たっては、事前に特別措置法に準じて新型インフルエンザ等対策本部条例の制定が義務づけられております。このことにより、当町においても新型インフルエンザ等対策本部条例の制定が必要となります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第31号は第1常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、川根本町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については第1常任委員会に付託することに決定しました。

◇

◎日程第10 議案第32号 平成25年度川根本町一般会計補正予算
(第1号)

○議長（板谷 信君） 日程第10、議案第32号、平成25年度川根本町一般会計補正予算第1号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第32号、平成25年度川根本町一般会計補正予算第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,458万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億3,658万1,000円としたいものです。

第2表では、債務負担行為について新たに事業を追加したいものと、事業の限度額について補正したいものであります。

第3表では、地方債の限度額について補正をしたいものです。

今回の補正は、戸籍電算システムの変更に係る業務委託料等の追加、介護保険の小規模多機能型居宅介護施設にスプリンクラーを設置するための整備費の追加、町内の医療機関に設置する医療機器の購入費の追加、公設民営による本川根歯科医院開院に向けての整備費の増額、本川根診療所の浄化槽ブロアポンプ及び上長尾診療所の空調機の修繕工事費の追加、プレミアム付きお買い物券発行事業費の増額、町内の避難所予定箇所2カ所への資機材購入費の追加などが主なものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の一般11ページからごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費は16万7,000円の増額です。これは庁舎管理費として庁舎敷地内にある廃棄物の処分費の追加です。

第4項戸籍住民基本台帳費は249万9,000円の増額です。これは戸籍電算システムの改修に係る業務委託料及びシステム保守に係る委託料の追加をお願いするものです。

第3款民生費、第1項社会福祉費は206万1,000円の増額です。これは、介護保険費として小規模多機能型居宅介護施設にスプリンクラーを設置するための補助金を追加するものです。12ページをごらんください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は2,055万3,000円の増額です。これは保健衛生総務費として、職員の産休に対応するための健康増進に係る臨時職員の人件費の追加です。地域医療推進費として、公設民営による本川根歯科医院の開院に向け、医療機器について着任予定医師が所有する医療機器の設置に係る委託料及び既設医療機器の処分委託料の追加と、同医院の施設改修に係る工事費の増額、本川根診療所の浄化槽ブロアポンプの故障に伴う修繕工事

費の追加、上長尾診療所の空調機器故障に伴う修繕工事費の追加、上長尾診療所及びいやしの里診療所、渡邊歯科医院に設置する医療機器購入費の追加、いやしの里診療所において、島田市民病院皮膚科といやしの里診療所との間の遠隔診療支援に使用するビデオ会議システム導入に係る経費の追加に対応するよう特別会計の補正を行うことによる繰出金の増額をお願いするものです。

13ページをごらんください。

第6款農林水産業費、第2項林業費は480万円の増額です。これは林道費として林道南赤石線の改良工事費の増額と、施業道ヒラト線開設工事に伴う支障木等の補償費の追加をお願いするものです。

第7款商工費、第1項商工費は555万2,000円の増額です。これは商工業振興費として商工会プレミアム付きお買い物券発行事業費補助金の増額と、ウッドハウスおろくぼ運営費として施設に設置されているスライド型小型冷蔵ショーケースの故障に伴う機器購入費の追加をお願いするものです。

14ページをごらんください。

第8款土木費、第1項土木管理費は178万3,000円の増額です。これは使用車両の故障に伴う車両購入費等の追加をお願いするものです。

第2項、道路橋梁費は932万6,000円の増額です。これは町道の舗装及びトンネルの点検に係る委託料の追加をお願いするものです。

14ページ、15ページをごらんください。

第9款消防費、第1項消防費は1,546万9,000円の増額です。これは災害対策費として、本川根小学校及び川根高等学校を避難所として活用するよう、同施設に配備する資機材整備費の追加と、今年度整備予定のデジタル防災行政無線整備事業に対する施工監理業務委託料の追加と、同整備事業に対する市町村合併推進体制整備費国庫補助金の内示に伴う財源更正をお願いするものです。

15ページをごらんください。

第10款教育費、第1項教育総務費は84万4,000円の増額です。これは通学バス等運営費として接岨線スクールバスのオートマチックミッションの故障に伴う修繕料の増額をお願いするものです。

第2項小学校費は120万6,000円の増額です。これは学校管理費として第一小学校プールの修繕工事費の増額と、中川根南部小学校に設置されているポスタープリンターの故障に伴う機器購入費の追加と、教育振興費として中川根第一小学校及び中川根南部小学校、本川根小学校で使用する理科備品購入費の追加をお願いするものです。

16ページをごらんください。

第3項中学校費は32万1,000円の増額です。これは教育振興費として中川根中学校及び本川根中学校で使用する理科備品購入費の追加をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般9ページをごらんください。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金は2,488万8,000円の増額です。これは教育費国庫補助金として町内小中学校で使用する理科備品購入費に対する理科教育設備整備費補助金の追加と、土木費国庫交付金として、町道及びトンネル点検に対する安全・安心な交通確保の交付金の追加と、合併市町村国庫補助金として、デジタル防災行政無線整備事業に対する市町村合併推進体制整備費国庫補助金の追加をお願いするものです。

9ページ、10ページをごらんください。

第14款県支出金、第2項県補助金は867万3,000円の増額です。これは民生費県補助金として、小規模多機能型居宅介護施設へのスプリンクラー設置に対する介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金の増額と、町内医療機関に設置する医療機器購入に対するへき地医療対策事業費補助金の追加をお願いするものです。

10ページをごらんください。

第18款繰越金、第1項繰越金は2,892万円の増額です。これは前年度歳計剰余金の一部を計上するものです。

第20款町債、第1項町債は210万円の増額です。これは衛生費として町内医療機関に設置する医療機器購入に対する経費に係る過疎対策事業債の増額をお願いするものです。

第2表債務負担行為補正につきましては、一般3ページ、4ページをごらんください。

役場庁舎内の総合行政システム機器賃貸借契約及び同機器の保守契約、役場庁舎内の情報系機器賃貸借契約及び同機器の保守契約、ごみ収集における金属類、空き瓶類、ペットボトル類、発砲スチロール、資源トレイ類、アルミ缶、飲料用紙パックの運搬業務委託、戸籍事務電算化業務委託の追加をお願いするものです。総合行政システム機器及び情報系機器関係については平成30年度まで、ごみ収集運搬業務委託及び戸籍事務電算化業務委託については平成26年度までの契約となります。

また、変更事項として山村開発センターAED賃貸借契約について、限度額を4万円増額し36万円とし、町内小中学校AED賃貸借契約について、限度額を24万円増額し216万円とし、文化会館AED賃貸借契約について、限度額を4万円増額し36万円とするようお願いするものです。

第3表地方債補正につきましては、一般5ページをごらんください。

へき地医療施設整備促進事業として上長尾診療所、いやしの里診療所及び渡邊歯科医院への医療機器購入経費の財源として、過疎対策事業債の起債限度額を1億7,350万円に増額補正するものです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告に従いまして何点か質疑をさせていただきます。

まず最初に歳出の方なんですけれども、11ページから。2款4項1目13節の委託料249万9,000円、システム改修で増額になっているんですけれども、この改修の内容について、どういうことを改修するのか説明を求めます。

それから、3款1項7目19節の介護基盤緊急整備等特別対策補助金206万1,000円について、自己負担も177万1,000円ぐらいあるという説明があったんですけれども、これは全額国から来るトンネル形式に予算が計上されているんですけれども、町の補助をつけないのはなぜなのかお聞きいたします。

それから、13ページの6款2項5目の22節補償金のところなんですけれども120万円増額なんですけれども、面積が3,700平米ということで、当初予算で300万円計上してあったんですけれども、これが同じところであれば、今回の増額分を合わせると1㎡1,135円となり、かなり高い金額ではないかなと思うんですけれども、これは町の基準に基づく金額で算定しているのかどうかお聞きいたします。

それから、木の年齢、伐採した木はどういうふうにされるのかお聞きいたします。

それから、7款1項2目19節の商工会プレミアム付きお買い物券発行補助金の530万円の増額についてなんですけれども、1回目の販売をやったわけなんですけれども、不公平という、いろいろな苦情が上がりまして、今回の7月に発行するための額を増額するということなんですけれども、こういう苦情に対してどのような改善を考えておられるのかお聞きいたします。

それから、14ページの8款2項1目道路維持費のところの13節委託料932万6,000円、3点細節で上がっているんですけれども、合計して932万6,000円について、半分以上が町の一般財源になっていますけれど、細節4、5、6のそれぞれの点検や試験方法、走行試験とか、舗装CBR試験委託料などがありますけれども、その方法、内容などをお聞きいたします。

それから、9款1項4目の災害対策費の11節需用費の消耗品費で606万1,000円の増額になっていますけれども、各学校へ配布する備品と、その施設ごとの数量をお聞きいたします。

それから、最後なんですけれども、15ページの13節委託料のデジタル防災行政無線システム整備施工監理業務委託料で940万8,000円が計上されていますけれども、この積算根拠を求めます。そして、ここに財源として市町村合併推進体制整備費国庫補助金2,000万円がこの目に入っているわけなんですけれども、この補助金について歳入の方になりますけれども、この補助金についてこれまでに使った額と残りの額をお聞きいたします。

以上です。

○議長（板谷 信君） それでは、答弁の方をお願いします。

順番でいいですか。それでは、生活健康課長。

○生活健康課長（伊藤千佳子君） ただいま鈴木議員より249万9,000円増額の戸籍関係のシス

テム改修の内容はどのようなものかという御質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

これは東日本大震災におきまして、宮城県の南三陸町、女川町及び岩手県の陸前高田市、大槌町の4市町の役所が津波の被害を受け、戸籍正本が失われてしまいましたが、管轄の法務局が保存する戸籍副本データ等によって再製することができました。しかし、市区町村と管轄法務局は場所的に近接することが考えられ、広範囲な大災害時におきましては正本及び副本ともに同時に失ってしまう危険があることなどの問題が顕在化いたしました。

そこで、この問題を防止するためには、全国統一の戸籍副本データ管理システムを平成25年10月から導入し構築することになりました。このことに伴う戸籍電算システムの係る委託料の増額補正をお願いするものです。

244万9,000円のうち、委託料細節4戸籍電算システム業務委託料6万3,000円の増額補正ですが、副本データ管理システムのソフト部分を既存の戸籍電算システムに導入するに当たって、そのソフトウェア保存料が新たに生じてきます。この保守業務委託料は平成22年2月から平成27年1月までの5年間に係る債務負担行為で要求しているもので、その部分に上乘せとなる分の6万3,000円を増額補正させていただき、債務負担行為においても増額変更をお願いしたいものです。

細節9の戸籍電算システム等改修業務委託料ですが、この副本データ管理システムを新たに導入するために必要となる既存戸籍電算システム改修として152万2,500円、法務省との連携に伴うL G W A Nネットワーク機器改修委託費用として91万3,500円、計243万6,000円の増額をお願いしたいものです。

システム改修の内容としましては、災害時に市町の戸籍データが失われた際、早急に復旧できるよう、既存戸籍電算システムと総合行政システムL G W A Nとを法務局から支給される専用装置で接続して、データを毎日副本データ管理センターへ送信することになります。静岡県は東京法務局の管内となることで、全国北海道と兵庫県の2カ所に設置する副本データ管理センターの中で兵庫県にあるセンターに送信することになります。

期待できる機能といたしましては、L G W A Nによる日々の差分を副本データの送信によって遠隔地での安全な保管、管理の実現と迅速な完全再生の実現、被災した市区町村の事務機能の早期復旧等があります。

以上のおりです。よろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（前田修児君） 続きまして、介護基盤緊急整備等特別対策補助金の206万1,000円について、町の補助がないのはなぜかという御質問であります。当該の徳山のまつおかさんの小規模多機能介護施設は、宿泊を伴う施設ということでショートステイがありますけれども、この施設の規模は国の基準によるスプリンクラー設置の義務というのが当然あるものではありません。今回、この事業者さんの自己負担、先ほど170万ほどの自己負担があると

ということがありましたけれども、この自己負担が生じることが前提ということで、スプリンクラーの設置希望を募ったということがありますけれども、今回はこの補助金は県からのみとさせていただいていたものであります。

参考までに近隣の市町の状況なんですけれども、島田、吉田、藤枝、焼津、ここでは本町と同様に補助金のつけ増しは行っていないということでありまして。吉田については実績がないということでありました。ただ、牧之原市さんでは、今年度分までについては県の補助金の6分の1の額を市単独でつけ増しをしているというのは聞いておるんですけれども、今後、平成26年以降、もしこの補助金が存続したときには、他市町の例もあるんですけれども、補助を取りやめる方向で検討しているというお話は聞いております。

ちなみに、この補助単価ですけれども、㎡当たり9,000円ということになりますけれども、施設の面積が229㎡ありまして、9,000円掛けるということで206万1,000円ということになっております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（長嶋一幸君） 13ページ6款農林水産業費、2項林業費、5目林道費の補償金120万円の計上について説明させていただきます。

林道開設に当たって、残土処理上の流木伐採に伴う補償を計上させていただきました。これは町土木事業施工要領に基づき、算出根拠を静岡県用地対策協議会が発行する損失補填算定基準書に則り算定しているものです。

その算定には議員がお聞きの樹齢、樹種にも関係しますし、生育、管理の状況、また木材の市場価格、それから搬出、今後生育させる、もとに戻すための費用等も含まれて算出しておりますし、それを流木の体積に換算して補償基準価格として示されています。

また、この流木の伐採方法には町が伐採し処分する方法と、地権者が伐採し処分する方法がありますが、今回は地主の方が伐採し、処分する方法をとっておりますので、伐採した樹木については本人のものというような形で取り扱いさせていただきます。

あわせて、申し訳ありませんけれども、14ページの8款土木費、2項道路橋梁費の委託料932万6,000円について説明させていただきます。

既存の道路、橋梁等を利用し続けるため、適切な点検による現状確認と的確な修繕が必要で、そのため今回点検を実施する費用を計上させていただきました。

これは国土交通省が発行する道路ストック総点検実施要領、平成25年2月に発行されたものに基づく施設を対象として行わせてもらっています。

その中には1として橋梁、2としてトンネル、それから3舗装、4として法面、盛土、擁壁工、5として道路附帯物等がございます。このうち、橋梁については平成22年から24年にかけて点検を実施させてもらって修繕計画を策定させてもらい、本年度の予算に既に計上させてもらってあります。

なおかつ、今回のトンネル、それから舗装については、平成25年2月に発行された、この基準書に基づいて予算を計上させてもらっているということです。その細目の4の道路舗装点検でございますけれども、幹線道路を主として道路面の状況を把握するため、のり面性状測定車等を用いまして、ひび割れやわだち掘れ、それから平坦性などを検出し、修繕の候補箇所を抽出します。

それから、トンネルの詳細点検でございますけれども、トンネル本体にあつては検査項目に応じ近接目視点検、打音検査、触診により変状や異常の有無を確認します。また、照明等附帯施設の取り付け状況等についても同じような形で点検を実施します。

また、修繕の箇所については、補修箇所を抽出する形で報告を上げてもらうようになっております。

それから、舗装のCBR試験でございますけれども、4番で言いました舗装の修繕箇所が当然出てくるかと思っておりますけれども、これについてどのような方法で舗装とか修繕を行うかというようなために、路面の下の部分の道路路盤の土のサンプルを採取して、路盤の硬さや密度を調査する調査の試験費用でございます。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（羽倉範行君） 7款1項2目の19節商工会プレミアム付きお買い物券発行補助金の関係で、第1回目の発売時の不公平等の苦情にどのような改善を図るのかという御質問でございますが、第1回目は初日の午前中で完売してしまい、購入できなかった人からの不満等の声がありまして、これを反省材料としまして第1回目発行時にはより多くの方に御購入いただくことが公平性を持たせることと思っております。それにつきましては、これまでも商工会と何度か打ち合わせをしましてまいりました。幾つかの案を出しまして、現在協議を重ねているところでございます。

これまで協議した内容としまして、発売初日を休日、土曜日とさせていただきます。これによりまして、平日に購入できなかった方の配慮もできるかと思っております。

それから、発売窓口に行けない方でも、回覧チラシ等の申込書に氏名等を記入して近くの方に頼んでも購入はできるということに意見が一致しております。

次に、また前回購入者との差別化を持たせ、できるだけ多くの方が購入できるような販売方法としまして、前回購入者には半額、2万5,000円の制限を設けたり、初めての方を優先的に購入できるような販売方法に工夫を持たせるなど、また全員協議会の席でも提案をいただきました抽選方式等も含めまして、こちらから提案をさせていただいております。

商工会側の意見としましては、前回購入者に制限を設けますと購入者の有無をチェックする作業が必要となりますが、前回の購入者をチェックすることは、その場その場での作業となりまして、また手作業で行うため、人が多く並んでいる状態で、またさらに待たせることになるということ、またチェック漏れが発生した場合のクレーム対応ができなく、またさら

に初めての購入者の中にはチェックされたという不快感を持つ人もいるのではないかということで、前回購入者のチェックは困難というような意見も出されました。

今後、公平性を確保するため、いろいろな人たちから意見をいただきまして、最善の方法で販売方法を探っていきたいと現在協議中ですので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（板谷 信君） もう一つ、ウッドハウスおろくぼの小ケース……。

（「質問、ウッドハウスのなかったですよね」の声あり）

○議長（板谷 信君） 10番、ウッドハウスおろくぼの小ケースは質問しなかったですか。

○10番（鈴木多津枝君） 言うのを忘れました。

○議長（板谷 信君） だったらしょうがない。総務課長お願いします。

○総務課長（筒井佳仙君） 続きまして、9款1項4目災害対策費についての御質問ですけれども、学校へ配布する備品の数量の数についてですけれども、まず今回の補正の前に24年度において中川根中学校に間仕切り50セット、簡易トイレ4セットを購入させていただきました。

次に、25年度の当初予算256万6,000円を計上させていただきますして、中川根中学校に追加で間仕切り80セット、仮設トイレの便袋セット20、既設トイレ利用型仮設トイレの和式タイプを4セット、洋式トイレタイプを10セット、あとトイレトーパー10箱、ワンタッチ更衣室2セットを予算計上しております。

今回お願いします606万1,000円の数量についてですけれども、川根高校と本川根小学校にそれぞれ簡易間仕切り100セット、ワンタッチ仮設トイレ4セット、トイレ便袋10セット、ワンタッチテント4張り、あと既設トイレ利用型の和式タイプが3セット、洋式タイプ10セット、あとトイレトーパーが10箱、あとワンタッチ更衣室を2セット配布する予定であります。

次の9、1、4の13節の委託料の940万8,000円の積算根拠ということですが、これはデジタル防災行政無線システムの整備にかかわる施工監理業務ということで、内容につきましては、まず打ち合わせ協議、次に製作管理でその内容としましては書類審査、承認図面、検査報告等の作成業務、あと工事立会検査、次に工事監督としまして定例会議、総合管理とか電源設備、無線設備に対する段階試験、あと動作確認試験、完成検査等に要する、ほぼ人件費となっております。それに必要経費がついたものです。

次に、これまで市町村合併推進体制整備国庫補助金2,000万円ということですが、この内容についての御質問ですが、平成17年9月に合併したことに伴う国庫補助金の交付総額は1億5,000万であります。これまで平成18年度に若者定住促進整備事業財源として9,000万、平成19年度には農林業センターの整備事業財源として900万、中川根南部小学校トイレ改修事業の財源として700万、平成20年度に若者定住促進住宅整備事業財源として2,400万円を充当しております。今年度残金であります2,000万円をデジタル防災行政無線シ

システム共同整備事業に充当したいと考えておるものです。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号、平成25年度川根本町一般会計補正予算第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第32号、平成25年度川根本町一般会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。



◎日程第11 議案第33号 平成25年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（板谷 信君） 日程第11、議案第33号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第33号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,559万1,000円としたいものがあります。

今回の補正予算は、島田市民病院の皮膚科と、いやしの里診療所との間の遠隔診療支援に使用するビデオ会議システム導入に係る経費の追加をお願いするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の診療所4ページからごらんください。

第1款総務費、第1項施設管理費は99万1,000円の増額です。これは島田市民病院の皮膚

科と、いやしの里診療所との間の遠隔診療支援に使用するビデオ会議システム導入に係る機器の保守料及び機器購入費の追加をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の診療所3ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は99万1,000円の増額です。これは島田市民病院の皮膚科と、いやしの里診療所との間の遠隔診療支援に使用するビデオ会議システム導入に係る経費の財源として一般会計から繰り入れるものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第1号を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第33号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

この後、議会運営委員会を開催し、その後、全員協議会を開きます。議会運営委員会は議員控え室で行いますので、議会運営委員と行政側で副町長、総務課長の出席をお願いします。町長、教育長、その他の議員は大会議室の方へ移動をお願いします。

以上です。

再開はその後にします。

休憩 午前11時25分

再開 午後 1時00分

○議長（板谷 信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○議長（板谷 信君） お諮りします。

ただいま町長から議案2件が提出されました。

これを日程に追加し、お手元に配付した追加議事日程第1号の追加1のとおり、追加日程第1、第2として議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程第1号の追加1のとおり、追加日程第1、第2として議題とすることに決定しました。



◎追加日程第1 議案第34号 平成25年度川根本町一般会計補正予算（第2号）

○議長（板谷 信君） 追加日程第1、議案第34号、平成25年度川根本町一般会計補正予算第2号を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第34号、平成24年度川根本町一般会計補正予算第2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ166万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億3,491万3,000円としたいものです。

今回の補正予算は、国民健康保険事業特別会計の本算定に伴うものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の一般7ページをごらんください。

第3款民生費、第1款社会福祉費は166万8,000円の減額です。これは国民健康保険事業特別会計の本算定に伴う繰出金を調整させていただくものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細書の一般5ページをごらんください。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金は8万7,000円の減額です。これは国民健康保険事業特別会計の本算定に伴う保険基盤安定負担金を減額するものです。

第14款県支出金、第1項県負担金は116万2,000円の減額です。これは国民健康保険事業特別会計の本算定に伴う保険基盤安定負担金の減額です。

第17款繰入金、第1項特別会計繰入金は8万3,000円の減額です。これは国民健康保険事業特別会計の平成24年度の精算に伴う繰入金を追加するものです。

6ページをごらんください。

第2項基金繰入金は50万2,000円の減額です。財源調整として財政調整基金を減額するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。8番、中澤君。

○8番（中澤智義君） 繰入金の8万3,000円は町長は減額といいましたけれども、増額の間違いじゃないですか。

○議長（板谷 信君） 町長が説明のとき。ちょっと確認してください。町長。

○町長（佐藤公敏君） すみません。17款繰入金、第1項特別会計繰入金は8万3,000円の減額と申し上げたようですが、増額の誤りですので、訂正させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（板谷 信君） それでは、引き続き質疑を求めます。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号、平成25年度川根本町一般会計補正予算第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第34号、平成25年度川根本町一般会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。



◎追加日程第2 議案第35号 平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（板谷 信君） 追加日程第2、議案第35号、平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第35号、平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,150万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,010万6,000円としたいものであります。

保険税の本算定に当たり、被保険者区分ごとの平成21年度から平成24年度における1人当たりの療養給付費等の額の増減率について、最低増減率を除いた平均値を平成24年度の1人当たりの療養給付費等の額に乗じて得た額を、平成25年度の1人当たりの療養給付費等の額として算出し、その額に平成25年度の推計被保険者数を乗じた額の合計の額を年間医療費として計算するような補正内容となっております。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の国保10ページをごらんください。

第1款総務費、第2項総務管理費は63万円の増額です。これは国保から後期高齢者医療制度に移行する場合の国保税の軽減特例措置延長に対応するための国保業務システムの改修委託料の追加です。

10ページ、11ページをごらんください。

第2款保険給付費、第1項療養諸費は289万7,000円の増額です。これは過去の給付実績額等から算出した療養給付費の増額です。一般被保険者療養給付費及び一般被保険者療養費は減額となっており、退職被保険者等療養給付費及び退職者被保険者等療養費は増額となっております。

11ページ、12ページをごらんください。

第2項高額療養費は768万3,000円の増額です。過去の給付実績額等から算出した高額療養費の増額です。一般被保険者高額療養費及び退職被保険者等高額療養費は増額、一般被保険者高額介護合算医療費は財源更正となっております。

12ページをごらんください。

第3款後期高齢者支援金、第1項後期高齢者支援金は79万円の減額です。これは25年度分支払い額確定による支援金の減額です。

13ページをごらんください。

第4款前期高齢者納付金、第1項前期高齢者納付金は3万円の減額です。これは25年度拠出額確定による医療費分拠出金の補正です。

第5款老人保健拠出金、第1項老人保健拠出金は1,000円の減額です。これは25年度の拠出金が決めたことにより、老人保健事務費拠出金を減額するものです。

14ページをごらんください。

第6款介護納付金、第1項介護給付費は23万1,000円の減額です。これも25年度分納付額が確定したことによる減額です。

第7款共同事業拠出金、第1項共同事業拠出金は、保険財政共同安定化事業制度拡充に伴う財源更正です。

第11款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は1,126万5,000円の増額です。これは24年度療養給付費交付金の実績見込みにより返還金を補正するものです。最終的に返還金が確定したところで再度補正により調整させていただく予定です。

15ページをごらんください。

第2項繰出金は8万3,000円の増額です。前年度の実績に基づく一般会計への繰出金の精算です。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の国保5ページ、6ページをごらんください。

第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税は3,683万5,000円の減額です。本算定に伴う歳入見込みにより一般被保険者については医療給付費分現年課税分、後期高齢者支援金分現年分及び介護納付金分現年課税分をそれぞれ減額するものと、退職被保険者についても医療給付費分現年課税分、後期高齢者支援金分現年分及び介護納付金分現年課税分を減額するものです。

6ページをごらんください。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金は1,527万4,000円の減額です。これは本年度の確定額等から算出した現年度分の一般被保険者療養給付費分、介護保険分及び後期高齢者支援金分の減額によるものです。

第2項国庫補助金は248万3,000円の減額です。財政調整交付金は一般分の減額、支援分及び介護保険分の増額による普通調整交付金の補正と、特別調整交付金の増額をお願いするものです。

7ページをごらんください。

第4款療養給付費交付金、第1項療養給付費交付金は4,189万円の増額です。交付金確定による退職者医療療養給付費交付金の増額、後期高齢者支援金交付金及び退職者医療に係る

前期高齢者交付金の減額による補正です。

第5款前期高齢者交付金、第1項前期高齢者交付金は1,792万2,000円の増額です。これは交付金確定による増額です。

第6款県支出金、第2項県交付金は601万9,000円の増額です。これは交付金確定による都道府県調整交付金一般被保険者分の減額と同支援分及び介護保険分、都道府県特別調整交付金の増額をお願いするものです。

8ページをごらんください。

第7款共同事業交付金、第1項共同事業交付金は953万2,000円の減額です。これは保険財政共同安定化事業制度拡充に伴う交付金の減額をお願いするものです。

第9款繰入金、第1項一般会計繰入金は166万8,000円の減額です。保険税の本算定に伴う保険税軽減分及び保険者支援分の減額によるものです。

第2項基金繰入金は206万6,000円の増額です。これは後期高齢者支援金への充当のため、保険給付費等支払準備基金からの繰入金で対応するものです。

9ページをごらんください。

第10款繰越金、第1項繰越金は1,940万1,000円の増額です。これは平成24年度の決算見込みによる繰越金の増額をお願いするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号、平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第35号、平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号

は原案のとおり可決されました。



◎散 会

○議長（板谷 信君） お諮りします。

委員会審査のため、6月26日まで休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、6月26日まで休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時16分

平成25年第2回川根本町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第2号)

平成25年6月27日(木) 午前9時開議

諸般の報告

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第31号 川根本町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

日程第 3 発議第 1号 川根本町議会基本条例の制定について

日程第 4 川根本町議会議員派遣の件

追加日程第1 川根本町議会基本条例検討特別委員会の閉会中の継続調査の件

出席議員（12名）

1番	長塚誠君	2番	中澤莊也君
3番	芹澤廣行君	4番	中村優君
5番	中野暉君	6番	高畑雅一君
7番	森照信君	8番	中澤智義君
9番	久野孝史君	10番	鈴木多津枝君
11番	中田隆幸君	12番	板谷信君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤公敏君	副町長	小坂泰夫君
教育長	杉山広充君	総務課長	筒井佳仙君
企画課長	山本銀男君	税務課長	栗原卓君
福祉課長	前田修児君	生活健康課長	伊藤千佳子君
産業課長	鳥本宗幸君	建設課長	長嶋一幸君
商工観光課長	羽倉範行君	教育総務課長	藤森敦君
生涯学習課長	山下安男君	会計管理者兼 出納室長	澤本勝美君

事務局職員出席者

議会事務局長 大村敏秋

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、説明員は6月20日の日と同様ですので、御了承下さい。



◎諸般の報告

○議長（板谷 信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

6月20日に午後1時20分から第1常任委員会を開催し、議案第31号 川根本町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について熱心に御審議していただきました。誠にありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎一般質問

○議長（板谷 信君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により、通告された質問者は、中澤莊也君、鈴木多津枝君、中野暉君、中村優君、芹澤廣行君、久野孝史君、長塚誠君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようにお願いします。

2番、中澤莊也君の発言を許します。2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 皆さん、おはようございます。

2番、中澤莊也です。質問者の先陣を切らせていただきまして、一般質問通告書に従い、質問をさせていただきます。

質問事項は、若者の定住に向けた住環境等の整備についてということで4点、文化材の保存・活用についてということで4点の質問を行います。

最初に、若者の定住に向けた住環境等の整備についてであります。

川根本町では、町の定住人口増加と地域活性化を推進することを目的とし、平成18年度から平成20年度にかけて、地名地区に若者向け定住促進住宅6棟を建設されました。現在、16世帯55人がこの住宅で暮らし、地域の活性化の一翼を担うとともに、子どもを連れて散歩す

る若い夫婦の姿や子どもの笑い声などが、地域に明るさと活力をもたらしています。

しかし、残念なことに、彼らは町内に住居を構えることなく、町外に土地を買い、家を建てて移り住んでいるのが実情であります。なぜ、彼らは町内に定住することなく、町外に出ていってしまうのでしょうか。以前彼らと話す機会があり、彼らからこんな声を聞きました。町内に残りたいけれども、残れない。土地がない。住むところがない。町内を出ていくつもりはないが、出ていかざるを得ない。土地と住むところさえあれば町内に住んでいたいと、ほとんどの若者がこの土地に住み続けたいという希望を持っています。

町は、まちづくりの基本方針となる第1次川根本町総合計画の基本構想の中で、毎年18人の新たな定住者を確保するという条件のもとに、平成28年度の目標人口を7,300人と定めています。この目標が現実となるよう、人口の減少の流れを少しでも食いとめることができるよう、町の若者の定住等に向けた積極的な施策の展開を期待するものであります。

そこで町が、「にぎわう町 みんなのふる里づくり」プロジェクトの主要事業に掲げる若者の定住に向けた住宅、住宅用地などの住環境の整備と、若者の希望する雇用の場の創出確保等の取り組み状況等を含めて、4点について伺います。

1点目は、若者定住促進住宅に入居後、町内に住宅を新築したり空き家等を購入したりして、町内に現在定住している者の状況について伺います。

2点目は、川根本町第1次総合計画後期基本計画に示されている、若者等の定住住宅地や企業誘致のための工場用地を確保するため、現在どのような取り組みをしているのか伺います。

3点目は、子育てしやすい環境の整備と、子どもが安心して遊ぶことのできる場の確保に向けた町の取り組みについて伺います。

4点目は、若者の定住を促進するため、町は荒廃茶園等を購入し、宅地造成を行い、住宅用地として、町内に定住を希望する若者に安価で分譲する考えはないか伺います。

次に、文化財の保存・活用についてということで4点の質問を行います。

皆様も御存じのとおり、川根本町には国の重要無形民俗文化財である徳山の盆踊りをはじめとして、県指定の文化財9件、町指定の文化財25件が大切に保存継承されてきています。

しかし、町内にはまだまだ町、県指定に値すると思われる貴重な文化財が数多く存在しています。

一例を挙げれば、有形文化財としては大井川水系の水力発電開発の歴史を伝える青部の吊橋や長尾川にかかる水路橋、旧東海パーク地名発電所のタービンを回すために、水を大井川から引き込むために使われていた隧道、江戸時代に村の名主等を務められた家々に伝わる歴史資料、古刹に伝わる仏像、絵画、彫刻等が考えられます。

また、記念物で言えば、川根本町の自然の豊かさを象徴する山犬段のぶなの原生林、蕎麦粒山のしろやしおの群落、不動の滝等の記念物が考えられます。

これらの文化財は町にとってかけがえのない、貴重な歴史的、文化的、自然的遺産であり

ます。その保存及び活用を図るため、早急に文化財保護審議会等を中心に、学術的調査研究を実施していく必要があると考えます。

第1次川根本町総合計画後期基本計画の伝統と未来 心豊かな人を育む千年のふるさとづくりというまちづくりの基本方針の中の歴史・文化の分野において、文化財と伝統文化の保存・継承は、主要事業として位置づけられており、文化財保護審議会を中心に、町にとって貴重な文化財や文化遺産、伝統芸能等を調査し、新たな町の文化財として指定し、その保護に努めていくことが明確に記載されています。

貴重な文化財や文化遺産、伝統芸能等を後世に伝えていくことは我々に課された使命であり、誇り高い文化のまちづくりを目指している我が町にとって欠かせない重要な施策と考え、以下のことを伺います。

1点目は、町にとって貴重だと考え、現在調査・研究を行っている文化財について伺います。

2点目は、古文書類、中村藤五郎家文書等の保存活用について伺います。

3点目は、埋蔵文化財包蔵地、ヌタブラ遺跡等の学術的発掘調査を行う考えがあるかどうかを伺います。

4点目は、徳山古典芸能保存会等への支援、後継者の育成等を含んでについて伺います。

以上、よろしく御答弁のほどをお願いいたします。

○議長（板谷 信君） ただいまの中澤君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） それでは、中澤議員の質問にお答えいたします。

最初に、若者定住促進住宅の退去後の町内への定住状況でございますが、これまでの退去者数は11世帯となっており、その内訳は、町内への定住者は4世帯で、住宅を新築した方が1世帯、実家へ戻った方が1世帯、民間の賃貸住宅への入居が1世帯、桑野山にあります特定公共賃貸住宅へ入居した方が1世帯となっております。

したがいまして、町外への転出者は7世帯となっており、静岡市へ1世帯、島田市へ5世帯、県外、これは長野県ですが、1世帯となっております。

なお、現在の入居状況は16戸全て入居済みとなっており、昨年の中澤議員が一般質問で述べていただいたとおり、地元地区の温かな受け入れを受け、地域への経済効果に寄与し、活性化の一翼を担っていただいております。

次に、2番目の定住住宅地及び企業誘致のための工場用地の確保対策でございますが、現在の取り組み状況としては、新規に町で整備し、提供する計画は具体化していないのが現状であります。

住宅地の確保対策としましては、未利用町有地を宅地として提供することが考えられますが、平成20年以降、未利用地の情報提供を行い、入札を行いましたが、契約成立とならなかった事案や購入希望者がなかった事案もあり、結果として未利用地として残っている状況です。

現在取り組んでおります若者等の定住住宅地の確保への取り組みといたしましては、平成24年10月より空き家情報登録制度空き家バンクが開始されました。

空き家を売買または賃貸したい人から空き家情報を登録していただき、町のホームページで空き家を買いたい人や借りたい人のための情報提供を始めました。平成24年度に5軒登録され、そのうち2軒の物件が売買されました。現在では3軒の登録がされております。間もなく、この事業は1年が経過しますが、今までの取り組みの課題や問題点について検討し、空き家バンクの情報収集及び情報提供の充実を進めていく必要があると考えております。

次に、子育てしやすい環境の整備と、子どもが安心して遊ぶことのできる場の確保に向けた町の取り組みについてということでございますけれども、本町の次世代を担う子どもたちの育成につきましては、町の総合計画を基本として平成22年3月に策定されました川根本町次世代育成支援後期行動計画に基づき、様々な施策が展開されております。

その中でも、子育てしやすい環境整備として、経済的な支援としての出生時の出生祝い金、各種の乳幼児健診、中学生までの医療費の無料化などの町独自の施策のほか、保護者の仕事上の理由により学校の放課後等に児童をお預かりする放課後児童クラブや、地域の方々子どもたちの触れ合いを通じてたくましい子どもを育てることを目的とした放課後子ども教室等が実施されているところであります。

また、子育て中の親世代の支援策として、最も重要な事業の1つに保育園、幼稚園での保育事業がありますが、これらの施設におきましても、通常の保育に加え、一時預かり保育等において広く子育て世代の支援をさせていただいているほか、祖父母とのふれあい事業や夕涼み会、運動会など、地域の方々とのふれあい事業も展開しております。

同時に、元藤川保育園を子育て支援施設として運営し、保育園の事業とは異なる形で親子の遊びの教室や親子ふれあいデイといった活動を展開し、あわせて育児に関する相談等をお受けいたしております。

また、同様に地名保育園を月2回開放し、地域の子育て中の親子の触れ合いや育児に関する相談などもお受けしております。

安心して子どもたちが遊ぶことのできる場の確保につきましては、町内3カ所の屋外遊技場と、児童遊園が1カ所ありますが、保育施設や学校施設においても、これらの遊具等の定期的な安全点検はもとより、周辺環境に対する配慮も怠ることなく、子どもたちがより自由に安全に遊ぶことのできる環境づくりに努めているところであります。

今後も同様の事業をさらに充実させていくとともに、イベント等における託児ボランティアの確保などに努め、子育てのしやすい環境づくりと、子どもたちが安全に遊び、活動できる場の確保に努めていきたいと考えております。

次に、町が荒廃茶園等を購入し、宅地造成を行い、住宅用地として分譲できないかとの御質問でございますが、先ほどもお答えしましたとおり、現在、住宅分譲に向けての具体的な計画はありません。

茶園の存続は、町の基幹産業の根幹でもありますので、荒廃茶園というだけで土地利用を変えらるというのは困難ではないかと考えます。

ただ、国土利用計画川根本町計画では、農用地利用区分の基本方向において、集落地内に介在する農用地については、保全すべき農用地を明確化し、計画的な土地利用を図っていくものとなっていますので、今後の町全体の農業振興対策等も考慮し、慎重に進めていくべき課題の一つであるとも考えております。

現在の、町内の荒廃茶園の状況ですが、町内に32.6haの荒廃茶園等が存在しています。荒廃茶園になってしまった理由として上位を占めるのは、急傾斜茶園、作業路が未整備、茶園が小規模で作業効率、生産効率が悪い等、立地条件の悪さが挙げられます。

議員御指摘の宅地としての造成には向かない園地が荒廃茶園化しているものと思われます。住宅用地としての造成、分譲という御意見ですが、現在は引き続き営農を行いたい茶園の中に耕作放棄茶園が点在しており、集合的な宅地造成は難しく、全体的な事業計画は立案しにくい、そういう状況になっております。

次に、2番目の文化財の保存・活用についての御質問については、教育長の方からお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 教育長。

○教育長（杉山広充君） では、まず最初の1つ目、町にとって貴重だと考えて、現在調査・研究を行っている文化財についてであります。平成24年度においては、種別「歴史資料」名称「智者山神社棟札」5札が、川根本町文化財保護審議会において審議され、平成25年4月1日付で、町指定文化財に指定されました。

また平成25年度については、6月17日に平成25年度第1回川根本町文化財保護審議会が開催されました。

その審議会の中で、平成25年度の取り組みとして徳山城址、そして護応土城址を川根本町指定文化財の指定に向かって取り組むことや、町指定史跡となっている小長谷城址については、静岡県指定文化財の指定に向かって取り組むこととなりました。参考資料や、地元関係者の意向や現地での聞き取り、そして専門家の意見などを伺いながら、町文化財保護審議会にて調査を進めていくこととなっております。

次に、2つ目、古文書類中村藤五郎家文書等の保存活用についてであります。古文書では現在、町指定されているものは、名称「武田家朱印状」1点、「小長谷学仙状」3点があります。

中村藤五郎家文書につきましては、藤川地区の中村氏所有の古文書であります。これにつきましては、現在町指定文化財ではありません。文書の保存は、所有者が行っております。個人所有のものに関しては、個々に適切な保存をお願いしております。

また、公開していただくためには所有者の同意が必要なことは当然であります。古文書は取り扱いが大変難しいこととなっております。湿度、照明、紫外線の防止など、適切な環

境が必要となります。また、活用に関しては、所有者の意向を最優先にするべきだと考えております。公開となった場合には、町文化財保護審議会の御意見を伺いながら、適切な対応を行っていききたいと考えております。

次に3点目です。

埋蔵文化財包蔵地ヌタブラ遺跡等の学術的発掘調査を行う考えがあるかとの御質問ですが、川根本町内には多くの埋蔵文化財包蔵地が点在しております。

ヌタブラ遺跡につきましては、田代地区にあり、平成15年から平成13年にかけて発掘調査等を行いました。調査の結果は、静岡県内最古の旧石器時代遺跡であることや、石器づくりを行っていた場所ではないかとの報告があります。地主の方へは、町文化財保護審議会から、貴重な遺跡であることから、保存の重要性の話をしてきております。

今後の埋蔵文化財包蔵地につきましては、町文化財保護審議会の委員の皆さんの御意見を伺いながら、保存の重要性を考慮して、慎重に進めていききたいと考えております。

4つ目です。

徳山古典芸能保存会等への支援（後継者の育成等を含む）についての御質問であります。御承知のとおり、名称「徳山の盆踊り」については、国指定の重要無形民俗文化財であります。また、名称「徳山神楽」「梅津神楽」「田代神楽」は、県指定の無形民俗文化財となっております。

町では、文化財保存整備等事業費補助金の中で、徳山古典芸能保存会へは平成25年度30万円、梅津神楽保存会へは15万円、田代神楽保存会へは15万円の助成を予定しております。今後も議会の御理解をいただきながら、伝統芸能保存のための助成を行っていききたいと考えております。

なお、平成24年8月に行われた徳山盆踊りでは、「ヒーヤイ」に小中学生13人、また「鹿ん舞」に中学生25人が参加をし、伝統芸能の伝承のために大きな力を発揮したと聞いております。

地区の高齢化が進む中で、子どもたちは伝統芸能の貴重な担い手でもあります。これは、古歌舞伎の初期の仕組みを伝承するものであります。地域の宝である伝統芸能は、川根本町の宝であるとともに、国の宝でもあると考えております。それぞれの保存会の皆さんには、地域の皆さんの心のよりどころである伝統文化の保存と継承に、今後も御努力、御尽力いただきたいと考え、町としてもできる限りの支援を図っていききたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤 莊也君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、若者の定住に向けた住環境等の整備についてということで、先ほど町長の方から、町内に定住する若者の世帯ということで御説明がありました。

町の方で考えていらっしゃる平成28年度までの7,300人という人口の目標数値があるわけですが、それには年間18人ということ考えられているということでもあります。この11世帯で町内に4世帯の方が定住をされたという、この数字についてどのようなお考えなのか。より以上、この数字を増やしていくためにどのようなことを考えていただけるのか、その2点について伺います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 目標にできるだけ近づけていくための努力をしていかなければいけないというふうに思っています。

出られた方、それぞれ事情、理由があつて外に出られたというふうに思っていますけれども、1つには、今御指摘になっております住宅の問題もございますし、むしろ住宅以外の問題、そういう地域の抱えている様々な問題が1つには大きな理由としてあるのかなというふうに思っております。

そういう点で、住宅の問題も含めて、現在様々な施策をうっているところでもあります。なかなかその効果、成果が具体的に見えてこないところの中で、悩ましく思っているところもあるわけですが、町でできる様々な施策をうまく組み合わせながら、進めていかなければいけない問題ではないかなというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 今、町長の答弁の中で、地域の抱えている課題も、若者がなかなか川根本町に定住することができない理由だというふうに挙げられましたが、どのようなものを考えられているのか、御説明をお願いします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） やっぱり生活をしていくという上で、所得の源泉となる勤める場所、あるいはその地域産業の状況、そういうものがあるんだろうというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 当然住みやすい環境というのは、経済的基盤となるような働ける場所、そういうものが必要だというふうには考えます。企業誘致の取り組みについて、もう一度、特別造成をしたりして企業を積極的に誘致するということは、現在具体的な計画もないということですが、企業誘致について、もう一度、町の考え方を伺います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 企業誘致、これが可能になれば、一番手っ取り早い定着のための施策になってくるというふうには思っております。

現在、具体的に進んでいる、そういう企業誘致はないわけでもありますけれども、現実に新東名からかなり奥地に入った地域で、新たな企業を誘致することになりますと、大変搬出のコストですとか、もろもろ考えていくとなかなか難しい状況が一つあるのではないかなというふうに思っております。そういう中で、誘致といいますか、先方から働きかけのあつ

た話題もあったわけでありましてけれども、結果として、計画を、この地域で考えたものがよその地域に行ったというような、中澤議員にもかつてちょっとお話ししたことがございますけれども、そういう例はございますけれども、なかなかこの地域で新たに企業を起こそうという、そういう事案が出てこないというのが現状でございます。

そういう中で、地域の既存の事業所、あるいは既存の地域で人を雇用する能力を持った企業ですとか、そういうものをもう少し頑張っていただけるような、そういう施策をとということで、十分ではございませんけれども、幾つかの事業を展開してきているという状況でございます。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 企業誘致の問題ですが、やはりなかなか環境的にも、現在この経済状況を考えても、新しい企業をこの都市部から離れた地域に持ってくるというのは大変だという、そういう現状は認識しておりますが、やはり若者が定住できない大きな要因の中には、経済的基盤、確固とした働く場所、そういうものがないということが大きな原因になっておりますので、それについては特別に、例えば土地を、町の未利用地、そういうものを積極的に活用するというような方策、そこを例えば固定資産税を何年間は無償にして企業を呼び込む、そういうような新しい発想の転換をするなりして、やはり企業を誘致していく必要があると考えますが、その点についてもう一度伺います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 基本的に、誘致のためにそういう個々の施策というのはあり得るかと思っておりますけれども、この地域に入ってきていただけるような環境を、そういう税制での特典とかそういうこと、それ以前に、この地域に入ってくる要件といいますか、立地のための条件というものがあるというふうに思っておりますけれども、そちらの方が、より企業にとっては進出を考える場合に大きな要因としてあるのではないかなという、そういう背景が1つ基本的にあるんじゃないかなというふうに思っています。

そういう中で、そういう施策を施すことによって来てくれるというふうなお話があるとするなら、当然そういうことは検討に値することだろうというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 企業誘致の問題は、町のこれからの将来を占う、非常に大切な施策と考えますので、積極的な取り組みを期待します。

次に、子どもが安心して遊べるかということで、いろいろな取り組みをされております。

先ほど、町長が答弁されました旧藤川保育園の子育て支援施設、そういうものが開設されて、乳幼児期の子どもの育成に大変役に立っているというお話もございました。

これについて、今休園になっております地名保育園においても、このような施設の開設ができないかどうか、その辺について町の考え方を伺います。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（前田修児君） 先ほど、町長の方からも答弁がありましたとおり、地名保育園につきましては、月2回、今開放をしております。今、議員御指摘のとおり、子育て支援施設としては開設ということではありませんけれども、そのような形で、地域の方にお子さんを連れて遊んでもらったり、そうしたことで開放いたしておりますけれども、福祉課としましては、この事業を地名保育園を今後どうしていくかということは非常に政策的なものがかかわりますので、非常に難しい問題ではありますけれども、福祉課サイドとしては、今の現状をもう少し拡充をできればしていきたいというようなことは思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 今、福祉課長の答弁がありまして、非常に前向きな答弁をしていただきました。若者定住促進住宅に入居している若い母親たちに聞きますと、やはりなかなか藤川とか徳山まで行って子どもの送り迎えというのが非常に大変だという声も聞いておりますので、できるだけ、地名保育園での子育て支援施設の開設ということについては様々な要因があるかと思いますが、今後検討していただきたいと思いますと考えております。

次に、文化財の保存・活用ということについて再質問をさせていただきます。

先ほど、教育長が答弁された中で、少し私聞き漏らしたことがございますので、再度御答弁を願いたいと思いますが、平成24年度について町の方に指定した文化財について、その理由と物件について、もう一度答弁を願います。

○議長（板谷 信君） 山下課長。

○生涯学習課長（山下安男君） 先ほどの件をもう一度申し上げます。

24年度においては、種別「歴史資料」名称「智者山神社棟札」5札が、川根本町文化財保護審議会において審議され、平成25年4月1日付で、町指定文化財に指定されました。

町において貴重な棟札であるということから審議されて指定されたものです。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 貴重な文化財ということで、智者山神社の棟札が5件ということ、はい、わかりました。

それで、25年度においては徳山城址と護応土城址、小長谷城址については県の指定に向けて取り組みをされているということですが、他の文化財についてはいかがでしょうか。何か検討されている事案があったら御説明をいただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山下安男君） もう一度申し上げますと、25年の取り組みについては、徳山城址及び護応土城址は、川根本町、町の指定文化財の指定に向けて取り組みます。

それから、町指定史跡となっている小長谷城址については、静岡県指定文化財の指定に向かって取り組むこととなります。ちなみに、徳山城址は無双連山にございます。それから護

応土城址、これにつきましては、洗富小幡地区、富士城地内にあるものでございます。

この先日の文化財保護審議会の中では、一応この3点を重点的に審議、研究していこうというようになっております。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 今、25年度の取り組みについて、徳山城址と史跡ということで説明がありました。護応土城址もそうでしょうか。

この中で、これについては、まず文化財保護審議会に事案を挙げるに当たっては、教育委員会が町の文化財として、これは重要だ、これは歴史的史料であるという認識のもとで、文化財保護審議会に挙げるわけですが、この点について教育委員会の考え方、徳山城址は山城で南北朝時代のものであって、城跡というようなものはほとんど残っていない状態であります。

護応土城址についても、なかなかその場所が特定できないというような事実がございますが、その辺についての町の考え方について伺います。

○議長（板谷 信君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山下安男君） まず始め、文化財の指定の手順の話ですが、教育委員会は指定しようとする文化財については、所有者及び権限に基づく占有者の同意を得なくてはなりません。その上で、町文化財審議会において諮問することになります。何にしても、文化財保護審議会の中で皆さんの御意見を伺いながら進めていくことだと思っています。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 次に、古文書類中村藤五郎家文書等の保存活用ということで、これについて伺いたいと思いますが、中村藤五郎家の文書、先ほど教育長の答弁の中では藤川というお話がございましたが、これは水川の中藤さんと言われる方の文書でございまして、藤川ではございませんので、その辺御了解をいただきたいというふうに思います。

中村藤五郎家の文書については非常に多くの文書があって、これは親族の方から偶然にも川根本町に寄贈されているわけです。ですから、所有者は旧の中川根町ですので、川根本町のものであります。

ですから、もし中村藤五郎家の文書の中で、町政、村政とかそういうものに非常に大切な文書というのがあるというふうに私は認識しております。これについてもやはり、今後検討していただきたい文書の一つというふうに考えます。

中村藤五郎家の文書等については、お亡くなりになりました河村計三さんが非常に難解な崩し字の文字を平易に訳して、それを保存して、こういうような目録がございまして。これについて非常に今私は、中村藤五郎家の原本がどこにあり、どのような形でそれをこの目録に基づいて調査、研究したいとき、それをどういうふうな形で提示していただけるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山下安男君） そこも含めて審議会の皆さんの御意見を伺いながら、中村家の方にも御意向を伺いながら進めていきたいと思えます。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 再度繰り返しますが、この文書については川根本町の所有であります。それについて保存、活用という面で、現在その原本がどこにあり、写しというものがどのような形で保存されているのか、その辺について伺います。

○議長（板谷 信君） 教育長。

○教育長（杉山広充君） 今のことについては、もう一度調べてみたいと思えます。

また、中澤議員、もしよろしかったら御支援をいただきたいと思えます。お願いいたします。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 次に、埋蔵文化財包蔵地ということで、学術的発掘調査ということでヌタブラ遺跡等ということで再質問をさせていただきます。

この埋蔵文化財包蔵地については、ほとんどが現在茶園であります。現在、荒廃茶園が増えていて、埋蔵文化財包蔵地が非常に破壊されている現状があると。今までは手で抜根などをして、そんなに大きな開発というのはないわけですが、今は機械を入れてしまうと、ほとんどそれが壊れてしまう。

御存じだと思いますが、包蔵地については、事前に調査をしてトレンチ等を入れて発掘調査をするわけですが、それで遺跡が確認されなければ、それで工事が始まるということになります。

先ほどの教育長の答弁にもございましたが、ヌタブラ遺跡は、県内でも珍しい旧石器時代の遺跡であるということで、現在茶園になっていて荒れているわけですが、そこからは、そこが石器の製造地ではないかというふうなことも言われているという御答弁がございました。今だからこそこういうものを残す必要性があるというふうに考えます。

もし、こういうものを後世に伝えることができたなら、それこそすばらしい文化の輝く町になるのではないかというふうに考えます。この点についても文化財保護審議会などで調査、研究をしていきたいというふうに考えます。その辺について答弁を伺います。

○議長（板谷 信君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山下安男君） 川根本町の埋蔵文化財包蔵地につきましては、全部で85カ所ございます。旧中川根地域が44カ所、旧本川根地域が41カ所ございます。

主なものにつきましては、上長尾の上長尾遺跡、それから田代地区の先ほど言いましたヌタブラ遺跡、それから奥泉の下開土遺跡等がございます。そこら辺も先ほどのを繰り返すようですが、文化財保護審議会の皆さんの御意見を伺いながら、慎重に進めていきたいと思えます。

ます。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） それでは、最後の再質問に移ります。

徳山古典芸能保存会等への支援ということで、先ほど後継者の育成という面も含むということで伺いましたが、平成25年の徳山の盆踊りには小中学生13名がヒヤイの方に参加され、中学生25名が鹿ん舞に参加されているということで、伝統的な芸能を後世に伝えていく上に非常に大切に、すばらしい状況だというふうに考えます。

現在、徳山古典芸能保存会があり、梅津神楽の保存会があり、田代神楽の保存会があるわけですが、実際やはり後継者の育成の問題が非常に大きくなってきていると思います。このようなものが形を変えることなく後世に伝えられていくということは、非常に大切なことであり、私たちの使命だというふうに考えますので、その点について再度伺います。

○議長（板谷 信君） 教育長。

○教育長（杉山広充君） 今、中澤議員がお話しされたこと、同感いたします。

ですから、それぞれの保存会の方々に、育成者のこともお願いを強く要望していきたいと思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） このような例えば梅津神楽、田代神楽というようなものについては、非常に大きな保存の冊子ができていて、これを研究する方たちのための非常に役に立っているというふうに考えます。

徳山古典芸能保存会の徳山の盆踊りについては、まだそういう冊子等ができていないというふうに認識しておりますが、それについて、今後どのような形で資料として残していくのかということについて伺います。

○議長（板谷 信君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山下安男君） 徳山の盆踊り調査報告書につきましては、来月7月初旬に地元の皆さんに集まっていただいて、最初の第1回目の打ち合わせ会を開かせていただきます。それから報告書の作成に向けて作業を進めていきたいと思っております。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 資料として残すということは非常に大切なことでありますので、早急に進めていただきたいということと、7月に会合を持ち、今年度中にこの資料を作成されて、どのような形で町内の方々に周知をしていくのか。その辺について、もし県とか国の補助があってこの冊子がつくられるのか、その2点について伺います。

○議長（板谷 信君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山下安男君） まずは報告書の内容、進め方を、まず7月の初旬に話し合うことになっております。そこから全てが始まると思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 再度伺います。

この事業については、平成25年度、今年度1年間の事業と考えているのか、継続事業として何年間でやるのか、その辺について伺います。

○議長（板谷 信君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山下安男君） 今年につきましては打ち合わせ等を行いまして、来年度から3年程度を計画しております。

以上です。

○議長（板谷 信君） これで中澤君の一般質問を終わります。

続いて、10番、鈴木多津枝君の発言を許します。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 皆さんおはようございます。

ただいまより通告に基づき一般質問を行います。

今回の通告は全部で5件です。

1点目は、8月から実施される生活保護基準の引き下げや、昨日国会が閉会になり、廃案となりましたけれども、次期の国会にそのまま上程されるという見込みが強い法案で、同法の改定案の内容と影響について伺います。

生活保護に対するバッシングがマスコミで流され、一般住民にも同様の風潮が流れています。しかし、生活保護は憲法が保障する「全て国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という第25条に基づく制度であり、必要とする人には確実に行われなければならない制度です。若者を使い捨てする大企業や、不安定な非正規雇用の蔓延が大きな社会問題となっている今、職を失い、体を壊し、働きたくても働けない、サポートもない人が増えており、当町でもそういう事例があるのではないかと心配しています。

受給申請を抑制する水際作戦の強化と心配されている生活保護法改定案、廃案になりましたけれども、内容について通告をしましたので、当町の受給者や福祉施策への影響などとも伺いをいたします。

また、過去3年間の申請者の数、受給者の数の推移、県の受給率平均との比較、県内市町での当町の受給率の順位、これまでに窓口で申請を却下した事例があるかどうかについて伺います。

2点目は、国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の負担軽減についてです。

年金暮らしの高齢者や低所得者にとって、今でも耐えがたい負担になっている現状からも、これまでも繰り返し要望している一般会計からの繰り入れで、値上げを回避し、負担軽減を図る考えはないか伺います。

現状を確認するために、各事業の対象者数と平均所得、1人平均医療費や介護保険サービスの利用料や保険料などの過去3年間の推移や県平均との比較、県内の順位、近隣市町との

比較について説明を求めます。

3点目は、介護・医療体制の整備・充実で、住みなれた我が家で老後を過ごしたいと願っている、願いに応えるまちづくりを求める質問です。

これも現状把握のために、1、特養待機者数と訪問介護、訪問看護の実施状況について。

2、第1号被保険者中の介護認定者数及び限度額に対する介護サービス利用率について伺います。

また、都会では特養の入所待機者が増え続け、厚労省は安い用地の確保が容易な山間部の農村などへ、施設整備を進める方針を示しております。このような施設ができれば、雇用の確保や親類・知人などの来町もあり、町の活性化にもつながるのではないかと考えますが、当町も受け入れ方針を示して、積極的な働きかけを図る考えはないか伺います。

4点目は、4月12、13日に発生した凍霜害に対する茶農家救済対策、耕作放棄地対策についてです。

6月21日、県は4月の凍霜害による県内一番茶の被害を、前年比20から30%の減産と推計し、県全域では前年比18億5,700万円減。被害面積は全茶園面積の17%、3,205haに及び、4年前2010年の凍霜害面積1万4,268haの20%弱、被害額も44億8,000万円の40%規模にとどまったと発表しました。

しかし、県中部の被害が一番大きく、被害面積2,286ha、被害額は9億2,600万円、生葉減収量は2,523tとしており、当町の対前年度比3割減の被害状況から見ても、県内では当町は最も深刻な状況と言えるのではないのでしょうか。

2011年は福島原発事故による放射能風評被害で、2年連続の販売激減に続く4年連続の減収となり、農家の打撃は想像をはるかに超え、再生意欲喪失の声があちこちで聞かれます。県は、生産者からの防霜施設設置や運転資金に対する要望に、補助事業や制度融資で対応したいとしていますが、当町は、利子補給と肥料配布を検討しているという説明しかなく、町長が機会あるごとに、これまでの支援にプラスアルファを考えていると励ましてこられたことが、何ら具体的に示されていません。

利子補給と肥料配布はこれまでも行われた経験があり、4年連続の被害に打ちひしがれ、再生意欲を失いかけている茶農家へ、今思い切った支援が必要と考えますが、どのようなプラスアルファを考えておられるか伺います。

また、増え続けている耕作放棄地対策や、今後耕作放棄地を増やさない対策をどのように考えておられるかについても伺います。

最後の5点目です。

投票所を半減した影響及び投票所へ行けない人への対策についてお聞きします。

6月17日の静新に、県知事選で川高生が受付や投票用紙の交付を手伝い、将来の有権者に政治や社会への関心を高めてもらおうと、初めての試みを実施したことが載りました。若い人の投票離れが問題になっているとき、1票の重みを学ぶことは、とてもよい取り組みだと

思います。それだけに、投票所が半減され、遠くなって、行きたくても行けない高齢者や障害者を増やしたことは、投票権を保障すべき行政の責任が問われる重大問題と思います。

今回の県知事選で、投票率が前回知事選より12%以上も下がったことや、投票所が削減された地区の対策をどのように考えているか伺います。

昨年12月の議会でも、私の同様の質問に西村元課長からですが、「病院や老人ホームなど指定施設となっているところでは不在者投票ができるし、身体に一定の重度の障害がある方には、自宅において投票できる郵便投票などもある。2カ所の期日前の投票所もごさいますので、外出支援サービスやデマンドタクシー、町営バス、御家族の外出時に合わせて、ぜひ足を運んでいただければありがたい。高齢者や身体が御不自由な方々は、幾ら近くに投票所があっても行けないのは全国的な問題」とかという答弁。あるいは「町としても足の運べない方に対してはいろいろな支援をしている」とかという答弁がされました。

とても納得できないと再質問を重ねると、副町長より「移動投票所などの検討もしてきたが、法的な規制もあってなかなか難しかった。今後いろいろな機会の中で、国などへこういう地域的なものも提案した移動投票所のようなものも常に訴えていきたい」、あるいは「投票自体への直接支援というのは選挙法の中にいろいろ制約などがあり、交通弱者についての施策としてどういうものがあるかというものも、今後の検討課題であるというふうに認識しておりますので、御理解いただきたいと思います」とかという答弁がありました。

今後の取り組みに期待しましたが、今回の県知事選、それからこれからの参議院選ではどのような検討をされたのか伺います。

以上5点について、前向きな答弁をよろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） ただいまの鈴木君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

生活保護法改正につきましては、6月4日に衆議院で可決され、参議院に送られておりましたが、昨日の国会において廃案となりましたので、法改正についての御回答は差し控させていただきます。

次に、生活保護費の受給額に対する影響についてですが、法改正とは別に5月16日に改正が告知され、8月から生活扶助費基準額の引き下げが実施されますが、この見直し後3年間におきまして、激変緩和措置が実施されます。

現在本町で保護を受けておられる方々について比較した場合、平均すると70歳以上の単身世帯12人で、3年後に1カ月当たり1,000円程度の減額。41歳から59歳までの単身世帯3人はほぼ減額なし。最も影響がある70歳以上の夫婦世帯1世帯2人で、3年後に1カ月当たり2,000円程度の減額となる見込みです。金額的には大きな減額とはなりません。生活保護者にとっては貴重な保護費でありますので、細やかな配慮により対応していきたいと考えております。

ちなみに、最も影響の大きい世帯構成は、町内での該当者はおりませんが、40代の夫婦と

子ども2人の世帯の場合で、都市部で月額約2万円、町村部で約1万5,000円と、3年後には最大で約10%の減額となるものです。

次に、第2番目の御質問の過去3年間の申請者数等についてであります。申請者は平成22年度が2人、平成23年度が2人、平成24年度が1人となっており、受給者は平成22年度末で18世帯19人、平成23年度末で16世帯17人、平成24年度末で16世帯17人、さらに平成25年5月31日現在では18世帯20人、在宅10世帯12人、施設8人の方が受給されています。

県内での比較につきましては、平成25年1月現在の福祉事務所別の数字であります。川根本町、森町、吉田町が含まれる中部健康福祉センター管内では、受給世帯数は3町の合計が112世帯で、県内26地域中24位、保護率は0.24%で、26地域中21位となっています。

また、島田、焼津、藤枝、牧之原、吉田、森、川根本町の4市3町で構成する中部健康福祉センター管内での比較につきましては、平成25年2月現在の数字であります。川根本町の保護人数が16世帯17人で、7市町中7位、保護率は0.22%で、7市町中6位となっております。

次に、第3番目の御質問ですが、この3年間におきまして窓口で申請を却下したという事例はありません。ただ、申請の意思を持って窓口に来られたものの、相談時において保護の要件等が合わずに、申請前に取りやめた方はいらっしゃいます。ちなみに、生活保護の適用は申請日からになり、保護開始については県の中部健康福祉センターが決定することとなっています。

次に、県下市町の一部で行われている一般会計からの法定外繰り入れについての問題であります。

当町では、今のところ自主財源である支払い準備基金が24年度末の時点で1億3,200万円を保有していることもあり、現在のところは一般会計からの繰り入れは行っていません。ただし、長引く不況の影響や地域経済の冷え込み、被保険者の高齢化等の影響を受けやすい国民健康保険の財政状況から、今後の方針としては、まずは被保険者1人当たりの調定額の維持など、一定の基準をもとに、後年の被保険者の負担の平準化をしていく方針で考えております。

このことにより、急激な医療費の高騰などがあった場合などには、国民健康保険会計全体が赤字体質となってしまいますが、全体的な方針として、被保険者1人当たりの調定額は、安定的に平準化していきたいという考えでありますので、医療費の急激な高騰などがあった場合などは、支払い準備基金の取り崩しで対応していかなければならないであろうと思います。

また、支払い準備基金残高等によっては、一般会計からの繰り入れも検討しなければならない状況にあると思います。

次に、事業対象者数ですが、平成24年度の国民健康保険に加入する被保険者総数の年間平均は2,398人、前年度の23年度の年間平均との比較では、マイナス88人、率にしてはマイナス3.5%の減少となっています。一般被保険者数では、24年度の年間平均で2,156人、前年度

との比較でマイナス96人、率にしてマイナス4.3%となっており、国民健康保険に加入する被保険者数は減少傾向にあります。

次に、平均所得についてですが、本算定時における一般被保険者分と退職被保険者分の国民健康保険税所得割課税基礎額とその被保険者数から平均を算出しますと、平成24年度の本算定時では1人当たりの平均所得割基礎額は53万9,864円、25年度の保険税額の試算時点による1人当たりの平均所得割基礎額は54万7,093円で、前年度からプラス1.34%の伸びとなっています。

次に、1人当たりの療養給付費等の額について一般被保険者分の療養給付費等では、平成22年度実績では23万8,119円、23年度実績では24万8,196円、24年度実績では23万7,488円となっています。退職被保険者分の療養給付費等では、22年度実績では20万8,246円、23年度実績では18万9,645円、24年度実績では25万8,081円となっています。

保険税の状況については、平成22年度から24年度各年度の本算定時の状況で比較すると、介護保険分を除く国民被保険者1人当たりの調定額は、平成22年度は5万4,356円で、県平均との差額は3万606円、23年度は5万6,179円で、県平均との差額は3万439円、24年度は5万7,818円で、県平均との差額は3万2,851円で、県内の市町で一番低い1人当たり調定額となっています。

平成24年度の介護保険分を除く、国保被保険者1人当たりの調定額の近隣市町との比較では、1人当たり調定額の差が少ない市町で1万8,531円で約1.32倍の差があり、逆に差が大きい市町とは4万4,140円で約1.76倍となっています。

次に、介護保険会計に一般会計からの繰り入れを行い、保険料を減額して町民の負担を軽減する考えはないかという御質問ですが、この制度は他の医療保険制度と同様、国、県、町の負担割合による歳入に加え、利用者の保険料により財源が確保されておりますことは、既に御承知のとおりであります。そのルールを守ることで、他の保険制度との均衡も保たれているわけですが、一般会計から決められた負担割合以上の繰り入れを行うということは、他の保険制度において、保険料を納めている方々からも御負担をいただくことにもなり、町民の皆様からの御理解を得られにくいものと考えます。

さらに、将来国民健康保険事業が広域で運営されるという検討もされておりますが、介護保険事業もそのような広域運営に切りかわるといったことになった場合、町の一般会計からの繰り入れにより減額された保険料は、これまで以上に急激な負担増になってしまうというおそれもあり、現時点では一般会計での繰り入れは避けたいと考えております。

さらに、介護保険料の負担を減らすということにつきましては、一般会計からの繰り入れという方法ではなく、介護予防の面に力を注ぎ、介護認定者の増加を抑えて給付費を減らすことで、結果的に保険料を下げることを目指していきたいと考えております。

次に、介護保険対象者であります、第1号被保険者数はそれぞれ4月1日現在の人数で、平成22年度が3,550人、平成23年度が3,488人、平成24年度が3,450人、平成25年度は3,462人

と、ほぼ横ばいであります。

次に、平均所得についてですが、第1号被保険者の保険料の段階別で見た場合で、それぞれ4月1日の人数を申し上げます。なお、各所得段階の説明につきましては、お手元に配付させていただきました所得段階別の説明資料を見ていただきたいと思います。

まず、平成22年度は第1段階が13人、第2段階が515人、第3段階が561人、第4段階が757人、第5段階が675人、第6段階が369人、第7段階が415人、第8段階が138人、第9段階が98人、段階不明者が9人、総計で3,550人であります。この不明者という方は4月1日現在にはカウントされましたが、4月中に死亡されたため、その年度の保険料の段階の区分が不明となってしまった方々となるものであります。

同じく、平成23年度は第1段階が15人、第2段階が504人、第3段階が559人、第4段階が713人、第5段階が694人、第6段階が345人、第7段階が445人、第8段階が117人、第9段階が83人、段階不明者が13人、総計で3,488人です。

同じく、平成24年度は第1段階が14人、第2段階が510人、第3段階が567人、第4段階が679人、第5段階が694人、第6段階が342人、第7段階が385人、第8段階が170人、第9段階が79人、段階不明者が10人、総計で3,450人となっています。

次に、1人当たりの平均利用料ですが、単純に給付費を介護認定者数で割った場合は、平成22年度が187万9,671円、平成23年度が183万6,088円、平成24年度が186万5,771円です。

次に、保険料ですが、基準額は平成22年度と平成23年度が3,530円で、県内で低い方から8番目、平成24年度と平成25年度は4,360円で、県内で低い方から10番目となっております。

第1号被保険者の1人当たりの平均年間保険料につきましては、平成22年度が4万1,717円、1カ月当たりにしみますと3,476円、平成23年度が4万1,482円、1カ月当たり3,457円、平成24年度が5万812円、1カ月当たり4,234円となっておりますので、基準額と比較すると若干低目の金額となっております。近隣では、平成24年度の基準額と比較した場合、川根本町が4,360円であるのに対し、島田市が4,000円、吉田町が4,450円、牧之原市が4,400円、森町が4,550円であり、近隣市町では島田市が最も基準額が低くなっており、これは県内でも最も低い保険料でもあります。

介護保険料の県平均につきましては、平成24年度からの第5期保険料の平均が4,714円でありますので、当町周辺の市町については、いずれも県平均の保険料を下回っていますが、県内で最も保険料が高い自治体は駿東郡小山町の5,300円となっております。

次に、後期高齢者医療保険料の点からお答えをいたします。

後期高齢者医療制度において、被保険者全員が個々に納めることになっているこの保険料は、県内全ての市町が加入し、協力して運営する静岡県後期高齢者医療広域連合によって決められています。

所得の低い方の保険料には、均等割額及び所得割額に対する軽減措置、また後期高齢者医療制度移行前までは被用者保険の被扶養者であった方への均等割額9割軽減措置、そのほか

保険料の減免制度等によって、後期高齢者医療被保険者に対し、保険料の負担軽減措置が図られています。

後期高齢者医療保険料に対しては、このような様々な軽減措置が設けられていること、県内全ての市町が加入して協力し合って運営する広域連合が主体となって保険料が設定されていることなどから、各市町が保険料の値上げを回避するために、それぞれに一般会計の繰り入れで保険料の負担軽減を図るという制度ではありません。

続いて、後期高齢者医療保険の被保険者数と平均所得、1人当たりの年間医療費、保険料について、直近過去3年間の推移や県平均との比較、県内順位、近隣市町との比較についてお答えします。

当町及び県全体の被保険者数を、平成22年度から平成24年度の順にお答えします。平成22年度は当町2,317人、県全体で46万8,074人、平成23年度は当町2,352人、県全体で48万549人、平成24年度は当町2,369人、県全体で49万3,648人となっております。当町の伸びは1%前後、静岡県全体の被保険者数では2.7%前後の追加が見られます。

被保険者の平均所得ですが、平成22年度は当町32万5,905円、県平均66万8,253円、平成23年度は当町29万3,699円、県平均66万3,913円、平成24年度は当町30万5,574円、県平均64万8,631円となっております。

保険料ですが、平成22年度は当町3万3,179円、広域連合5万5,815円、平成23年度は当町3万2,055円、広域連合5万5,342円、平成24年度は当町3万4,424円、広域連合5万7,157円となっております。なお、当町の保険料は不均一保険料によって算出されています。

1人当たりの年間医療費ですが、直近で把握できているものが平成23年であることから、平成21年度から平成23年度までの3カ年で順にお答えさせていただきます。

平成21年度は当町58万3,831円、県平均74万8,322円で、28%ほど県平均より低くなっています。平成22年度は当町62万2,259円、県平均76万7,965円で、23%ほど県平均より低くなっています。平成23年度は当町66万9,216円、県平均78万181円で、17%ほど県平均より低くなっています。

3年間ともに、当町の後期高齢者医療被保険者の1人当たり年間医療費は、県平均とも大きく乖離し、県内35市町の中で最も低い医療費となって推移しております。

次に、医療体制の整備・充実についてですが、地域医療体制、救急医療体制、そして疾病予防、健康づくりの推進の点から御質問にお答えします。

まず、地域医療体制ですが、現在町内には5つの診療所と4つの歯科医院が開業されております。昨年末から一時閉院となっている本川根歯科医院についても、公設民営の形で診療いただける新たな歯科医師の招聘に努め、9月からの開業を目指して準備中です。専門医療や入院時の医療は、隣接する島田市や静岡市内の総合病院を中心に広域で対応しています。

平成22年度からは町内診療所において、町民に眼科や整形外科、皮膚科等、専門科目の医師により定期診療を独自に提供している医療機関に対して、旅費の一部を支援する地域医療

支援事業をスタートさせました。こうしたことで、まだ限られた科目ではありますが、町民は専門科目の医師による定期診療を受けることができいております。

また、診療所型電子カルテを用いた「ふじのくにねっと」「遠隔診療支援」等、バーチャル・ホスピタルを活用した町内医療体制の構築についても、いやしの里診療所を中心に他診療所へと拡大を図っていくための整備が進められているところであります。在宅医療の充実にもつながるものです。

外出支援事業の充実は、広域な通院体制の整備にもつながっています。

疾病の予防や健康づくりの点では、インフルエンザ予防接種等、地域住民の全年齢層に対して接種費用の助成など、各種予防接種事業の充実を図り、感染症や疾病予防に努めています。

各種がん検診、特定健康診査等、住民が受診しやすい環境を整備して、早期発見・早期治療、生活習慣病予防に努めています。

また、自死予防につながる、ゲートキーパー養成講座の開講や心の健康づくり事業の充実も図っています。

救急医療体制としましては、金谷消防署の北・南分遣所の救急車によって、志太榛原圏域内の総合病院等で対応しています。

また、藤枝市内にある志太榛原医療地域救急医療センターにおける夜間、深夜等の救急医療体制と、榛原医師会開業医による休日祭日当番医制度でも、救急の患者の対応をいただいています。

榛原歯科医師会における年末年始休日の救急患者診療当番医制度もあります。

町は、主な公共施設内にAED自動対外式除細動器を設置し、住民誰もが緊急時において応急手当ができるよう、保健委員など関係機関・組織と連携し、応急手当を学ぶ機会を増やし、知識の普及にも努めています。

次に、現在本町では平成18年4月からの地域包括支援センターを設置しており、高齢者が住みなれた地域で安心して過ごすことができるよう様々な事業に取り組み、特に各地区のいきいきサロン等を中心として、介護予防事業等において成果を上げておりますことは、既に御承知のことと思います。

1番目の御質問ですが、平成25年1月1日における町内の特別養護老人ホームの待機者につきましては81人ではありますが、県全体では施設数226に対し1万4,258の方が待機されている状況です。

次に、訪問介護につきましては、平成24年度における実利用者は131人、延べ利用件数が1万442件で、給付金額は約3,924万円となっています。

訪問介護につきましては、平成24年度介護保険事業分として1名の方の利用があり、延べ利用回数が16回ですが、これは川根本町内での利用ではなく、町内に住所のある方が町外で利用されたものです。なお、平成25年度からは、町内においても、お一人の方が介護保険事

業の中で訪問介護を利用されております。

次に、2番目の御質問であります。介護認定者数につきましては、第1号被保険者は、平成22年度が492人、平成23年度が507人、平成24年度が537人、平成25年度が544人となっております。やや増加傾向となっております。

また、第2号被保険者で、介護認定を受けられた方につきましては、平成22年度が7人、平成23年度が10人、平成24年度が10人、平成25年度が11人となっております。

介護保険の認定者数の詳細につきましては、平成25年4月1日の人数ですが、要支援1の方が43人、要支援2の方が38人、要介護1が120人、うち第2号被保険者7人、要介護2が95人、要介護3が99人、うち第2号被保険者1人、要介護4が84人、要介護5が76人、うち第2号被保険者3人で、認定者全体では555人、うち第2号被保険者11人となっております。

なお、介護認定者の介護度別の限度額に対する介護サービス利用率につきましては、一人ひとりの利用率を計算することは可能ですが、年度途中でお亡くなりになったり、介護度が変化することも多く、実質的な数字を求めることが困難でありますので御了承いただきたいと思いますが、単純計算による限度額に対するサービス全体の利用率につきましては、平成24年度において63.64%となっております。

3番目の御質問の、町内への特別養護老人ホーム等の施設整備への働きかけにつきましては、以前、介護保険事業が始まったころから、何件かの問い合わせもありましたが、山間部での経営条件の厳しさ等もあり、御存じのとおり、現在はあかいしの郷1施設が建設、運営されている状況であります。

近年においても、この地域に特別養護老人ホームを建設したいというお話はありましたが、建設用地、雇用問題、将来的な入所者の展望など、多くの課題を解決しなくてはならないことから、具体的な検討に至ることなく、現在に至っております。

今後につきましても、町としても現状では具体的な施設整備の計画はなく、あかいしの郷のお考えをお聞きした中でも、町の施策として、特別養護老人ホームの整備等の計画があれば検討していくことも必要と考えますが、これから人口が減少していく中で、さらに増床、入所者定員とすることは考えにくいのではないかというお話を伺っています。

ただ、来年4月からは、第5期介護保険事業計画に基づき、徳山に定員9名の認知症対応型共同生活介護のサービスを行うグループホームまつおかがオープンするなど、宿泊型の受け入れ施設について整備される計画となっております。

今後も、次期の介護保険事業計画の中で、将来のサービス需要を精査し、施設整備の必要があれば、特別養護老人ホーム等の誘致について検討していかなくてはならないと考えておりますが、施設が増え、関連のサービスが増えるということは、当然給付費の増額が伴うことになり、町民の介護保険料の増加も増えることも予想されますので、慎重な検討、対応が必要であります。

次に、茶農家救済対策の関係であります。

本年の凍霜害に対する救済策についての質問というふうに承りましたので、現在検討している支援についてお答えいたします。

まず一つの支援として、大井川農協災害対策資金、平成25年度凍霜害対策資金を借り入れる者に対し、貸付利率年1.5%の利子を大井川農協が0.75%、町が残り0.75%を負担し、実際の金利を0%とする支援です。これは個人で最高500万円まで借り入れができるもので、貸付期間は5年となっています。

もう一つの支援は、平成22年度にも行った茶凍霜害被害農家等肥料農薬購入支援です。これは来季の一番茶生産に向けて、平成25年1月1日から12月31日までの間に購入した肥料、農薬代の一部を支援するものです。

いずれにしても今後、大井川農協などの関係機関や近隣市町とも連携をとりながら検討を進めたいと思います。

次に、耕作放棄地対策ですが、耕作放棄地の発生要因である生産性の低さ、土地条件の悪さ等の解消に向けての取り組みとして、茶園の改植、特産物生産、自力作業道の開設、乗用型摘採機等の省力化施設整備補助等を実施しております。また、耕作放棄地を出さないための取り組みを行う8地区に対して、中山間地域等直接支払交付金事業により、耕作できない人の茶園の集積や茶園管理・周辺整備等を実施しております。

耕作放棄地の解消に向けては、耕作放棄地再生利用対策事業による取り組みで、昨年度ねぎやそばの栽培、果樹への転換などで242aの耕作放棄地を解消しました。耕作放棄茶園が鳥獣のすみかとなっている現状から、本年度は新たに放棄茶園の茶樹を取り除き、農家として再生する鳥獣対策農地整備事業に取り組みます。

また、生葉は生産したが、製茶できない現状もあるため、引き続きお茶を生産するために基幹共同工場への生葉集約の試行や、少量製茶機による分別製造などを検討しています。

そのほか、高齢化や後継者不在等で作業が困難な農家に対して、法人などの立ち上げや、シルバー人材センターの活用・町内外からの人材確保により、摘採・栽培管理等の支援を検討し、耕作放棄地の増加を防がなければならないと考えています。

次に、投票所対策でございます。

投票所の再編は、平成22年7月11日執行の第22回参議院議員通常選挙から実施しております。この選挙の投票率は、県全体では57.37%で、平成19年の前回は58.41%で1.04ポイントの減となっております。本町では74.22%で、前回は79.85%で5.63ポイントの減であり、県の投票率低下を上回っております。

各投票所を見ますと下長尾、久保尾、下泉、壺町河内を統合した第8投票区で10.51ポイント、水川、高郷、田野口を統合した第7投票区で8.36ポイント、大間、接岨、奥泉を統合した第1投票区では、3.83ポイントの減となっております。

次に平成24年12月16日執行の衆議院総選挙においては、県全体では61.75%で、平成21年度の前回は70.81%で、9.06ポイントの減となっております。本町では、県下一番の投票率

の75.38%でありましたが、前回は83.14%で7.76ポイントの減であり、県の投票率低下を下回っております。

同じく、町内各投票所を見ますと下長尾、久保尾、下泉、壱町河内を統合した第8投票区で11.4ポイント、水川、高郷、田野口を統合した第7投票区で10.2ポイント、大間、接岨、奥泉を統合した第1投票区では、7.89ポイントの減となっております。

国政選挙の状況は以上であります。

先日行われました県知事選挙で見ますと、県全体では49.49%で、平成21年の前回は61.06%で11.57ポイントの減となっております。本町では、県下一番の投票率の72.27%でありましたが、前回は81.89%で9.62ポイントの減であり、県の投票率低下を下回っております。

同じく、町内各投票所を見ますと、下長尾、久保尾、下泉、壱町河内を統合した第8投票区で12.34ポイント、水川、高郷、田野口を統合した第7投票区で9.32ポイント、大間、接岨、奥泉を統合した第1投票区では、10.49ポイントの減となっております。なお、今回は、統合されていない投票区であっても11.69ポイント減となった投票区もあります。

町の選挙につきましては、平成24年に町議会議員の補欠選挙がありましたが、通常選挙については、統合後は本年10月に行われる選挙が初めてのため比較ができません。

以上の数値から、国政、県、町と選挙によって有権者の関心度が違うため、投票率の低下の原因が全て投票所の統合によるものとは言えるものではありませんが、統合の影響については、今後ともデータを収集し調べていきたいと考えます。

なお、投票率の低下とは反して、期日前投票の全投票に占める割合が、参議院通常選挙では、平成19年では19.01%、平成22年度は32.86%、衆議院総選挙では、平成21年は21.6%、平成24年度は32.85%、そして先日の県知事選挙では、平成21年は20.61%、平成25年は35.91%と、制度の周知がされてきていることがうかがえます。

次に、投票へ行けない方への対策についてであります。この件につきましては、平成24年12月定例会の承認第4号質疑において触れさせていただいておりますが、入院されている方、長期の出張で投票期間に不在の方や重度の障害のある方などにつきましては、不在者投票や郵便投票があります。

高齢者の方や交通弱者の方についてであります。この問題は、投票所の統合にかかわらず、本町全域に関係するものであると捉えております。自家用交通手段を持たない方、つまり公共交通機関に頼らざるを得ない交通弱者等の方につきましては、引き続き、町の施策として進めております町営バス、デマンドタクシー、外出支援サービスや公共交通運賃助成事業の利用を呼びかけていきたいと考えております。なお、制度によりましては事前予約が必要な場合がありますので、期日前投票期間の周知を十分していきたいと思っております。

また、地域コミュニティならではの御近所で誘い合っただけの投票への御配慮についてもお願いしてまいりたいと思っております。

現在のところ、全国、県に比べ本町は高い投票率であります。今後、人口の減少や高齢化により投票環境に大きな影響が出てくる可能性があるため、今後の本町の投票環境の状況を踏まえ、関係機関に協議し、地域限定の期日前投票所の設置等による対応の検討も必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） ここで休憩といたします。

再開は10時50分までにしたいと思います。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時51分

○議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。町長。

○町長（佐藤公敏君） 先ほどの答弁の中で、ちょっと間違えて言ったことがありますので、訂正させていただきます。

訪問看護のところ、「25年度からは町内においてもお一人の方が介護保険事業の中」という中で、その「訪問介護」と申し上げたようですので、それを「訪問看護」に訂正させていただきます。

それから、介護保険の関係でございますけれども、24年度においてサービス全体の利用率についてというところで63.64%と申し上げたようですが、これが68.64%の間違いですので、よろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） それでは、引き続き一般質問に入りたいと思いますけれども、質問、それから答弁ともに簡潔に行うようにお願いします。改善が見られない場合は、再度御注意申し上げます。

それでは、10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 簡潔にと言われましたけれども、頭の中がごちゃごちゃになっていきますので、簡潔にできるかどうか、申し訳ありません。なるべく努めます。

まず最初に、生活保護基準の引き下げの影響についてなんですけれども、当町は保護受給者が高齢の単身者がほとんどということで、保護基準の引き下げが、8月からと27年度からの2段階の引き下げの影響がそんなに大きくなくて、せいぜい1,000円減額、70歳以上で2,000円の減額というふうなお答えがありましたけれども、お子さんがいらっしゃるお宅があれば本当に大きな減額になるわけですね。そういうことで、当町の受給率が非常に少ないという状況も先ほど報告があったわけですが、近隣でも県内でも本当に低い方だということで、そういう受給率が低いということに対して、この現状を当町の所得状況も非常に県内で低いわけですが、どうして受給率が低いのかということ、行政の方はどのよ

うに考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（前田修児君） ただいまの鈴木議員の御質問でありますけれども、今受給率という話がありましたけれども、先ほど管内の島田から森町の中で見ますと、川根本町が先ほど0.22%ということで申し上げました。それで、管内の状況を申し上げますと、島田市が0.29、焼津が0.39、藤枝が0.24、牧之原が0.33、吉田が0.32で、森町が0.14というふうな状況であります。決して川根本町が低いということではないと思いますけれども、人口的に言っても0.22%、17人というのが低いからいいとか、高いからいいとかいうわけではないんですけれども、必要に応じて当然保護をさせていただいているわけですので、特別川根本町が低いというような認識は持っておりません。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 昨年12月の中澤議員の質問に対してお答えがあったんですけれども、そのときには、町の受給率は20年度が0.42、21年度が0.53ということでずっと行って、24年度は0.5ということだったですよ。先ほど、今課長は0.22って言いましたね。

○福祉課長（前田修児君） 22です。はい。

○10番（鈴木多津枝君） ということは、24年度は11月末の数字ですという説明だったんですけれども、0.5%町の受給率というお答えだったんですけれども、それよりもさらに0.22%ということで低くなっているわけなんですけれども、15世帯16人で0.5%、今ちょっと計算できないから0.22%という確認はできないんですけれども、ちょっと数字が合わないんじゃないかなと思うんですけれども。

○福祉課長（前田修児君） 0.5%、それはどこでお答えに。

○10番（鈴木多津枝君） 12月。

○福祉課長（前田修児君） 議会ですか。

○10番（鈴木多津枝君） はい。

○議長（板谷 信君） 確定した数字を言ってください。福祉課長。

○福祉課長（前田修児君） これは中部健康福祉センターからもらった数字であります。管内における生活保護の動向ということで、平成20から24までの保護率というのでいただいておりますので、これが各年度の数字だと思いますけれども、申し訳ありません。12月の数字のところでは、私ちょっと今確認はしておりませんが、そこで申し上げますと、平成20が0.16、21が0.22、22が0.24、23が0.22、24が0.22ということで実績をいただいた数字であります。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 後でまたきちんと確認をしたいと思いますが、私は低いと思っていたんですけれども、低くはないという当局の御答弁ですので、そこは低くないということで再認識をしなければならないと思っています。

それで、申請を窓口で却下した事例もないということではあったんですけども、却下するほどまでには行かないとしても、申請をしようかなと思って来られた方がいろいろ説明をされて、こういう調査もやりますよ、こういうことも必要ですよ、報告も必要ですよと言われて取りやめてしまったという事例はどれくらいあるんですか。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（前田修児君） 具体的な数字というのは、私まだ確認はしておりませんが、先ほど町長の答弁にありましたとおり、実際、この窓口に来て、いろんな保護の関係をみますと、収入ですとか、あるいはいろんな車を持っているとか、例えばお車を持っている方が、車は原則だめだよというお話をしますと、それならやっぱり仕事をするのに使うから車は欲しいからやっぱり保護はやめますという、そういうふうなお答えをして、そこでやめられるというケースはあるようです。その点は聞いております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 当町では、12月議会の質問で私も質問したわけですけども、24年1月1日の人口8,291人中、均等割のみも加えた納税義務者が3,696人で、それを引いた4,595人が住民税非課税者ということで、所得が少ない低い人たち、24年3月時点の年金受給者が3,467人で、1人当たりのこの方たちの年金受給額が5万7,299円ということで、生活保護受給者の平均受給額は、平均ということではわからないけれども、1例として60歳のひとり暮らしの方の無収入で財産もない人の受給額が月6万1,000円という、そのときお答えがあって、意外と少ないということで、それで暮らせるのかなと私はちょっと議論をした記憶があるんですけども、本当に生活保護、それでも6万1,000円の60歳の方の保護費よりも、年金受給者の方が1人当たりの平均額が5万7,299円ということで低いという状況、それは本当に保護基準以下の収入しかない方々がたくさんおられて、うちの町はもっと保護事業を支援が必要じゃないかなと思うんです。もっと周知、広報を徹底することとともに、必要な人には周りのことを気にしないで申請できるように、そして申請に来られた方には通り一遍の説明だけをするんじゃなくて、きちんと、その人の生活を本当に支えていくにはどうしたらいいのか、自立できるように、生活できるようにという観点で保護行政をしなければならぬと思うんですけども、行政からの広報、周知活動を徹底して、保護の理念や保護内容の説明なども取り組んで、働きかけなども密にして、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるべきだと私は思うんですけども、そういう考えがとおりかどうかお伺いいたします。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（前田修児君） ただいまの鈴木議員の御質問ですけども、周知徹底につきましては、特に民生委員さんを中心に、こういう制度があるということは当然周知の事実でありまして、そちらの方を通じていろんな形で御説明、御周知をさせていただいておるところであります。

今、低所得の方が多くて、なるべく生保に申請等も進めていきたいというお話もありまし

たが、福祉課サイドとしても、当然本当にお困りになっている方については、そうした制度を使って申請をしていただく、あるいは何らかの支援をしていただくということを考えておりますが、あくまでも、まずは自立をしていただくということが非常に大事なことでありまして、その相談のところでも、やっぱり若い方で本当に仕事をされる意欲がある方がもちろん来ますので、そういう方については、今度7月から始まるんですけども、生活困窮者の対策として中部健康福祉センター、それとハローワーク、そちらの方で一緒になって相談事業を立ち上げるということで話はありますけれども、そうしたことで一生懸命まずは自立を促していく、そこを私たちは進めていきたいと、そんなふうを考えておるところであります。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 議員の御指摘のように、いろんな多方面の方向から保護世帯になる状況を把握していくということは大切なことであって、例えば、税、料等の滞るような状況であるとか、それから医療の体系とか、大きないろんなところ、教育関係もそうでしょうし、そういうものを内部の中で連携をしっかりとって、そういう中で福祉のサイドで検討できるようにしていきたいと思っております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 現在、生保を受けられている方は、生保がなければ本当に生活できないというぎりぎりの方々だと思うんですね。今度、保護基準の引き下げがされるんですけども、そういうことで基準が下がったということで、ほかの福祉施策でも生活保護基準を何ていうのかな、対象としている施策がいろいろあると思うんです。当町は就学援助制度では保護を受けている方がいらっしやらないのかなと思うんですけども、そういう生活保護基準を対象にという制度があると思えますけれども、そういうところの影響は検討していますか。

○議長（板谷 信君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤森 敦君） ただいま、教育関係で要保護並びに準要保護児童・生徒への支援ということでお聞きしたわけなんですけれども、この件につきましては教育委員会という組織の中で協議あるいは認定も行っておりますので、その都度検討いたしまして、必要であれば要綱の改正も検討していくこともあろうかと思えます。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 先ほど申し上げましたように、全庁体制の中でいろんなものは情報を密にしてやっていくということが必要かと思えます。

例えば、準要保護等についても、窓口として各学校、校長を主として各担当の先生方とか、いろんな方々もお子さんの状況とか、そういうものを見ながら把握に努めてまいりますし、例えば医療ばかりではなく地域包括とか、そういうところでそれぞれ各世帯とか、そういう状況等もしっかりと把握した中で、こういう情報はなるべく早く共有できるようにという形

でやっていきたいと思っております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ありがとうございます。

2点目の国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の負担軽減を一般会計からの繰り入れでという通告をしたんですけれども、国保税に関しては、負担の平準化といいますか、負担増にならないように基金の取り崩しを行った上で、さらに足りないような場合は一般会計の繰り入れも考えるということで、今まではやらないと言っていたことが一步前進で、一般会計繰り入れにも言及されたということでは大きな前進かなと、一步前進だなと思うんですけれども、介護保険料や後期高齢者医療保険料は保険だから、一般会計からの繰り入れはしないというふうな非常に残念な、考えないというんですか、回答がありました。

確かに、厚労省は介護保険料の減免とか、後期高齢者医療は制度としてもだめだろうなどというふうな考えが起きてくるわけですけれども、現実には介護保険料も後期高齢者医療保険料も一般会計からの繰り入れ、あるいは後期高齢者では負担が重い自治体では年間1万円、そのための給付をその自治体独自で高齢者に対して行う自治体も出ているとか、そういうふうな何らかの負担増を軽減する施策がとられているわけですよ。

多分、国保税の負担の平準化を考えられたのも、本当に町民の人たちに国保に入っている人、高齢者、年金が頼りの人、あるいは所得の低い人たち、そういう人たちが対象である限り、これ以上の負担増は本当に行政として避けなければならないという思いがあったのが打ち出されたのだと思って、私は非常に評価するわけですけれども、それは介護保険料も後期高齢者医療保険料も同じことだと思うんです。対象者はほとんど同じです。高齢者で年金が、むしろ介護保険料や後期高齢者医療保険料の方がもう高齢者であって、減らされても増えることのない年金から引かれていく、そういうことでは値上げをするということがどんなに高齢者の人たちの暮らしを圧迫することになるのか。気分と言うと何か軽く聞こえますけれども、本当にぎりぎり生活している人にとっては、本当に大変な大きな打撃に値上げというのはなるわけですから、そこは避けなければならないと私は思うんです。

そういうことで、一般会計からの繰り入れ、他市町でもやっている事例が、介護保険では93%が一般会計繰り入れは国の三原則に基づいてやっているけれども、残りの10%ぐらいはもうそれを乗り越えて減免する自治体が出ている。調べたところ、47自治体ありましたけれども、そういうことがされているわけですから、ぜひ、うちの町も所得水準が本当に残念ながら低い、年金も5万数千円の平均額だという町で、やっぱり検討していかなければならないことだと思うんですけれども、行政としてどうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 答弁をお願いします。副町長。

○副町長（小坂泰夫君） まず、保険制度の中で、国民健康保険制度、それから介護保険制度、後期高齢者医療制度というものを少し分けて考えていかなければならない部分もあるかと思えます。

先ほど、町長の答弁にありましたように、その制度的意味合いからいって、介護保険制度、後期高齢者医療保険制度というものについては、なかなか繰り入れが難しい状況ではないかなというふうには考えますけれども、国民健康保険税の制度については、まず国民皆保険の中において非常に、当然弱い立場の方もかなり多いという中において、やはり負担の平準化というところ、じゃ、その引きます線はどこかと言うと、平成20年に行われた後期高齢者医療制度が始まった時点をまずはそこを基準として、そういう平準化なものを求めていくべきではなかろうかというふうに思っております。

そういう中では、いろんな国保の中に抱える問題というのですか、例えば、最終的なところではなんですけれども、広域化というようなことも大きな課題の部分に入っております。そういうことを踏まえていくと、平準化という部分は少しそういうものを目指していかないと、非常に何と言うんですかね、運営自体の難しさというのがあるかと思えます。

各制度とも基本的には相互で助け合うという制度ではありますけれども、そういう部分が地域的な部分というものも加味されない部分というか、そういうところがあれば、やはりそういう部分は地域と自治体として支援なりする部分はあるのではないかというふうに思っています。

ただ、今大きな問題は、後期高齢者医療制度がやはり広域化されてある中において、激変緩和措置はあるけれども、5年間経過したということ、これも大きな一つの課題である。こういうものについて、やはり国、県へ一つの要望として自治体はやっていくべきだと私は思いますけれども、こういうものの中において、やはり地域を守る、そういうところを一つの視点というんですか、部分に置いて考えていかなければならない。

ただ国保等についても、これはいろんな方々の御意見をいただかなければいけませんので、例えば初日も言いましたように、国保運営委員会とか、そういうところにしっかりと説明をし、また御意見をいただいた中で決めていかなければいけないというふうに思います。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 特養の待機者数が80人台でほとんど推移しているわけですが、そういう施設をつくと保険料にも影響してくるよ、はね返ってくるよということで、非常に慎重な答弁がされたわけですが、私が通告したのはそれはそれとして、今厚労省が都会からの施設を受け入れればという方針が出されている、それで実際そういう話がついている、伊豆の方でもありますし、そういうことをうちの町でも積極的に進める考えはありませんかということで、この場合は、保険料は特養に入所されると、原則その自治体の住民になるんですけれども、こういうよその自治体が当町に建てる場合には、保険料はもとの自治体が保険料を負担するというふうな方針も出されていますので、地元の人も使えない施設ではないから、少しは利用料増になっていくでしょうけれども、基本的には行政が今とられている介護予防事業を徹底するということは本当に大事なことなんですけれども、そういう施設の誘致をぜひ町の雇用の場、活性化、よそから施設が来て、その親戚の方々がまた

訪れることになれば、町も潤うわけですから、そういうことを積極的に、何か優遇措置をつくって誘致をする考えはないかということ、もう一度お聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（前田修兎君） 今の御質問でありますけれども、先ほど、町長も御答弁の中でお答えしましたとおり、特養の誘致というのが非常にこの山間部にとって、今議員御指摘のとおり、町の方からそういう誘致をすればいいのではないかというお考えはもちろんあると思うんですけれども、やはりこれまで来られたところも、非常にもちろん事業ですので採算性とかも言いますし、それから町の人口が今後10年間で非常に半減していくようなお話もあります。そういった中で、そういう法人の方にとっても非常にリスクの大きい事業だということ、非常に慎重な検討が求められるということは聞いております。

先ほど来言っていましたとおり、今第5期の計画ですけれども、そういったいろんな検討を踏まえまして、第6期の計画の中で、やっぱりこの町には特養が必要なんだということが見えてくれば、当然それは計画の中に織り込んで、誘致等に力を入れる中で、並行していろんな法人さんとか協力していただける方を探していくということは必要だと思いますけれども、現段階では非常に、誘致について、こちらに積極的に来られるところが見えてこないというのが現状であります。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 介護保険制度の流れという意味からいって、これは介護保険制度もそうですけれども、例えば障害を持たれた方々の制度もそうですけれども、地域に帰っていただいて、そういう自立、自立というのはちょっと意味合いが、その地域に生活するという意味の自立ですけれども、そういう方向性に制度的には向かっているのではないかと。そういう意味においては、地域密着型がこれからの主流、そういうものが集まっていくんだということがあると思います。

特養等の入所型施設というのを、それなりの一つのシェアというんですか、そういうことがあるにしても、実質的にはやはり地域へ帰って、グループホーム等もそうですけれども、そういう方向性へ行くというふうに考えられます。

その特養の施設が、介護保険制度が始まって12年のときに、住所要件についてそういう問題も多くあったわけなんですけれども、そういう中でこれからじゃ、医療との体系はどうなるかとか、必ずしも全てがクリアされていない状況においては、やはり少し慎重に検討していかなければいけない時期であるというふうに思います。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 積極的な検討、取り組みを大いに期待するわけですけれども。

次に、凍霜害の救援で、町長はプラスアルファについてのお答えがなかったんですけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（鳥本宗幸君） 凍霜害についてのプラスアルファについての御質問ですが、町長の答弁にもありましたように、これから大井川農協等の関係機関等と支援についての調整を図っていくところでございます。

7月2日に町と大井川農協、これは組合長もいらっしゃいますけれども、来町いたしまして、農協等の関係機関、町とともに支援についての検討を図りたいと思います。そこから、実際の検討について図るということをお願いしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 全く見えてこないわけですが、21日の県の発表で、特に防霜施設のない中山間地域の被害が大きいというふうな発表がありました。防霜ファン更新に、当町は30%の自己負担があるわけですが、町が上乘せしたということで。一気にこのことで茶業を農業を断念するという傾向ができたのではないかというふうな、防霜ファンをとめた茶園の被害が大きいよというふうなことを聞くわけですが、そのところの実態はつかんでいますか。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（鳥本宗幸君） 防霜ファンの効果ですが、本年4月13日の当町の降霜の被害状況ですが、気象庁のアメダスにおいて、マイナス1.3度が本川根で観測しております。気温が氷点下1.3度になりますと、株面においてはそれ以下の温度が観測されると思われま。防霜ファンにおいては、氷点下になりますと効果が出にくいということがございます。

しかし、本年の凍霜害において4月13日以降の予後の状況ですが、それ以降の回復ぐあい等を見ますと、やはり防霜ファンの施設があった茶園においては、回復度合いが、あった茶園、ない茶園では差があったように観測をされております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 中部のJA関係者が、きっかけがあれば、農家はもう今の状態だと離農してしまう予備軍がたくさんあるんだというふうなコメントもありまして、負の連鎖が現実味を増しているという指摘をされておりました。

防霜ファンの効果は、低いところでは余りにもマイナス以下になるとその効果はないけれども、回復は実際早かったということを確認していらっしゃるわけですから、そのきっかけということでは、防霜ファン更新をしなければならぬ、30%の自己負担がある、そのことがきっかけになったと言えなかつた、私は今回言えるんですよ、言えると思うんです。そういう状況の中で、私は防霜ファン更新に対して、さらなる負担軽減を町が凍霜害のプラスアルファというんだつたら、お見舞い金とかいろいろ考えられるんですけれども、このところに負担をもう少し減らして、今後茶園を続けてくださる人たちの負担を軽減することは大きな意味があるのではないかと、いかがでしょうか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） お見舞いの的なものというよりも、むしろ生産基盤といいますか、そういう部分でその防霜ファンの、うちの町はよその町よりも上乘せで補助をしていることは御存じですよ。さらにということでございますけれども、基盤を強くしていくという点で考えると、お見舞いのなものよりも、そういうものの方が実際的な効果というものは上がってくるんだろうというふうに思います。

したがいまして、7月2日に農協さんもお見えになるということでございますけれども、そういう農協ともお話しし、そういうものも含めて、プラスアルファということでございますけれども、その防霜ファン、そういうものに対する補助といいますか、防霜ファンを更新される方の負担の軽減ということについては、検討してもいいんだろうというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） JAの静岡中央会と県の農政対策委員会が、18日に県内の各地の茶園の凍霜害の再発防止や被害軽減に向けた支援を、農林水産省に要請したという新聞記事がありました。その中で、中央会の下島副会長が農林大臣に対して個人の自園自製農家が入れないお茶の共済の加入制度の見直しや、防霜ファンの新設更新への国庫補助事業が受益面積、成果目標などの採択要件を満たせないことを知って、補助が受けられないということを指摘して、中山間地域の生産者の方々が十分に事業を活用できるように要件の緩和を訴えたということや、2013年度で終了する茶会食等支援事業の継続、お茶の再生産価格を下回った場合に発動する価格補てん制度、セーフティーネットの創設も申し入れたというふうに書かれていて、私は非常に農家にとって本当に切実な要望を取り上げていると思って読みました。

そういうことを当町でも、国へ担当課と力を合わせて議会などが意見書提出などをこれから行わなければならないだろうと今思っているんですけれども、気力をなくしているお茶農家の方々を励まして、景観や基幹産業、観光資源としての茶業を守るためにも、町でできることは早急に取り組むべきではないかと思うんですけれども、行政の決意を再度お聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 茶業対策についても国の方、県の方でもそれなりに対応して下さっておりますけれども、今言いましたように、さらに補助率をアップしていただけるような要望とあわせて、この町としても、茶業の基盤に係る重要な部分だというふうに思っていますので、検討していきたいというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 県の茶業農産課長のコメントもありまして、ただお茶をつくれれば売れる時代は終わったというふうに言われております。消費者ニーズに即した生産体制に転換する必要性を強調されています。

当町でも、高級リーフ茶、それとまた有機無農薬栽培で、若い人たちが嫌がるというのかな、茶がらに対しての若い人たちの敬遠感、そういうものも解決して、食材原料にするお茶、一方では高級茶とは別に、リーフで飲むお茶とは別に、食材原料にする有機無農薬の健康飲料、飲み干せる粉茶製造とか、販売先を見きわめた栽培や生産の指導支援が必要ではないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） まず最初に、農業施策について、基本的には負担は30%というのは従来からの施策であるんですけれども、ただそういう部分において、特殊性が今回、今の現状とかそういうものがあるということの中において、どういう具体的なプラスアルファ要因ができるかという、いろいろ議会の中でも以前から中野議員や高畑議員が大変熱く御意見をいただいておりますし、そういう部分、今後そういう部分もいろんな御意見をいただきながらの検討になろうかと思えます。

販路の部分については、当然そういう部分も加味する中で、例えば市場開発する等も茶園喫茶等、その農家の方々が直接的にそういうノウハウも持っていただくとか、いろんな形を喚起しているところでもありますけれども、大型茶工場にしても、ただ、今までのように製造ではなくして、販売の方にも力を入れていくと、そういうことも必要ではないかというふうには思っておりますけれども。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 私はお茶は全く素人ですので、いろいろ専門の方々、関係者の方々の本当にさらなる検討というんですか、取り組みを心から期待いたします。

最後の投票所が遠くなったということで支援をとという質問に対して、遠くなったということはそんなに投票率には関係ないような具体的な事例を挙げて御答弁がありましたけれども、やはり投票所が遠くなって行きにくくなったというのは事実ですので、そのことで投票率が下がってはいないということであれば、それはすごく住民の方々が意識が高くて、努力をされているということで、住民の方々にエールを送りたいわけですがけれども、島田市では投票率向上のためのキャンペーンで、みらぼく島田、神奈川でやったのを例にしてやっているんですけれども、商工会などに移動投票なども可能ではないかと思うんですけれども、それについての検討をお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 答弁をお願いします。総務課長。

○総務課長（筒井佳仙君） 高齢者の方や体の不自由な方など、投票所が近くになってもなかなか投票に行きにくいというのは、統合した投票所、統合しない投票所、同様の問題だと思います。このような状況の中、公正さを確保しつつどのようにこのような人たちに投票に参加してもらえるのか、今ある公職選挙法の関係でありますとか、そういうものの中で改善していくのを常に考えていくことが重要だと考えております。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 最初のところで、私の前の議会のときの答弁等もいただいているものですから、お答えさせていただきませうけれども、あのときは法的なという部分については、福島の大震災における移動投票所という例を出させていただいたんですけれども、基本的に、2年間の選挙管理委員会さんのいろんな検討をなされた中で、そういう結論をいただいたわけなんですけれども、これはやはり少しいろんな選挙の中で考察をしていかなければいけないし、実質的にお金のとか、旅費を支給とかという部分は、これはちょっと難しい部分であると思います。ただ、障害を持たれたような方々に対して、ある程度の優先策をするとか、こういうことは検討をしていかなければいけないのではないかなと思っております。

（「みらぼく島田の取り組みについては」の声あり）

○議長（板谷 信君） 許された質問時間30分が過ぎましたので、ここまでとします。

これで鈴木君の一般質問を終わります。

続いて、5番、中野暉君の発言を許します。5番、中野君。

○5番（中野 暉君） 5番、中野です。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

人口の推移について、皆さん方はもうよく御存じのことと思っておりますけれども、いま一度確認のため触れさせていただきます。

国勢調査において総人口、2010年、2011年ごろまで日本の総人口は増え続けてきておりました。このころから減少をするわけでありませうけれども、2005年の国勢調査については1億2,776万8,000人、これが2010年になりますと、1億2,805万7,000人ということで、全体では28万9,000人増加をしております、このときには、これを市町別に見ると、市は589万人が増加をしましたがけれども、町のような小さいところについては、5年間で560万人減少をしております。今後確実に減少傾向となってきております。

当町は、この間、約900人減少をしております。当町の人口は毎年減少をし、川根本町全体で昭和40年には1万7,375人、3,536世帯ありました。これは1世帯の家族構成を勘定しますと、4.9人、5人という状況でございます。これは前年度、平成24年度ではもう皆さんもよく御存じのように8,017人、もう当然今では8,000人を切っているわけでありませうけれども、2,973世帯、1世帯で勘定をいたしますと2.69人ですので、3人を切っているのが、この当町の現状でございます。

国立社会保障・人口問題研究所が昨年発表をいたしました日本の将来設計人口によりますと、我が国の総人口は長期の人口減少過程に入り、2026年の人口1億2,000万人を下回った後も減少をし続け、2040年には1億人を割る9,900万人となり、2060年には8,674万人となると推計されるとあります。2012年には、2011年に比べて28万4,000人も、このときから減少をしております。2030年以降は、毎年約100万人ずつ減少が進んでいくと述べられております。これだけでは何だかびんと来ないわけでありませうけれども、年間死亡者数、出生数の推計を見るとわかりやすいのではないかと。

例えば2011年の年間死亡者数は125万人、2040年にはこれが166万人まで増えると言われております。一方の出生率は右肩下がりで、2011年には約105万人、2040年では推計75万人とされている。つまり、2040年には年間約91万人が純減すると考えられているわけでありまして、物すごく変化は激しい。非常に変化の幅が大きいわけけれども、ゆっくりというのが、この最大の問題なのでございます。準備が遅れてしまうのです。まだいいだろうと思って、気づいたときにはもう間に合わなくなっているということがございます。今からやっておかないと、それこそ間に合いません。早目の準備が必要でしょう。

2040年の総人口が2010年より多くなる自治体はわずか4.8%、2010年よりも人口が少なくなる自治体が全体の95.2%にも上るわけでありまして、このうち、半分の自治体は4割も人口が減少してしまう、ショッキングな内容でございます。人口が4割も減少すれば、自治体としての存続すら怪しくなってくるわけで、深刻な問題としてとらえなければならない。

そこで、人口の減少を施策として、町の居住性や経済、地域活性を総合的に高めること、まちづくり、また、雇用対策を含め、産業振興、人口減少を直接的に防止するための施策として奨励金、祝い金などの各種助成金を交付し、移住奨励という形でもありますし、また、結婚、出産、育児支援、Uターン、Iターン者への定住奨励や就職奨励金、住宅支援では住宅建築補助金など様々な対策が考えられます。

しかしながら、大変難しい多くの問題を、課題を抱えているわけでありまして、大きな影響を与えている産業経済分野においては、地域の基幹産業となっている第1次産業の構造上の問題からも、産業が衰退し、人口減少をもたらしている。また、高齢化により行政需要が多様化増大し、地域コミュニティの弱体化も相まって、行政支援の増加が予想される中、まちづくりを行うことが困難になっていることから町の魅力を低下させ、さらなる人口減少を招くおそれもある。できる限りの対策を行っているが、人口という問題だけ、課題だけを考えれば、なかなか効果が上がっていない現状であります。行政も地域も一体となってもう一度地域づくり、まちづくりに取り組んでいく時期に来ているのではないのでしょうか。

例えば、対策としてまず当町に住んでもらうことが重要ではないか。定住策というもの、そして若者に住んでもらうこと、若住、そして新たに新居を構えてもらう定住策について、それには豊かな資源を広くアピールし、活力ある、魅力ある当町のまちづくりが重要ではないのでしょうか。

まちづくりは人づくり、リーダーを育成することは、将来の当町に期待を持つことができることではないのでしょうか。他地区から来てもらうには、当町を広く全国に推進、発信する必要があります。安らぎのある豊かな自然環境、温泉、山、そして川、当町にはすばらしい自然環境があります。当町をアピールするにはいろいろあるわけでありましてけれども、当町に来てもらう、当町を知ってもらうことには、オリンピック選手の育った町、カヌーの町を全国的にアピールすべきでしょう。「カヌーの町・川根本町」を売り出すときは、今でしょう。大変な課題である重要な問題、人口減少に歯どめをかける当町の考えを伺います。

以上です。

○議長（板谷 信君） ただいまの中野君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 中野議員の質問にお答えいたします。

議員の御指摘のとおり、国勢調査による町の人口は、平成17年8,988人、平成22年で8,074人の実績値となり、5年間で914人の減となり、総合計画後期基本計画では、平成28年度推計値で7,118人に対して7,300人を目標人口としております。参考までに、住民基本台帳で平成25年6月1日現在、7,956人となっております。

1番目の質問にあります、当町に住んでもらうことの対策として、町では後期基本計画で「にぎわう町 みんなのふる里づくり」をシンボルプロジェクトとし、様々な事業を展開しています。

一つ目に、縁結び事業を実施しています。具体的には都市部に住む女性を対象に、農作業やハイキング、カヌー体験等を通じて町を知ってもらい、将来的には定住につなげていくことを目的とし、あわせて男女の交流機会の拡大を図っております。平成24年度の実績としまして、年4回実施し、17名の方の登録、参加がありました。男性10名、町外女性7名でございます。本年度の事業推進に当たっては、NPOへの事業委託により民間のノウハウを活用して、より充実した事業推進を予定しています。

また、少子高齢化、過疎人口減少を少しでも食いとめることを目的に、平成24年10月より空き家バンクのホームページを開設し、空き家を売りたい、貸したい方、逆に買いたい、借りたい方のための情報提供を始めました。少しずつではありますが、物件も増え、問い合わせも来るようになり、2軒の物件が売買されました。空き家バンク事業の継続に当たっては、事業の開始から1年を経過しようとする中で、現在の事業推進方法の問題や課題を検討し、充実していくことが必要と考えております。

2番目の質問ですが、若者の定住についての対策として、若者の定住に向けた住みやすい環境の整備のため、若者定住促進住宅を建設し、町内外の若者が入居を始めております。また、定住人口の増と活力のあるまちづくりを目的に、結婚・出生祝い金を支給する事業を実施しています。平成24年度は結婚が7件、出産は33件の実績がありました。平成17年から平成24年度までの8年間におきまして、出産祝い金の交付が259件、同じく結婚祝い金の交付が109件の実績となっております。祝い金があることでの定住への効果については、判断が困難なところもありますが、町で該当する住民への祝いの気持ちをあらわすことは、若い方へプラスに作用しているものと考えています。

3番目の質問ですが、活気ある・魅力あるまちづくりについての対策といたしまして、総合計画にあります町の将来像「水と森の番人が創る癒しの里 川根本町～豊かな温泉、お茶と温泉に彩られた、だれもが安心して暮らせるふるさと～」の実全に向けて4つのシンボルプロジェクトに取り組んでおります。

第1の「癒しの森林浴 清流の里づくり」プロジェクトでは、豊かな自然を活かしたまち

づくりのプロジェクトを進めています。主要事業といたしまして、自然環境の保全と活用、大井川維持流量の改善、確保の事業を推進しています。関連事業には、国道、県道、林道等における景観整備事業、河川美化運動の推進、林道の開設、改良整備、奥大井の魅力発見エコツアー、民間組織等と連携した大井川の流況改善等の事業を実施し、町の豊かな自然環境の保全と活用への取り組みとともに、町内外への情報発信を継続していきます。

第2に、「にぎわう町 みんなのふる里づくり」プロジェクトでは、主要事業といたしまして、若者の定住に向けた住みやすい環境の整備、縁結び事業の推進、医療サービスの向上の事業を推進しています。関連事業といたしまして、町営住宅建替事業、定住対策事業の推進、緑のふるさと協力隊事業、町営バス路線などの公共交通の充実等の事業を実施しています。

若者の定住対策の一つとして、平成24年10月より空き家情報登録制度空き家バンクが開始されました。平成24年度に5軒登録され、そのうち2軒の物件が売買されました。現在では3軒の登録がされています。この1年間の取り組みの課題や問題点について検討し、空き家バンクの情報収集及び情報提供の充実を進めていく必要があると考えます。

第3に、「地域で育む地域の宝 未来創生千年の人づくり」プロジェクトでは、主要事業といたしまして、生涯学習推進事業等を実施しています。関連事業といたしまして、地域の特性を活かした学校教育の推進、千年の学校、中高一貫教育の推進、まちづくりリーダー育成、地域人材育成等の事業費補助金の交付等の事業など、新たな人材づくり、町の未来を担う子どもたちも視野に入れた事業を継続して実施していくことが重要と考えます。

第4に、「世界にも目を向けよう『川根』の元気づくり」プロジェクトでは、主要事業では、国・県道の整備促進、これは要望となります。農林業センター事業、情報通信基盤整備事業が上げられます。関連事業といたしまして、観光施設整備事業、農業生産基盤整備、地域産業の担い手確保事業等を実施しています。

最近の取り組みでは、南アルプスの世界自然遺産登録を目指し、前段階と位置づけるユネスコエコパークの登録に向けて、川根本町、静岡市など静岡、山梨、長野3県の10市町村で、本年9月の国内推薦に向けての活動が進められております。5月29日、石川七尾市で開催された世界農業遺産、G I A H S 国際会議において、静岡の茶草場が世界農業遺産に認定されましたことや富士山が6月22日に世界文化遺産への登録が決定されましたことは、記憶に新しいところであります。南アルプスの世界自然遺産登録を目指した活動も、国内はもとより世界にその価値を広めていくこととなり、大きな期待をするものです。

次に、カヌーのまちづくりについての御質問でございます。

昨年開催されたロンドンオリンピックに、川根本町出身の大村朱澄選手が出場したのは記憶に新しいところです。出場に際し、多くの町民の皆様から温かい御声援をいただき大村選手本人も大変感謝しておりました。大好きな川根本町のためにも、4年後のオリンピックに向けて、大学に通いながら、日本代表選手として多くの国際大会に出場し頑張っているとの

報告を受けています。

カヌーにつきましては、生涯学習課、これはB&G海洋センターを中心としたものですが、町内の全保育園・幼稚園・小中学校に出向いて、児童・生徒が1年に一度はカヌーに乗る機会をつくっています。

また、毎年8月下旬には、スポーツフェスティバルカヌー競技の開催や、チャレンジスラローム大会の開催などを実施しています。また、川根本町エコツーリズムネットワーク主催事業にも連携して、カヌーの利用の拡大を図っています。

このような機会や事業により、昨年1年間で延べ1,044人の方にカヌーの体験をしていただきました。今後は、より多くの町民や町外の方にもカヌーに触れていただきたいと考えています。

随時行っているカヌー出前教室のほかに、今年8月25日、日曜日のスポーツフェスティバルカヌー競技開催時には、各地区のスポーツ推進員の皆様34名いらっしゃいますけれども、スポーツ推進の皆様や議員の皆様も御案内して、カヌーの楽しさを体験していただく機会をつくりたいと考えています。この体験には、安全に乗ることのできる10人乗りのEボート2艇や、また、初心者でも乗ることができる普及用カヌーバイキングカヤック10艇の利用を計画しています。

町民の方の多くは、カヌーに触れることが現在少ないのではなはいかと思われま。体験することによってカヌーに対する理解と、自然のすばらしさや、身近にある川のよさを再認識するいい機会になると考えています。カヌーに触れて体験する方が増えることが、カヌーへの理解や普及につながっていきます。

また、川根高校カヌー部を盛り上げること、交流人口の増加にもつながっていくと考えています。川根高校カヌー部の生徒は、毎年国体や全国高校総合体育大会に静岡県代表として出場し、活躍されております。今後の活躍に期待したいと思っております。

川根本町には、幸いにも大井川の豊かな水の流れや四季折々の貴重な自然が身近にあります。カヌーへの体験や触れる機会を行いながら、川根本町ならではのものとしてカヌーの普及を図っていききたいと考えているところであります。

これもカヌーにかかるあれですけれども、また、平成19年にエコツーリズム推進法が施行されたのをきっかけに、平成20年1月16日に川根本町エコツーリズムネットワークが設立され、現在、大札山などのトレッキングや長島ダム湖を中心としたカヌー体験、米づくり、梅づくりなど食を題材としたツリームズを企画し、活発な活動が行われております。

平成24年度の活動状況は、年間で43件、578名の参加で行われ、そのうちカヌーの企画は13件、186人の方が参加していただきました。また、企画以外でも家族単位での体験要望があり、また、カヌーはレジャーとしてこの町の楽しみ方の一つでもあり、季節を問わず楽しむ、年々参加者も増えている状況です。県外からの参加者も多く、その多くはガイド役にファンがつき、人が人を呼びリピーターとなっています。

また、地元の人たちと触れ合う機会が多いエコツーリズムは、川根本町の魅力をじかに伝えられる。また、地域の人もお客さんの反応で町の魅力を再確認でき、他の町の人たち、地元の方を含め、この町に住んでみたい、また来たいと思っていただけるよい事業だと思っております。今後もエコツーリズムネットワークの会員の自立を支援しながら、推進していきたいと考えています。

次に、5番目の質問となりますリーダー育成についての対策といたしましては、先ほど述べたことと重複しますが、後期基本計画にあります「地域で育む地域の宝 未来創生千年の人づくり」プロジェクトをもとに、様々な事業に取り組んでいます。まちづくりを進める上で、人づくりは重要な要素の一つと認識しています。主要事業の中に、水と森の番人マイスター認定制度があります。様々な分野で卓越した技能と知識を持ち、リーダーとして広く認知されている人々を水と森の番人として町が認定し、教育や地域活動などに派遣する事業があります。

マイスター制度については、これまでも検討は重ねてきました。また、3月の第1回定例会で説明しましたが、マイスターの響きには、卓越した技術、知識を有する人というイメージがあり、認定基準を明確にしていくと大変厳格なものとなってきます。

このため、水と森の番人にふさわしいコンシェルジュのようなイメージの認定をしていきたいと考え、現在のところ検討中でございます。

もう一つの主要事業であります生涯学習推進事業につきましては、町の各自治会で進められ、3世代交流や伝統的な行事の継承、新たな地域行事の創設など、地域での人づくりに貢献する活動に対して支援を行っています。

ほかには、千年の学校の推進、総合的な学習、子育て支援の推進、小学校、中学校の国内外研修の実施等、関連した事業を実施しているところでございます。

このように、町では後期基本計画に基づき、人口減少の問題に対し様々な対策を計画し、実施に向け検討し、実行に移しています。このことを理解していただき、今後も議員の方々にも御支援、御協力していただくようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 5番、中野君。

○5番（中野 暉君） 町の対策をいろいろと聞かせていただき、本当に心強く思っていたところであります。先ほども中田議員が私と同じような質問をしたわけでありまして、重複するところもありますけれども、一番大事なところがありますので、少し触れさせていただきます。

人口減少対策に考えられるのが、雇用の場と多くの方々が答えられます。ですが、今でも町外から当町へ通勤されている方がたくさんいらっしゃいます。ですから、これがすべてではないわけでありましてけれども、住民が当町に定住しやすい環境、新規雇用の場として産業振興及び企業誘致等の工業振興策について、当町でもアンテナを高くしていろいろと活動を

していただいているわけでありますが、なかなか難しい問題だな、こんなふうにも思います。

また、現在、この地区に企業を開いている方がありますがけれども、これも継続をしていただきたいわけでありまして、事業者とのヒアリングというか、打ち合わせ等々についても、今後はやはり積極的に行っていかなければならないんじゃないかなというふうに思いますので、このことについて、当町としてどんなふうに前向きに考えを持っているというような形を、返答にお聞かせ願いたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） やはり何をおいても安定した所得が得られるということが、その地域に定住できる基本だというふうに思っております。

そういう意味で、従来からこの町の産業として存在しております林業ですとか茶業、これらについてはかなり手厚い保護といたしますか、支援策を行っているにもかかわらず、こういう社会状況の中で悪戦苦闘している、そういう状況でございます。

それから、新たな産業として観光産業等、これも新たとは言いましても、もう既に数十年、50年、寸又峡で50年の経験を得た産業でございますけれども、なかなか2代目、3代目というふうにつながっていかない。そういう状況の中で、これからこの町でどのような形で所得の確保の場をつくっていくのか、最大の課題だというふうに思っております。

企業誘致にしても、なかなか東海道沿線から、高規格の道路からかなり奥に入っただけでなければというような不利な立地条件を抱えている中で、なかなか企業誘致もままならない。そういう状況にいるわけでありましてけれども、そういうって何もできないということでは決していけませんので、いろいろな情報を集めて、あらゆる手段を使って、何とかここに人が定住できるような施策を皆さんとともにつくっていかねばいけない、そう考えております。

○議長（板谷 信君） 5番、中野君。

○5番（中野 暉君） ありがとうございます。

また、先ほど話がありましたように、当町でも実施をしております定住策の一つとして、空き家バンクということがありましたけれども、これも実績等も聞かせていただきました。今後も積極的な取り組み、これをしていただきたい。空き家バンクが売れないのは何か理由があるんじゃないか、いろいろなことを考えながら、それらを解消していく策も見つける必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

あわせて、この物件が再生が不可能だ、とても景観にそぐわないということがあれば、やはり所有者との親密な話し合いの中で整理していくことも必要ではないかな、こんなふうにも思います。

当町の施策の中で、住宅等の話も先ほど聞きましたけれども、町営住宅、若住、特公賃ありますけれども、それぞれ制約がございまして、退去というか、移らなければならない状況がありますけれども、これらも今後少し考えていくことができるのか。またこれは法律に関連してきますので難しいところがあるかもわかりませんが、住みやすい環境づくりというも

のは、やはり改善をしていかなければならないというふうに思いますので、このことについて何かうまい案があれば、今のままでということではなく、対応策、特に特公賃についての今後の受け皿というか、これについても、特公賃もやはり最高の限度額がありますので、出なければならない状況であります。若住もそうですけれども、このことについてひとつ前向きな考えをお伺いをいたします。

受け皿について。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（長嶋一幸君） 今公営住宅と町が持つ住宅についての退去の御質問だと思いますけれども、公営住宅は、今議員言われたとおり制限がございます。これを取り払って行うというようなことになると、今までつくった経費等を国にお返しするというようなことが出てきます。

ただ、若者定住促進住宅については、これは町が独自で起債を借りて建てたものでありますので、町の状況が変わってきていますので、内容を検討しながら完了していかなければならないとは思っています。

以上です。

○議長（板谷 信君） 5番、中野君。

○5番（中野 暉君） なるだけ皆さんが住みやすいような方向へ持っていくことが肝心ではないかなというふうに思います。

何といても、人口減少対策は当町に住んでもらうことが重要であります。子どもが大きくなってくると、持ち家と皆さん方と考えるわけではないでしょうか。土地を買って新築、なかなか経済面でも厳しい状況かと思えます。これに対し、住宅取得等の一部補助、当町に家を建ててもらおう対策として、当町に住宅を新しく建築しようとする者を対象とした宅地取得費の助成、固定資産税の減免、また、住宅ローンの利子相当額の補助金等優遇措置を設けるなど、町としての今後の対策についてお伺いをいたします。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（山本銀男君） まず、宅地の取得費等の助成ですけれども、個人の宅地を取得するための現金給付は、客観的に公益上必要かということで課題が上げられてくると思います。

それと、固定資産税等の減免という規定は、現実には、町の条例上に減免の中には触れられておりませんので、現状では減免というのは大変難しいのではないかと思います。

それと住宅ローンの利子相当額の補助ですけれども、これにつきましては、十分可能性がございます。現在、静岡県の労働金庫からの借り入れで、利子に対しての勤労者住宅建設資金、利子補給金交付制度がございます。ただ、この制度は一定の利子、パーセンテージとか限度額ございますけれども、労働金庫というふうに指定をされております。その借り入れ先の銀行をJAさんとか、島信さんとか、静銀さんとか、町が指定した銀行から借り入れをしても、町として利子補給をしますというような要綱を定めて御理解をいただければ、それに

についてはこれから可能性は十分あると考えております。

○議長（板谷 信君） 5番、中野君。

○5番（中野 暉君） これらの措置というのは、なかなかいろいろと難しい問題がありますがけれども、これも建築業者等々いろいろな業者と連携をした中で奨励を増やしていくとか、上乘せをしていくというような問題も解決の一つの方法ではないかなというふうに思います。

家を建てるにも建築する場所が、土地がない、非常に必然的に近隣に分譲情報に目を向けることが現状だと思います。宅地分譲等の対策について、宅地のあっせんのため住宅地開発事業者の参入促進についての考えをお伺いをいたします。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 御質問は、町が宅地分譲を行うかどうかということかと思うんですけども、今性急にお答えができない部分というのは、例えばこういう分譲をする場合には、土地開発公社を起こしてからやっていかなければいけないという問題がありますので。それから、それには例えば町が先行取得ですか、取得する土地、そういう決定もしていかなければいけない。それから埋め立て等、分譲区画のそういう基準等をしっかり定めていかなければいけないということもありますので、今ここですぐお答えをできるという問題ではないんですけども、ただ、対応策として一つの課題項目であるということは認識しております。

○議長（板谷 信君） 5番、中野君。

○5番（中野 暉君） 今後完全に、完全というよりも必ず取り組んでいかなければならない問題ではないかな、こんなふうに思います。土地開発公社、そして土地改良区、そして土地区画整理組合、いろいろな対策がありますので、それらをよく研究し、当町に参入できるようなこれらの業者もやはり選定をしなければならぬんじゃないかなというふうに思いますので、これらも勉強をする必要があるんじゃないかなというふうに思います。

また、先ほど話もありましたけれども、町で所有の未利用地、宅地分譲ができないか、これも本当は可能ではないかなというふうに思いますので、これらも今後前向きな方向をとれるような対策は必要ではないかなというふうに思いますので、検討の方よろしく願いをいたします。

それから、はしょっていきますけれども、補助の上乗せというところも、やはり勉強しなければならぬ。地域おこし協力隊というものも、これは総務省の財政支援措置というものがありますので、これらもやはり考えていっていただきたい。新規住宅を購入しやすく、新規参入者に利用するために耕作放棄地の対策、これを少し上乘せして利用してもらうラインガルテンの整備というものも今後は考えていかなければならない状況であろうかと思えます。

皆さん方が耕作放棄地を見ていて、ああ、残念だなというのではなく、白畑がない方もいらっしゃると思いますので、これを地域の皆様方に利用していただくような対策というものも今後は

検討していかなければならないんじゃないかな、地域が潤う一つの方法ではないかなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

魅力あるまちづくり、住んでみたくなるようなまちづくりが重要であって、一つの案として先ほども出しましたけれども、オリンピック選手を生んだ当町、育った町、このことに関しては日本の代表選手、大村朱澄選手がいますので、当町としては広く全国に発信しなければならぬわけでありまして。

「カヌーの町」川根本町を売り出す絶好のチャンスだと思っています。このことに関して取り組みの前向きな姿勢をお伺いいたします。

○議長（板谷 信君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山下安男君） 議員のオリンピック選手を育てた町として発信するべきではないかという話でございますが、ロンドンオリンピックに出場しました大村朱澄選手ですが、現在、大学4年生でありまして、日本代表として国際大会に出場しております。

また、大村選手につきましては、接岨湖で行いますが、しずおかスポーツフェスティバルの出席や、カヌー教室への協力もいただいているところです。日本代表として川根本町の普及やカヌーの普及やPRにつながっているものと考えています。

川根本町は川根本町のカヌーを行う場所として接岨湖や大井川などの川があり、すばらしい自然環境に恵まれています。このような四季折々の自然の豊かさやカヌーを行う場所としていい環境であることも含めて、積極的に発信していきたいと思っております。

○議長（板谷 信君） 5番、中野君。

○5番（中野 暉君） 当町においても、2003年、カヌーの国体を開催した経緯があります。今後、カヌーの競技大会等々開催することについて、考えをお伺いをいたします。

○議長（板谷 信君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山下安男君） 大会等の誘致はございますかという話ですが、現在のところ、全国規模の大会の誘致の計画は持っておりません。しかしながら、県内の大会は実施しております。本年度は8月25日に、しずおかスポーツフェスティバル、カヌー競技の部、また、10月には、静岡県カヌーチャレンジスラローム大会を予定しているところです。全国規模の競技カヌー大会の場合には、競技にかかわる多くのスタッフの活用が必要であると考えています。

○議長（板谷 信君） 5番、中野君。

○5番（中野 暉君） 今の実績、スポーツフェスティバル、チャレンジスラローム、積極的に今後も行っていきたい。この事業が少し減退というか、あのとときの盛んなような体系から離れているような感じがしますので、いま一度、もう一度盛り立てるような施策をお願いをしたいというふうに思います。

カヌーの町、今話がありましたけれども、目指すには、やはりそれ相応のスタッフ及びカヌー組織を確立していかなければなりません。地域の皆様方の御理解、御協力を必要としま

す。カヌーに慣れ親しんでもらうことが重要だと思います。スタッフ確保にも、カヌーの町を広く発信するにも、今活躍をしておりますリバーレイドの組織の力をかりるということも、一つの方法じゃないかというふうに思います。ともに行動することもやはり必要ではないかなというふうに思います。もちろんこれを行うことには、経済効果というものも大いにあるわけでありますので、当町としても損ではない、こんなふうに思います。

リバーレイドについては、四、五年前までたしか町でも協力をして事業展開をしていたわけでありますけれども、その後途絶え、組織の活動は場所を変え、継続をしていると聞いております。この組織との協賛について今後の考えを伺います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 確かに数年前まで川根本町といいますか、当時の本川根町時代から商工会の青年部が主なスタッフとして参加して、パリのダカールラリーですか、横田紀一郎さんという方が主になって企画していたわけでありまして、当初はテレビ等も取り上げていただくなど、かなり効果的な事業として来たわけで、町の方からも何がしかの支援が当時はあったというふうに思っています。

その後、何年か経過して今のような状況になっているわけでありますけれども、要はスタッフがしっかりした取り組み体制ができるのかという問題が、一つにはあるんだろうというふうに思っています。そして、当然参加者もそれなりの負担をして来るということで、町として支援する、できる部分があって、基本的に取り組んでくださる方、そういう方がしっかりとした組織づくりといいますか、実行するための準備を整えて、その上で町に対して支援要請というものがあれば、その段階で、今、町で持っている補助事業等の中で応援できる部分があるのならできると思いますし、そういう中で、とりあえず体制づくり、そういうところから取り組んでいただければ、もう道も開けるのではないのかなというふうには思っています。

○議長（板谷 信君） 5番、中野君。

○5番（中野 暉君） 先ほど来カヌーの町、カヌーの町と言っておりますけれども、やはり組織がしっかりできなければ、これは実行不可能でございますので、必ずこのことについて皆さん方で考えて組織づくり、一つの方法は何があるか、こんなふうに前向きな考えで取り組んでいただきたいなというふうに思います。

カヌーの町としてぜひ地域の皆様もカヌーに親しんでもらいたい、楽しんでもらいたいわけでありまして、議員の皆様、今年からぜひカヌーに乗りましょう。そして接岨湖、湖上からの眺めは素晴らしいそうです。また、大井川の素晴らしいところを再確認しましょう。そしてカヌーの町から第2の大村選手、オリンピック選手が育つことを信じます。

何といたっても若者、人が集まる町にしなければなりません。そして結婚をしてもらい、子どもを産んでもらうことです。

今、縁結び事業の話を書きましたけれども、婚活イベント等をもっと積極的に行うという

ことを町として考えていらっしゃるか、お伺いをいたします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 婚活事業、男性と女性を結びつける事業ということで、なかなかそういう機会はいろいろ持ってきたわけですが、現実には結びついた事例が少ないということで、お世話するというのは大変難しい事業だなというふうに思っています。

いずれにしても、出会いの機会、そういうことがなければ発展していかないわけでありますので、交流人口として来ていただける、あるいは今町でやっておりますちゃっきり娘事業ですとか、そういうものの中で御縁をつくっていかうとしているわけでありますけれども、まずはそういう出会いの場をつくるということが大事だというふうに思いますし、それが将来の町を担っていただける大きな力になるわけでありますので、そういう意味では、今商工会等でもいろいろそういう事業を進めているようでありますので、連携もしながら、そして今ある町の縁結び事業、そういうものを充実させる、そういう中で考えていきたいというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 5番、中野君。

○5番（中野 暉君） これは重要なことでもありますので、ぜひ取り組んでいただきたいな、こんなふうに思います。

特に川根本町を見回してみますと、50歳以上、60歳以上の方で独身の方々がたくさんいらっしゃる状況でありますので、この方々を対象にした取り組みというのも一つの方策ではないかなというふうに思っております。

今、町場というか、一つの町でシニアコン、合コンに対応するような、若い人が合コン、合コンといいますけれども、シニアの方々が行うのがシニアコンだそうです。これが経済効果も上がるし、なかなか好評のようでございます。これは地域の居酒屋とか食堂とか、うちのところには温泉施設がありますし、また、旅館があります。そういうふうな場所の暇な時間をその場所を提供してもらう。食事、お酒等も出してもらうわけですが、そのような時間を利用した皆さん方が集まる場をつくる等、なかなか好評なようです。経済効果も上がるし、また、カップルもできるようでありますので、ぜひこの辺も商工会、そのほかの企業とタイアップした中でこういうものを進めていったらどうでしょうかという一つの案ですが、またこれも検討していただきたいというふうに思います。

魅力あるまちづくり、住んでみたくなるようなまちづくり、これには充実した子ども、子育て環境、子育て支援などといった当町に住むメリット、観光振興などの交流人口を増加させるための施策、その他もろもろ考えさせることがあるわけでありますけれども、しかし、大変難しく、日本全国各地で課題となっているわけでありまして、これといった対策が確立されないものも現実でございます。新しい発想、新しいアイデアがポイントとなるわけですが、これはこのことに関して一般からの募集というか、提案を、企画を募集というのも何か一つの新しい策ができるんじゃないかなというふうに思います。

また、行政の若手職員がグループをつくって、しかも各課で協賛をした中で、施策研究、提案制度を利用した中で、当町の人口減少に対する研究が提案募集ができれば、何かうまいアイデアが生まれるんじゃないかなというふうに思います。必ず若い人の考えであれば素晴らしいアイデアが生まれます。また、採用には奨励金等考えたら、より多くの応募が期待できるのではないかなというふうに思います。このことに対して、ひとつやってみた方がいいかなというふうな考えがあれば、長としてのお考えをお伺いをいたします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 行革推進の中で職員提案制度等をつくって、職員にいろいろなアイデアの募集は行っております。ただ、どうしても職員さん、現実に目の前にある仕事の改善提案というふうなところでどうしても行きがちでありますので、そういう新たなまちづくりの新しいユニークなといいますか、そういう発想が現在なかなか出てきていないというのが実情でありますので、もう少し頭を柔軟にして、自分たちがこの地域で将来楽しく過ごしていくための一つのそういう案も提案していただけるような形で進めていきたいと思っておりますし、また、皆様方からも、いろいろな御提案ございましたら、ぜひとも議会を通して、あるいはいろいろな形を通して御提案していただいて、そういう中でこの町の振興につながる、そういう事業ができればというふうに思っております。ぜひよろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） 5番、中野君。

○5番（中野 暉君） まちづくり、人づくり、各組織にリーダーが大変必要でございます。各リーダーで活躍していただいているわけでありましてけれども、このリーダーの方々にもさらなるステップを踏んでもらうために、研修等も来年度はお金をかけていただきたい、こんなふうに思います。リーダーがこれだけでいいということではなく、もう一歩進んだリーダーになってもらいたいというのが、私の考えでございます。よいリーダーがもう一段上の段階になることによって、組織を引き上げてくれます。このことが大変重要ではないかなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

ただし、リーダー選びが大変重要なところでありまして、このリーダーが自己中心的、自己の利益を第一に考える人、町を違う方向へ誘導する人とか、リーダーの資質に欠けている人を選んではいけません。かえって、えてして町としてもそのような方々が行政にすり寄ってくる状況がありますので、話しやすいとか、すぐこちらの話に乗ってくれるとか、一見もっともらしい主張をする人とか、見誤ってしまうことがどうしてもあります。よいリーダーが、よいまちづくりには必要です。人づくりができれば素晴らしい町になります。ぜひこのことに関しては、一人で決定をしないで、みんなでリーダーは決めていくことが肝要かと思っております。

地域の皆さん、そして行政、議会、川根本町一体となって町の将来を考えることをお願いをいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（板谷 信君） これで中野君の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。
再開は1時15分とします。

休憩 午後 零時28分

再開 午後 1時15分

○議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

◇

◎発言の訂正

○議長（板谷 信君） 教育長。

○教育長（杉山広充君） 先ほど中澤議員の答弁の中で、私、中村藤五郎家文書について、藤川地区の中村氏所有の古文書と申し上げましたが、精査しましたところ、中澤議員の御指摘のとおり、水川地区に在住しておりました中村氏のことで、町所有の古文書でありました。訂正をさせていただきたいと思います。お願いいたします。

◇

○議長（板谷 信君） それでは、引き続き一般質問を行います。

4番、中村優君の発言を許します。4番、中村君。

○4番（中村 優君） 4番、中村でございます。きょう、私は本町の過疎化についてのみ伺いたいと思っております。

御承知のように、本町は過疎化が非常に進んでおりまして、しかも、高齢化も進んでおります。これは本町に限らず全国的な傾向でありまして、最近の新聞を見ても、先ほど中野議員からも話がありましたけれども、2010年から2040年、30年間にどれくらいの人口が減るかということちょっと調べてみたんですが、30年間で2,040万人減ということですね。そういうふうなことが載っておりましたので、これはこの町に限ったことではないというふうに思っております。

これも戦後の混乱期から昭和30年ごろになると、大変自動車等含めて工業が盛んになるわけですね。そこで農業と工業の関係の不均衡な発展が原因になって、一原因ですね、産業構造の変化が大きく変わったわけです。そしてその格差が大変大きくなったものですから、農山村から都市部へ人口が非常に流れたということに起因するものだと思います。特にその中に若者が、多くの若者が都市部に移動したということから、大変問題が起きているわけです。

どうしてかという、若者が減ったために、結婚して子どもが増えるという状況が非常に少なくなったということと、また、結婚しない若者もどんどん増えてきたわけですね。まして少子化傾向にありまして、なかなか子どもをたくさん産む人がいなくなっちゃったというようなこともありまして、こういう状態は本町においても例外ではないというふうに思います。

しかしながら、本町はまだ都市部に近い、静岡市とか浜松市を近くに抱えていますから、まだいいんですけれども、通勤のできる範囲内にある部分がありますから、通りや道幅が悪かったとしても、そういう通勤圏内というところにありますからまだいいんですが、東北地方ですね、例えば青森県とか秋田県、このあたりは大変過疎化が進んでいて、本町とは問題にならないほど大きな危機感を持っているわけです。

そして最近の個々の集落を見ますと、消滅した集落もあるようですけれども、これが消えてしまった集落もあるんですが、限界集落ですね、限界集落というのもどうも増えてきているんじゃないか、本町においてもそういう実態があるんじゃないかというふうな気が私はしているんです。ただ、自分では調査できませんから、これは行政の方にちょっとお願いして調べてもらうようにしてあるんですが、そういう意味で、大変問題が大きいということであります。

それで、限界集落の前の段階で準限界集落というのがあるんですが、その前にまた存続集落、それから先ほど言いました消滅集落ですね、こういう4段階に分かれているんですが、これは私が皆さんに説明するほどのこともないんですが、釈迦に説法みたいなものですが、ちょっと簡単に説明させていただきますと、存続集落というのは、55歳未満の人口が集落人口の50%を超えるところですね。これは量的設定といいますけれども、量的規定で年齢的なこと。それから質的規定としては、跡継ぎ確保によって集落の担い手が再生産されている集落。普通の問題のない集落ということになります。

準限界集落というのは、55歳以上の人口が集落人口の50%を超える。ただしこれは量的規定なんですけど、質的規定でいきますと、50%を超えていても、現在は集落の担い手が確保されていて、近い将来その確保が難しくなってくる、そういう集落です。

これがまた進みますと限界集落といまして、いわゆる65歳以上の高齢者が集落人口の50%を超えると。そして質的にはもう冠婚葬祭をはじめとする、いわゆる集落での夫役といえますか、道人足とかいろいろあると思うんですけども、そういうものができなくなっている、困難な状態になってきている集落と、こういうふうなことになっております。

その下が消滅集落、これは人口とか戸数がゼロになって、文字どおり何もなくなってしまう集落ということになります。この消滅集落というのは私も何か所か見たことがあるんですが、そこは大体道路網が発達していないところですね。言うならば非常にへんぴなところにある集落でして、戸数も多くないんですけれども、そこに住んでいると現在では生活できないということで、引っ越していった、どこかへ出たという、そういうのが多いと思うんで

すが、そういうのは何カ所か見ました。

そういうことなのですが、これは、この呼び方というのは、集落研究で有名な第一人者とされており大野晃さんという長野大学の先生が最初用いられたわけですが、今ではもう国でも関係する省庁でも使っている公用語になったというふうな感じの言葉であります。

そういうふうにそれぞれの集落の現況をあらわすものですが、現在では準限界、これ2番目ですね、準限界から限界というところに移り変わるスピードが非常に早くなっているということでもあります。

ちなみに、私もよそのことはちょっとわからないものですが、自分の集落を調べてみたら、限界集落には届きませんが、48%ですね。限界集落にはなっていませんけれども、準限界集落61.5%になっていますから、準限界集落と言っているんだと思います。これが問題なのは、結局そこに住んでいる人は自分のふるさとというものが消滅していくということはどうしても避けたい、当然のことながら。それから、そこから出た人も、当然自分の生まれ育ったところが消滅しないようにという気持ちは持っているんでしょうけれども、現実には外へ出ておられますと、帰ってきてくれればいいんですけども、なかなか帰ってこない。ここでこういう状況ですから、政策的にも国の政策があって、大きな原因でこういう形になっていますから、調整がどうだこうだという問題じゃないわけですね。やはりそこには国の政策の問題もありますし、町政も全然関係ないということはないんですけども、それから何より大事なのは、そこに住んでいた住民ですね、今も含めて。住民の考え方というのが非常に大きな役割を占めているんじゃないかなというふうに思います。それだから町民に責任があるということは言うことはできませんけれども、そういう状況であるわけです。

ただ、心配なのは、先ほど言いましたように、集落の区分したものが限界集落になっていると、このまま手をこまねいていると、すごいスピードで限界集落になる可能性がある。それはそうですね、人がなかなか入ってこない。限界集落になると、消滅集落にはなかなかならないまでも、ただ、やはり先ほど言いました部落のおつき合いとか夫役、こういうのがなかなかできなくなってきたり、要するに人を雇ってそういうことをやらなきゃなくなってきたり、そういう実態が出てくる可能性があります。しかも、集落といいますか、自治体というのは先ほど中野議員も言いましたように、集落が集まって自治体ができているわけですから、例えば千頭とか上長尾というようなところは、地理的にも多くの人がいるし、若い人もいるからいいんですが、ただ、かけ離れた小さい小集落ですね、奥の方の集落とか遠い集落、これは準限界集落になったら、限界集落にすごいスピードでなっていく可能性がある。ですから、早くこれも手を打たなければいけない。大野先生も、とにかく行政ができ得ることを早目に手を打っていくということが必要だということを説いています。

また、そういうことなのですが、町の総合計画の中では、このことについても幾つかの方向性を示しておりますね。ですから、町は町なりのことをやっているんですが、ただこれが

具体的にどういう方向でやられているかということが問題だろうと思います。できるだけ早いうちに手を打って、少なくとも限界集落にならないように、一つずつランクが落ちていかなないように処置をしていかなければならない、そういうことになります。

そこで、私は後で再質問でまたお願いしますけれども、町の方で確認している現在の実態、果たしてそういう集落があるのか。それから町長は現況をどんなふう認識しているのかということをお伺いしたいわけです。

以上でございます。後でまた再質問をお願いします。

○議長（板谷 信君） ただいまの中村君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 中村議員の質問にお答えします。

議員がおっしゃる、いわゆる限界集落・準限界集落という用語の定義につきましては、平成3年に高知大学の野大教授が提唱した概念から生み出された用語であり、必ずしも明確な定義が確立していない用語であることと解釈をしています。

野大教授が提唱する定義につきましては、65歳以上の高齢者が地方自治体総人口の過半数を占める状態を限界自治体と名づけ、限界集落はこの定義を集落単位に細分化したものであり、限界集落に次ぐ状態を準限界集落と表現しています。限界集落は65歳以上の人口比率が50%以上で、高齢化が進み共同体の機能維持が限界に達している状態であり、準限界集落は55歳以上の人口比率が50%以上で、現在は共同体の機能を維持しているが、跡継ぎの確保が難しくなっており、限界集落の予備軍となっているという区分で示されています。

1番目の質問でございます実態の把握についてということですが、全国レベルで旧国土庁が平成11年に行った調査においては、やがて消え去る集落の数は日本全体で約2,000集落以上であるとしています。近年では、農林水産省が限界集落における集落機能の実態等に関する調査を平成18年に行い、無住化危惧集落という概念で整理し、その数を全国で1,403集落と推定しています。

また、国土交通省が過疎地域等におけるアンケート調査を平成18、19、20年に行っています。この調査は、過疎地域を抱える全国775市町村に対して、そこに所属する6万2,273集落の状況を尋ねたものであります。

川根本町については、毎月集計されている人口統計から65歳以上の人口比率が算出されています。このデータから、町には65歳以上の人口比率が50%以上に該当している自治会単位での地区は、平成25年6月1日現在で6地区存在していることと、町全体の高齢者率43.1%がデータとして判明しています。

しかし、それぞれの地区が果たして高齢化が進み、共同体の機能維持が限界に達している状況であるかは、年齢構成からだけでは一概に判断できないものと考えます。

2番の質問にあります限界集落の発生原因としては、働き口の減少等により働く場所や生活の本拠地を今までの居住地以外に求め、特に若者が減ることにより地域の高齢化が進んでいくことや、食品・生活必需品の確保、交通手段の確保、医療福祉などの各種生活支援サー

ビスの確保及び郵便・金融サービスなどの提供が採算性・効率性の面から十分な水準が確保できない、または提供されないといった状況により、人口・戸数が継続的に減少し、その結果、地域の冠婚葬祭や様々な役務などの提供が困難となり、社会的共同生活の維持が困難な状態に置かれていくことだと認識しております。

町はその対処策といたしまして、現在は、定住促進に向けて、縁結び事業、空き家バンク事業、農林業の生産基盤の整備の推進、町営バス運行事業、外出支援サービス事業などの地域公共交通の確保、また子育て支援等の様々な施策・支援等を行っているところでございます。

今後も既存の事業につきましては、必要に応じ見直しを行い、現在の事業の維持、充実を図るとともに、新たな取り組みについても調査、検討していく必要があると考えています。

また、複数集落を範囲とする新たなコミュニティ組織の育成も考慮し、集落単位の活動が存続・維持できるよう何らかの関係を築き上げることも視野に入れ、検討していきたいと考えております。

とりあえず1回目はこんなことで終わります。

○議長（板谷 信君） 4番、中村君。

○4番（中村 優君） ありがとうございます。言わんとすることはよくわかりましたが、先ほどほかの議員からも質問があったんですが、やはり町民と話してみますと、雇用の確保が非常にネックになっているというところがあります。

例えばこの前もちょっと話したんですが、今年のお茶の霜の被害、そのことからいろいろ話をしていきましたら、とにかくお茶は大変だと。大変だということは、やるが大変だということじゃなくて、価格がとにかく上がらない。今年は被害に遭ったから余計そういうことなんですけれども、ここ近年、お茶の価格が非常に安くなってしまっている。だから、とてもやる気がせんと、こう言うんですね。町なり県で保証してくれればやってもいいという言葉があったんですけれども、それはちょっと私はおかしいなという気持ちで聞きましたけれども、とにかくそういう話があったもんですから、やるのも大変、年もとったし、作業も大変だけれども、とにかくそういう状況だから、お茶をどうこう言うけれども、もうやる気もなくなっちゃったというような言い方をしましたものですから、作業の方については、例えば自分の身内の者なり親戚の者、そういう人にひとつ手伝ってもらったらどうだと言ったら、いないと言うんですね。どうしていないんだねと言ったら、ここにいても皆さん専業農家じゃありませんから、そんなにたんさく持っているという人ばかりじゃないわけですね。持っている人もいるでしょうけれども。だから、どうしても勤めるところがないと、こちらへ帰ってこれないんだということなんです。

そういうことで言っていましたので、先ほどもるる皆さん話していましたが、雇用の場を何とか確保することが非常に大きなネックじゃないかなというふうな感じもするわけです。

先ほど雇用の場ということで土地の確保とか、税制の関係ですね、優遇措置を考えるというふうなこともありましたが、これはこれでそういうことになれば当然考えざるを得ないんでしょう、考えるのは当たり前ですけれども、ただ、私は町のやり方として土地整備というか、土地の整備、言うなれば町の方で大きな工業団地つくっていますけれども、そういうものを町ほど大きなものはできないわけですから、少しでもそういうものをつくっておいて誘致をするでないと、なかなか、ただどうだねと言っても、そういうところがつくってあれば、そこへ見に来て、ああ、なるほどいいところだということで、ぜひということになるかもしれませんが、整備をして誘致をするということも大事じゃないかというふうに思いますので、その辺をひとつどんなふうに考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 企業誘致にまさる政策というのはそう多くないというふうに思っていますけれども、ただ、現実的に企業誘致のための土地の造成等、そういうことも当然必要になってくるのかもしれませんが、なかなか全くあてのない段階で先行して土地を整備するという話についても、何かそういう可能性のある中で合わせていく話でないと、正直言ってなかなか難しい問題もあるのではないかなというふうに思っています。

ただ、いずれにしても、町として、正直言って先ほど来申し上げていますように、条件不利地域といたしますか、現状そういう状況の中に置かれておりますので、そういう中で、この地域に来てくださる企業、そういうものがまずあるのかないのかというのが大変な問題な部分でありますので、そういう意味で、誘致策、何らかのインセンティブを与えてつくっていく必要があるというふうに思っていますけれども、その部分と、その土地の確保という問題が不即不離といたしますか、そういうことになってくると思うものですから、そういう意味で、今の段階で先行してというのは、ちょっと難しい部分もあるのかなというふうには思っています。

○議長（板谷 信君） 4番、中村君。

○4番（中村 優君） その辺はわかりました。

それから、2点目としまして、これも先ほど話が出ました空き家バンクの関係ですね。空き家バンクが5棟登録して2棟が販売できたというふうですけれども、これは現在既に住んでいるのかどうかわかりませんが、それも住んでいるかどうかということと、もう一つは、空き家バンクというのは、別にここで始めたわけではなくて、全国的にやっているところがたくさんあると思うんですけれども、その中で問題が起きているところもあるんですね。要するにそこへ住み込んだけれども、地元と全然溶け込まない。部落のつき合いもしない。それから住み込んだけれども、その辺はあちこち汚したまま捨てていってしまったというふうな話もあります。

ですから、地元の方たちがよく理解するような形での販売といたしますか、相手をよく選んだ販売をする必要があるだろう。ただ増えればいからといって、買ってくれる方がいれば

どんどん売ってやるだということではなくて、町としてはその辺はよく吟味して販売をしていただきたいということが必要だろうと思います。

今、2棟に入っているという人がいるようですけれども、その辺のことについてはどんなぐあいでしょうか。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（山本銀男君） 現在も住んでおります。ただ、地元とのあつれき等には、特別企画課の方にもそういうお話は来ておりません。

○議長（板谷 信君） 4番、中村君。

○4番（中村 優君） なければ大変結構なことだと思います。そういう意味で、よく吟味して、できるだけ多くの方に来てもらうようお願いしたいと思います。

当然空き家といっても立派な空き家ばかりではないでしょうから、恐らく町としていろいろ修繕したり何だりすることもあると思いますけれども、とにかく気持ちよく入っていただいて、気持ちよく部落民とつき合っていただくという形でやっていただきたいなというふうに思います。

それから、3点目ですけれども、やはりここにいけないという状況に、医療サービスの問題がよく言われます。どうもお医者さんが、いいお医者さんとは言いませんけれども、お医者さんがもっとあればいいなというふうに、町に行っていればお医者さんがたくさんありますからそっちへどうしても行くんだと、弱い子どもさんとか、弱い老人等抱えている人は、そういう気持ちになるのも当たり前でありますから、医療についてはみんなが等しく受けられるような体制づくりをする必要があると思います。

現在、町がこれに対して一生懸命取り組んでいるというのは私も承知しておりますが、なかなか医師の確保が難しいというふうに聞いておりますので、今、医療雑誌等に宣伝をして募集をかけてやっているということですが、これがずっと前から、去年から聞いていると、どうも来そうな感じで問い合わせはあるけれども、実態としてはなかなか来ていただけないということがあるようです。ですから、ほかに手がないかということをやったり探っていく必要があるんじゃないかと。広告料も結構高いはずですから、広告だけでやっていて果たしてお医者さんが確保できるのかどうか、そんなことを考えます。

ですから、一番いい方法って、それじゃ何がいいんだといったらなかなか難しい話ですけれども、当町からお医者さんになっている人もいるでしょうし、そういう人を利用というか、そういう人にいろいろ協力願って、来てくれれば一番いいんでしょうけれども、その人が来られないとなれば、だれか紹介してもらおうとか、そういう方法も考えていく必要があるんじゃないか。それはもちろんやってくれているかもしれませんが、そういうことも考えます。

それから、もう一つ、今、これはちょっと見えないところだと思うんですが、透析ですね、あれをやっている人が川根本町にもいるようです。だれかということはもちろん言えないんですけれども、結構いるようです。この方たちが1週間に1回ぐらいのことならどうってこ

とはないんでしょう、2日に一遍行くという人が結構増えているようでして、透析をやる場所を何とか町内に欲しいということを書いていました。これはそうは言ったってそれなりのお医者さんがついてなきゃならんでしょうから、簡単にはいかないでしょうけれども、これからそういう人が増えてくる可能性もありますので、できるだけ近いところで透析ができるような形、そういうものをちょっと考えていただきたいなと思いますが、その辺伺いたいと思います。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 御質問のところを、前の部分で御質問いただいた部分もちょっと含めてお答えさせていただきたいんですけども、先ほど空き家バンク等の問題のところ、近隣の自治体の中に、地域になじめないで非常に困っている、そういう悩みを持っていた方もいたというお話も聞いております。空き家バンクも御指摘のとおり、この地域の生活慣習ですね、そういうものを理解してくださる方々というものも、丁寧に説明していかなければいけないなというふうに思っております。そういう形で慎重に進めていきたいと。

それから、ただいまの御質問のところですけども、透析については、やはり施設、それから医師と、そういうスタッフ制が必要であるものですから、一様にうちの方、当町の方でこういう誘致問題についてそういう具体的なものを示せるというものではないと思うんですけども、藤枝とか島田市民病院、当然そういうところで行っておりますので、その患者さんをいかに安全に、また確実に送迎できるか、外出支援事業等も強化しながらやっていきたいと思っております。

○議長（板谷 信君） 4番、中村君。

○4番（中村 優君） ありがとうございます。ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから戻りますけれども、過疎化対策といいますか、過疎化対策の、なかんづく集落の、限界集落にならないためにいろいろやっていたかなければならないんですが、ただ、これは行政だけで云々できる話ではありませんし、議会と行政だけが議論しても始まらない話ではないと思うんです。やはりこれは町民と対話をして、町民もかかわっているわけですから、こういう実態になったということについては、いろいろな意味でかかわっているわけですから、そういう意味で、これから町民とよく意思疎通をしながら対策を出していただきたい。

去年ですか、できましたまちづくり条例というものがありますが、その中にも、とにかくいいまちづくりには町民の意見を取り入れて聞きながらやっていくということ、間違ったら申し訳ないんですが、24条、25条ですかね、その辺とにかく行政と町民が一緒になって、議会も含めてでしょうけれども、とにかくよく話を聞きながら、それを参考にしながら具体化していくというふうなことが書いてあります。

そういう意味で、昔やっていたこともあるかもしれませんが、いわゆる出張行政なんていう言葉がありますけれども、年に幾度とは言いませんけれども、とにかく現実に現場の方へ出て、市町村へ出まして、それはどこの課も回るということにはできないにしても、とにかく

町民の意見を吸い上げていろいろな施策をしていくということが大事だと思いますが、その中でも今言った過疎化の問題、それから集落の実態をよく聞きながら、町民の意向も入れながらやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。その辺について先ほど言いました出張行政というのか、そういうことをやっていくことは私はいいと思うんですけども、どんなふうにお考えですか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 3年ほど前に地域振興事業と交付金事業を行った際に、そういう中で、各地区にそれぞれのアイデアを出していただいたという事業取り組みをしたんですけども、そういう中において、役場の職員も積極的に活用してほしい、地域アドバイザーというふうな形で活用してほしいという話もさせていただきましたし、また、その地区における職員ばかりでなくして、出身の者とか、また近くの者でもそれはよろしいわけで、そういうところが積極的に各地区のそういう支援体制というんですか、ものに参画するというのも取り組みました。今後も当然そういうものは各事業によって必要でありますし、そういう面では、例えば町外に居を構えている者も、そういう準サポートというんですかね、出身に限らずアドバイザーというような形で入っていく、そういう制度も必要ではないかと思っております。

○議長（板谷 信君） 4番、中村君。

○4番（中村 優君） ありがとうございます。

いずれにしても、このまちづくりというのは大変難しい部分もありますし、特にこの過疎化の問題については、絶対的なものはなかなか見つけ出せないという部分もあると思います。ただ、町民がどういうふうを考えているかということをつかむことが大事だと思いますし、ぜひお願いしたいというふうに思います。

いずれにしても、町も行政も、それから議会も町民も一緒になってこの問題を解決していくような方向でひとつお願いしたいというふうに思いまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（板谷 信君） これで中村君の一般質問を終わります。

3番、芹澤廣行君の発言を許します。3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 3番、芹澤です。事前通告に基づきまして、大きく2点にわたり質問をしたいと思います。

1番目は、将来の川根本町の茶業対策について。

将来という頭文字がついているのは、今年の本当に厳しい凍霜害を受けて、この負の状況をまず論点の原点だという認識の中で、茶業をどうするかということを行政に質問したいし、また、議員の立場としても意見を申し述べたい。

たまたまこの一般質問の後に、中田議員の発議で、議会基本条例というものが成立される予定であります。この中では、議員間のまじめな討論、真剣な討論の中によって政策提案も

行政にしていくという項目がございます。それも含めて一般質問させていただきます。

1番の茶業については、5番まで、現在の平成25年段階の生産の規模別の戸数を地域ごとに明示していただきたいということで、これは非常に難しい問題と思うんですけども、6月当初に、産業課の担当の方に、27日にこういう質問するから少し事前に調べておいてくださいというふうな申し入れはしておきました。ただ、本当に規模別にすべての庭先茶業というふうなものも含めれば大変な作業にはなるかと思うんですけども、これが、お茶を語る最大の、あるいは最良の原点になるわけですね。それが行政側が1坪単位まで調べていただくということが、お茶を語る前提になると思います。

2番目は、農家全体が生産する生葉の収量についてということで、これは今年度の凍霜害を受けた段階で、昨年、一昨年の比率の中でどれぐらいあったかということをお答え願いたい。

3番目の生産された茶葉の販売状況について。もちろん2番と同じですけども、生葉の販売量、荒茶の販売量、行政がなかなかつかみ切れない自園自製自販農家の大まかな生産量、それから私もその口ですけども、自分たちで、あるいは親戚、あるいは知人に少量を販売するというふうな形での自家消費型の農家の生産量、こういうものをわかる範囲で教えていただきたい。

4番目、一昨年あたりから、私が議員になる前ですけども、町費を投入して海外の販売促進事業を、一生懸命役場はやってくれたと思うんですね。今年も3月にはるばるニューヨークまで頑張って行ってお茶を売ってきてくれたと、宣伝してくれた。これに対するきょう現在の川根本町へのお茶の受注量がどれぐらい宣伝効果の中であつたかということを確認に示していただきたい。

5番目の今年の凍霜害の中で、私の近所でも今年を機にお茶をやめたと、もう荒らしても構わないというふうなことが、小長井でも結構見られるわけですね。この問題をどうするかということで質問させていただきたい。

いずれにしても、お茶の産業というのは、一般の企業と同じです。攻めるか守るか引くか。私はこの何十年來、先祖伝来基幹産業と言われるお茶というものを、もう引くことはできないと思うんです。攻めるか守るか、この点に絞って、一問一答の質問の中で行政にお伺いしたいと思います。

2番目の公共土木事業の説明会について。

これは6月11日付で建設課の方から議員宛てに、参集範囲の案内がありました。文化会館で18日にやると。その中で行政、議会ですか、区長会あたりで60名ほどの規模ということで通知を受けましたけれども、私はこれについてももう少し、その、なぜ60名しか呼ばないのか。もう少し呼べる方は、もちろん川根本町の行政を見張り、提言してくれる委員会というものが30以上ありますね、何とか委員会ということで。議員も人数を分けて各委員会に出席しまして、月前の全員協議会では、その報告をお互い受けて認識を深め合っているところであり

ます。この町を取り巻く委員会の皆様の中で、数は同じではないと思います。3人から5人、必ず委員という方がおります。この方もすべて呼んでいただきたい。もちろん商工会、観光協会、消防本部、学校のPTA関係者、あるいは現地の現場の校長、教頭、できる範囲、この公共土木事業の説明会というのは、この町の趨勢を決定する大事な説明会であります。

つい最近の話ですけれども、島田市長選挙がございまして、染谷絹代さんが当選されたわけですけれども、彼女の選挙演説を聞いていますと、笹間の温泉については手直しも考えていると、市民のための公共的な憩いの場としても考えるというふうなことを、確かに私もこの耳で聞きました。選挙で勝ちまして、5月17日に、川根本町の全協が終わった次の日ですけれども、18日の一般質問を朝から聞きに行きましたら、ところがどっこい、選挙公約の演説とは違うんですね。笹間の温泉は継続してやると。しかも、最初は、桜井さん時代には市の直営で5年間やって民間へ移譲するというふうなことを言っていたのが、染谷市政になったら、はなからいわゆる指定管理者を設定して、ホテル経営に卓越した業者を呼んで、ぱりぱりとやるということなんですね。

これは大変なことなんですよ、川根本町は。しかも温泉街、寸又峡、接岨は、この影響は本当にままならない。それにつけても、やはり寸又、接岨、あるいは紅葉、温泉をとにかく楽しみに来るといってお客ばかりでは、島田市にとまるお客さんばかりではないと思うんですね。そういうお客さんの利便を考えて、何としても道路の問題というものは、我々のもう死活問題です。この公共土木の説明会には、こういう利害をともにする、あるいは川根本町に住み続けたいという人を一人でも多く呼んでいただきたい。

文化会館は286席固定席があり、20席の補助席があります。306席ほとんど埋まるぐらいの参集範囲をぜひ建設課の方で考えていただきたい。

それともう一つは、県民としては非常に喜ばしいことでありますけれども、富士山が世界遺産登録されたということで、観光立地をうたっている川根本町としては、必ずしも登録がうれしいことではないんですね。県外からのお客は寸又に来る前に、最初は富士山に行きますよ。こういう中で、何とか奥大井に人を呼ぶという意味においても、この公共事業ということの説明は、町民の一番の関心事であります。この辺について、また一問一答でお尋ねしますけれども、概略質問いたしましてお答えを願いたいと思います。

以上。

○議長（板谷 信君） ただいまの芹澤君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 芹澤議員の御質問にお答えいたします。

1点目の茶生産農家の規模別戸数ですが、2010年農林業センサスの経営耕地面積規模別経営体数によりますと、0.3ha未満が18戸。0.3～0.5haが205戸。0.5～1haが224戸。1.0～1.5haが72戸。1.5～2haが28戸。2.0～3.0haが10戸。3.0～5.0haが3戸。計560戸の統計数値となっています。同じく2010年農林業センサスによりますと、自給的農家数が555戸、経営耕地面積が9,405aとなっています。

なお、産業課では、平成25年現在の経営規模別の戸数は把握できておりません。今後の農業センサスや静岡県農林水産統計年報の発表を待ちたいと思います。

2点目の生葉の収量ですが、町内の経営面積の約48%を占める共同工場の一番茶生葉生産量が744 tであったため、町内全体では1,550 tと推計されます。

3点目の販売状況ですが、まず、生葉販売量は共同工場でのデータにより744 tとなります。荒茶販売量は290 tと推計されます。荒茶生産量は、共同172 t、自園114 t、自家67 t、合計は一致しておりません。自園自製自販農家の荒茶生産量は114 tと推計されます。自家消費農家の荒茶生産量は67 tと推計されます。

4点目の町外からの川根茶の地域別受注量ですが、川根茶として流通しているお茶の流れは複雑多岐にわたっており、また販売形態も千差万別であるため把握ができておりません。

5点目の平成25年度の凍霜害を受けて生産を断念した茶園の対策についてですが、まず二番茶の生産を行わない農家に対し、大井川農協営農経済センターと共同で、一番茶のみ収穫茶園の整せん枝及び施肥管理の研修会を共同茶工場を中心に開催しました。また、茶業振興協議会を中心として、茶価低迷やリーフ茶の消費伸び悩みの打開を目指し、新たな商品開発のため白葉茶や紅茶等の試験製造にも取り組みました。

新たな耕作放棄地にしないために、農業委員会による農地パトロールや農業支援員の巡回を強化したいと考えます。

次に、公共土木事業の説明会でございますが、県島田土木事務所川根支所では、町内の道路や河川等の工事を行うことにより、私たちを自然災害から守ったり、暮らしを便利にしてくれております。工事は道路改良、道路防災除去、河川護岸改修、急傾斜地崩壊対策事業等多岐にわたっています。

そのため、本年度、町内でどのような工事が行われるかを町内の方に知っていただけるよう、土木事業説明会の開催を土木事務所をお願いをし、7月18日に開催の予定となっております。説明会開催につきましては、各地区の代表である区長の皆様、町の代表である議員の皆様へ案内を送付させていただいております。この説明会は、今回は平成20年度以来の開催となりますが、これまで同じように開催させていただいております、やはり区長の皆様、議員の皆様に参加をいただいております。

議員の質問に、町民に対する公開説明会とありますが、説明会の対象者は区長及び議員の皆様とさせていただいております。説明会開催の趣旨は、先ほども述べましたように、町内でどのような事業が行われているかを知っていただくためでありまして、地元との調整を図る場ではありません。そのため、説明会の対象者は、地元及び町の代表者の方とさせていただいております。ただし、地区においては事業が数年にわたり継続して実施されているところもありますので、当該地区の区長様には区の役員様にも声をかけていただくようお願いしております。

説明会を開催していただくことで県が実施する土木事業に対して理解を深めていただくと

ともに、県と町が連携を密にし、今後の町内のさらなる土木事業推進に寄与できるものであると考えています。

以上であります。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 質問時間の関係上、きょう聞きたい順番に一問一答で答えていただきます。ちょっと順不同になりますが、勘弁していただきたいと思います。

今、直前に町長がおっしゃられました公開説明会、これは町民に対する質疑応答抜きのいわゆる上位下達というふうな雰囲気ではかとられませんけれども、町の重立った役員という認識はどういうことなんでしょうか。区長さんのほかにも、例えばいろいろな委員会があるわけじゃないですか。バス路線対策委員会、地域公共交通会議員、こういう委員の方が重大な職務を負ってないという言い方にしか聞こえないんですけども、これは再考の余地があると思います。誰でも結構です、町長、副町長。区長だけに参集範囲をとめる理由というのが私はわからないんです。

必ずしもその大きな区で区長さんが、全区民にこういう説明会があったと、それを周知することもなかなか難しいだろうし、その辺をもう少し参集範囲を増やしたらどうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（長嶋一幸君） 今の議員の参集範囲の関係について御説明させていただきます。

先ほども町長の中にありましたように、平成20年以来久しぶり、4年ぶりの今回お願いをして土木事務所に来ていただくというような開催でございます。したがって、今回については、どうしても前回は踏襲する形で説明させてもらおうというふうな気持ちで、土木事務所の方へお願いしました。その中で、特に地域のまとめ役というような関係から、地区の区長さん、4年前も区長さんをお呼びさせていただいて開催させてもらっていますので、その範囲でお願いをしています。特にほかの役員の方を軽視しているというわけではございませんので、御了承ください。

以上です。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 再度の建設課長の説明に、私は納得できないんですよ。議事録なり、かつての、合併以来のこの場で議論された当時の町長なり議員とのやりとりでありますと、バイパスの完成はもうとうに終わっているんですね。青部に関してはですよ。それが遅れた理由ということに対して、町民は本当に我々議員に、おまえたちは何をしているんだと、早くあけなよと。中には、もうあれは開かんだらというふうな、こういう声が多々あるんですね、私らの後ろには。そういう方を区長さんだけに絞る必要はないと思うんですね。この町の委員会の役をやっている方、あるいは消防の方、非常に興味のある関心事だと思うんですよ。これは決して行政が心配するような紛糾の場になるとは思いません。一般質疑は時間の都合上割愛させてもらうんだぐらいで済む話なんですよ。

ただ、あそこの会館に呼んで丁寧な国・県の説明を受けるという希望者は、区長以外にもいると思うんですけども、これはまだ日があることなものですから、ぜひ再考を願いたいということなだけですけども、きょう決めないともう通知が行かないものですから、どうでしょうかね、町長、副町長、もう少し範囲を広げるわけにはいかんでしょうか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 今のところ、先ほど説明申し上げたような形で進めたいというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） これ以上議論、質問してもだめという解釈ですか。それでは、大きな区とか小さな区ございますよね、5人か6人しかいない区、それから徳山とか、この前の千頭みたいな大きな区。ここの人数の分担はどうなっていますか。区長さん1人ですか。

○議長（板谷 信君） 芹澤議員、多分同じ質問しても同じ答弁しか返ってこないと思うんですけども、これ最後でいいですか。

○3番（芹澤廣行君） はい。これが最後の区長の範囲ですけども、各地区区長1人ということですか。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（長嶋一幸君） 呼ぶ区の方の関係者ですけども、先ほど町長が答弁されたとおり、区には、ある程度数名の参加者も結構ですよというような通知で差し上げてあります。それについては、名簿等を提出していただきたいというようなことで進めておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 数名というのが極めてアバウトなんですよ。呼ばない、呼ぶという中で、数名という言葉自体がおかしいじゃないですか。何人と。徳山区は何人、小長井区は何人というふうに言わないと、呼ばない理由にも何にもならないですよ、数人というアバウトな言い方は。おかしいじゃないですか、建設課長。区ごとで、人数割で何人ぐらいのことは言ったらどうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 明快な答えをお願いします。建設課長。

○建設課長（長嶋一幸君） 明快ではございません。まさしく本当に申しわけないですけども、本当に数名の方出席していただいても結構ですよというような通知にさせてもらっております。

特に先ほど言ったように、今事業がまさしくバイパス事業で進んでいるところがございます。その方を1名に絞るといふようなことはとてもできませんので、そういう方に役員の方に参加していただきたいというような通知で差し上げてありますので、それで調整させてもらっています。よろしくをお願いします。

○議長（板谷 信君） いいですね。3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） それでは、建設課の明快な判断の中で招請文を出していただければ結構です。

さきに戻りまして、町長から返答いただきました川根本町の茶農家、あるいは庭先農家みたいなものについての実態というのがなかなかつかみ切れないと。これはなかなか大変な話だと思うんです。ただ、住民課は、町民の基本台帳というものを持っているわけでしょう。これぐらいのレベルでお茶を語るには、産業課長、もう大変であろうと、各地区の役員さんにもお願いするなりいろいろな方法があると思うんですけれども、本当にきょう現在で川根本町でどれくらいのお茶の面積があるのか、どれくらいの収量があるのか、これはすぐには言いません。このお茶の問題については、私は何年もかけて、先ほども言ったように、この茶業は攻めるか守るか、引くことはできない産業なんですね。そういう意味での前提に立って、悉皆調査としてぜひやっていただきたい。

これはやっていただくという返答しかないと思うんですけれども、町長、やるということで。これはやれるはずですよ。基本台帳つくるぐらいですから。返答願います。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（鳥本宗幸君） 芹澤議員の各地区の茶園面積の悉皆調査という御質問でございますけれども、産業課で把握できるのところとしまして、毎年、農業委員会の選挙人登録者の名簿作成のために、各農家に経営面積等の調査並びに農業従事者の調査を行ってございます。そこで大まかな数値は把握できるかもしれませんが、現在の調査様式が経営耕地ということで、一括でのこちらへの報告の要旨になっております。その中が白畑、また茶園等の区分けができておりませんので、残念ながら現時点では産業課で個々の経営茶園面積の方を把握することができません。

以上です。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） そのような実態であれば仕方がございません。ただ、今後、そのような形でしかやらないというわけではないと思うんですね。お茶に関しては、もっと丁寧な調査をして、かつ、それ以上に、現在やっているお茶を数年のうちでやめるのか、あるいは跡取りがいるから続けるのか、年とともに消滅するののかというあたりまでこれは調べる必要があるんですね。単年度の問題じゃないんですよ。予算を執行したり、あるいはこれから茶業の応援をするという中に、その前提部分がないと何も言えないじゃないですか。これはできてないということは仕方がありません。今後何カ月か何年かけて、きちっとしたものにひとつ仕上げていただきたいと、これは議長、要望です。

生葉の生産量の収量についてお尋ねして返答がありました。これは産業課長の方がわかりやすいと思うんですけれども、平成25年の凍霜害を食ったときの一番茶の販売金額、これは幾らぐらいになっていますでしょうか、どなたでも結構です。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（鳥本宗幸君） 芹澤議員のただいまの御質問です。

本年度の共同茶工場の一番茶の販売金額が5億8,500万余円になっております。先ほども申しましたように、面積比率が48%でございますので、この金額を掛ける0.48しますと、生葉の販売金額ですけれども、12億2,000万円程度の販売金額になると推計されます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 割る0.48じゃないの。割るじゃない。

○産業課長（鳥本宗幸君） 掛ける0.48。48%。

○議長（板谷 信君） 割る0.4じゃないですか。5億……

○産業課長（鳥本宗幸君） 48%を掛ける。

○議長（板谷 信君） それじゃ、5億より下がるよ。

○産業課長（鳥本宗幸君） 割る0.48です。

○議長（板谷 信君） 割る0.4ですね、はい。

3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） おおむねこの凍霜害の中でも推定で12億円販売できたと、喜ばしい限りでありますけれども、いかんせん基幹産業として12億円、その中でどれくらいの可処分所得があるかという議論をすると、この場はちょっと時間をもったいないもんですから、本当に今12億円の生葉の生産をしても、農家の懐に残るお金というのは極めて少ないんですね。私の推定では恐らく2億円、これぐらいしか可処分所得としては残らないんですよ。

私どもも12人、議員報酬を受けております。それから、来月からまた研修にも行かせてもらいます。その議会費が七千数百万円、そしてここに居並ぶ町長以下幹部職員の給料全部合わせれば、全農家のお茶の所得よりも多いんですよ。12億何千万円という生葉の販売高、これは、下でこれを傍聴している役場の職員の方の給料と大体見合うぐらいの金額なんですね。非常にこの行政、議会が膨張した中で、行政が基幹産業と、20年も30年も前から言っている農家の実態がこういう状態なんですね。これはおのおのの立場、本当にお茶の問題はもう戦いと一緒なんです。引くことはできない、攻めるか守るか。

そういう中で、4番目の農家の所得を向上させる、値良く川根茶を売るという質問を町長にいたしましたところ、ちょっと私の質問の趣旨がわかってないような気がしますので、再度質問いたします。

町長は、町外からの受注量、なかなか多岐にわたって把握できないとおっしゃいました。確かにそうでしょう。ただ、私が質問したのは、主に中国、それからニューヨーク、この辺あたりに職員を派遣してお茶の宣伝をされたわけですけれども、これについてどれくらいの受注という意味での効果があったか、数量と金額を教えてください。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 具体的に受注があったとかという話にはまだ至っておりません。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） これはお茶というものは町長、この川根が何で苦しんでいるかという一つの要因で、八十八夜という名前があるでしょう。恐らく私が住んでいるところで八十八夜、5月1日か2日で立派なお茶とれませんよ。笹間か久野脇か、川根本町の南部地域でようやく八十八夜に間に合うようなお茶しかとれないと思うんですね。

そういう中で、茶市場は4月のもう20日前に始まって、南九州以上に今年あたりはごまかしたか、まぜ込んだか、琉球のお茶まで入っているような話を聞きますけれども、彼らの3月の下旬から4月の上旬にかけて採取されたお茶が静岡の市場でばんばん商われて、1日ごとに200円も300円も価格が下がっている中で、八十八夜どころじゃなくて、本当に百夜、百八夜でしかとれないような川根のお茶というのは、本当に絶対的な評価ができないお茶がゆえに、相対的な評価しか受けていない。相場が下がってきたから、どんないいお茶でも、これは本当は8,000円でも1万円でも売れたお茶が、5月15日に過ぎに持っていけば2,000円だ、2,500円という値段がつけられてしまうと。

こういう中で、何とかそういう、日によって商われるお茶をどこか場所を変えて売ろうという意味で国外に出られたと思うんですけども、いずれにしても、かなりのお金を使った以上、それだけの効果を上げていただきたい。1キロでも2キロでもニューヨークから中国からの受注を受けてもらいたい、そのほかフォローをしてもらいたい。その後どうなりましたか、飲んでもらったお茶どうしたかと、どれぐらい注文いただけますかと。これはぜひ企画課長の方ですね、宣伝したのは。話はそこから始まるんですよ。今まで企画が立案したものを産業課はどういう形でかかわったのか、商工観光課がどういう形でかかわったのか。一つの役場の中で、予算のある意味では横のつながりをもう少しやれば、もう少し安い経費で効果的な販売戦略といいますか、宣伝ができたと思うんですね。

その辺どうですか、商工観光課長、企画課長、産業課長、こういうお茶の問題について横の連絡というものは常々やっているわけですか。

○議長（板谷 信君） 直接課長を指名して質問をしないように。あくまでも町長で。町長の方から振ります。

○3番（芹澤廣行君） 町長がまとめていれば町長に……。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 要するに、全国的に茶園が普及していく中で、人口が減っていく、そういう状況の中に入ってきて、需給のバランスが崩れている。要するにそこに一番の原因があるわけでありませう。

そういう中で、先ほどおっしゃった八十八夜近辺では、なかなかこの地域のお茶は間に合わないんだと。そういう中で、この町のお茶の特徴をアピールしようということで、今回も東京でラッピングバスやっていますけれども、東京都心で訴えてきたことは、この地域のお茶は、山間部の山懐深いところで厳しい寒さを通してそのうまみが形成されていくんだと。したがって、茶園の風景も今までと違った形で、おそばのお茶をいわゆる強調しているわけ

であります。そして今回、アメリカ、ニューヨーク、これも全く試行的なもので、県の方からの提案もあったし、市町村振興協会ですか、そういうところの助成もあったという中で、今回、出展する意欲を持った業者さんもおられたということで、試行的に取り組んだものであって、これが即今の段階で受注がどれだけ増えたとか何だとかという数字を上げるまでには至っていないわけですが、こういうことを繰り返す中で、川根本町のお茶を訴えていく、それが行政としてできることかなということで、今現在、しかもそれは庁内も企画課、それから産業課、商工観光課、横断的にプロジェクトを組んで進めている事業ということであります。

いずれにしても、こういう茶を取り巻く環境の中で、なかなか一朝一夕に売り上げを増やす、皆さんの所得の向上にはつながりませんが、こういう動きを継続していくことが浸透させていくもことになるのではないかと、試行錯誤を含めて取り組んでいるところでありますので、そこは御理解いただきたい、そう思っております。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 町長の言う話ももっともだと思います。しかし、事は急を要しているわけですね。今年あたりの茶の状況、あるいは来年以降の茶業を見ても、専門的にやっている、本当にこの町のお茶のリーダーの方の中にも、もうお茶はだめじゃないかと、粗揉機のでかいのがぶっ壊れれば、1台がつぶれれば終わりだよなんていう共同工場もいるんですよね。

農家を助けるという意味では、いろいろな販売促進事業もあるでしょうけれども、ターゲットを一つに絞るべきです。農家の所得が荒茶1キロ当たり500円になるのか、800円になるのか、1,000円なのか、これだけ値上げをしてでも買ってくれる、いわゆる地域、あるいはお茶屋さん、これをターゲットを絞って集中的に販売戦略を練ったらどうでしょうか。これはきょう明日に終わる話じゃありません。半年、1年、あるいは3年ぐらいかかるかもしれませんが、今までのような販売促進の方法を反省して、本当に日本国内にいる消費者に対して、その消費者には直接なかなか難しければ、もちろん難しいんですよ、なかなか販促というのはね。

ある地域で一番信用のある、50年も100年も続いたような親子3代も続いたようなお茶屋さん、飛び込んで、この川根茶をちょっと見てくれと、飲んでみてくれと、あんたがこのまま製茶して売っても結構だし、高知県だ、宮崎県だ、南榛原のお茶とまぜても結構だと、あんたももうかったくれと、だけれども、わしらも荒茶をもうちょっと高く売りたいんだと。その我々の特徴というのは、5月の中旬でしかうまくとれないが、非常にウイスキーで言えばスプリット、強烈な個性のあるほかのお茶とまぜても、ほかのお茶を助けるような、こういうふうなメリットがあるというふうな、本当にベテランのお茶屋さんの懐に飛び込んで、それでもうがっちりつかんで、その場で契約を結ぶような、そういう直接的なような販売戦略というものを、これから産業課、企画課、商工観光課、これに町長が指示をして、何とかそういう形でも試みをしていただきたい。これはできるんですよ。努力すればできる。虎穴

に入らずんば虎子を得ずで、とにかく穴に入って何としても注文という形でものを引きずり出してくるぐらいの気概でなければ、なかなかこの危機的な状況を打破することは、僕はできないと思います。

以上、お茶に関して4番まで終わりました。

それから、5番目の、先ほど鈴木議員、中村議員、中野議員……

○議長（板谷 信君） 別に答弁はないですか。

（何か言う者あり）

○3番（芹澤廣行君） これはないです。

凍霜害の被害という中で、本当に今年あたりでもうお茶を断念した人が結構いるんですよ。

そのとき出てくるのは、生涯学習課なんですね。生涯学習課でぜひ提案をして、ダンスをやるのも歌を歌うのもいいけれども、少し余った労力があるんだったら、近所でも年を食ったおじいちゃん、おばちゃんが茶園をやらないよというならば、生涯学習課あたりが受け持ちましょう。摘んだことのないようなおばあちゃんでもおじいちゃんでも、よし、経済性は抜きにですよ。つくったお茶なんて、とても1年や2年は飲めたもんじゃないですよ。肥料も何もやってないようなお茶ですからね。最初は大変だと思いますけれども、とにかく町なかの茶ばらを荒らさないために、何とか収穫をして、ならしをして、その茶ばらのくろにある草ぐらいは、やっぱり人の気持ちはね、ちょっとお茶を摘みながら、草があればむしりますよ。

そういう意味で、何とかお茶というものに役場の全精力を注ぎ込むという、そういう気持ちの中で産業課ありき、企画課ありき、商工観光課ありき、そして最後に、生涯学習課の方で、何とか荒れた茶園をその事業の一環として組み入れてもらいたい。

そういうことで、これは申し入れというか、私の意見になりますけれども、これは重大なことです。簡単に荒れた茶ばらをどうするかという議論をしても……

○議長（板谷 信君） 明快な、質問をしてください。一般質問。これ以上やっている打ち切ります。

○3番（芹澤廣行君） なので、今年やめたお茶を、茶ばらをどうするか簡単に教えてください。

○議長（板谷 信君） 答弁ありますか、反問権も許しますよ。産業課長。

○産業課長（鳥本宗幸君） 芹澤議員の耕作放棄茶園をどうするかという御質問でございます。産業課の課長の立場として答弁をしたいと思います。

産業課としては、耕作放棄地ですけれども、町内にある貴重な農地として保全を図るための施策をとっております。鈴木議員の質問にもお答えしましたけれども、国の中山間地域等直接支払交付金事業、あるいは耕作放棄地再生利用対策事業による取り組みで、昨年度は2町5反ほどの耕作放棄地の方を解消してございます。

また、本年度は生葉を生産したけれども、なかなかもめないという農家の方もいらっしゃったということで、期間共同工場へ生葉を集約するような試行を行いました。また、収穫の早いとき、遅いときになかなか生葉が集まらないような状態のときには、小量機による分別

製造等もこれからやっていかななくてはいけないんじゃないかというふうに考えております。

また、耕作放棄茶園の管理等、そういうものがまた問題になってくると思いますけれども、それについては、法人等の立ち上げであるとか、シルバー人材センターの活用、また、町内外からの管理をやってくださる方の人材確保を検討して、ふだんの肥培管理、栽培等の支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 非常に前向きな、非常にこの放棄茶園なんて言いますと、100坪ばかりの茶ばらの人は意味がわかりませんよ。放棄茶園の何とかの申請をして銭が出るかなんていうんじゃないで、本当にやれなくなっちゃって、今までは10キロ生葉でも、近所の衆と30キロ集めりゃ何とか飲み茶ができたというのが、ほとんどやめているような状態なんですよ。

ここはそんなに、余りかた苦しく考えなくてもいいんです。区長さんをお願いして、何とかその区で荒れた茶ばらをなくしてくれんかと。それについては、くわの1本や茶びくの1つは役場で買うよと、何とか村ごと話し合いをして、せめて観光客が来て県道や国道を走って来るときに、道路沿いには野草がぼんぼん生えて、それを過ぎれば荒れた茶ばらがぼこぼこ見えると。何でこれが川根茶の茶産地かと。本当に観光客が疑問に思いますよ。まるみのあるまるやかな奥の深い味の茶ばらが、なんだか草ぼうぼうになってつたが巻いているじゃないか、一部の観光客がそう言います。

これは産業課ばかりでは手に負えません。何とか役場の総力を上げて、せめて人口密度が高くて、よそからお客さんが来るようなところの道沿い、あるいは集落の真ん中、キツネやムジナの巣になるようなところは何とか区長をお願いして、生涯学習的な意味でも、何とかこの地を守るんだというふうなことでやれるはずですよ。

これは答えを求めようとしてもきょうはできないと思いますので、私は意見として、町長、副町長が先頭を切って、関連する課、課長に全部命令を出して、4人の課でやってくれんかと、産業課も企画課も商工観光課も生涯学習課も全部課長が集まって、何とか知恵を出せと。その中で荒れた茶園をどうするかという話も出てくるわけですよ。ぜひお願いしたい。

○議長（板谷 信君） 答弁を求めてないじゃなく、質問してください。質問のコーナーですから。具体的な質問をしてください。

○3番（芹澤廣行君） 町の全力を挙げて、いろいろな部署ごとに予算をばらばらに使っているような感じもする課を横並びにして、国が言う縦割り行政じゃなく、少なくとも8,000人を切ったこの自治体で、本当に4つの課が、あるいは5つの課が協力して何かの実績を上げると、その一つの課題としては、茶園の荒れた茶ばらをどうするか、これ町長どういう考えでしょうか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 芹澤議員の熱い思いをいろいろお聞かせいただいたわけですが、確かにそういう課題の中で、現在の茶園は苦悩しているというところは、そういう御質問であるというふうに考えています。予算については、それぞれの執行に、目的に合わせた中で、その科目に設けるわけでありましてけれども、執行に当たっては、御指摘のように各課連携した中で、その予算に、この予算だからこの課だけということではなくして、連携した形でやっていかなければいけないと思います。

そういう中において、市場開発というのは企画が主たるものでありますけれども、産業課もそうですし、商工観光課も一緒になって取り組んだという経緯があります。先ほど来お話しいただいているように、まさしく茶業はブランド力を強化するということが最大限のことになると思います。いわゆる中山間地であり、高級茶である川根茶がほかの茶産地に先立って、先頭を切ってそういうものに取り組んでいくということが、これがブランド力をまずつけていくということになって、そういうものがついてくれば、先ほど御指摘のように、例えば開放日の問題であるとか、そういうイニシアチブをとっていけることができるんじゃないかというふうに思っていますので、ぜひそういう意味でお力をいただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 誠に明確な御返事をいただきありがとうございます。

何時間後に成立する議会基本条例の中で、議員は政策立案はできるという項目になるだけ議員に負担がかからないように、副町長がおっしゃるように立派な行政施策を出していただきたいと、これをもちまして質問を終わります。

○議長（板谷 信君） これで芹澤君の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は2時50分とします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時49分

○議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。

続いて、9番、久野孝史君の発言を許します。9番、久野君。

○9番（久野孝史君） 久野です。通告に従い、2点ほど観光振興と民間団体施設の耐震化について伺います。

近年、人口減少や少子高齢化など、本町を取り巻く状況は厳しくなっています。こうした中、町民の皆様だけでなく、町外から訪れる来訪者が魅力を感じ、交流人口の増加を図っていくことが大切です。観光は本町において主要産業であり、まちづくりそのものです。この

言葉は川根本町振興計画の町長の巻頭の挨拶の言葉ですけれども、川根本町も東日本大震災、経済状況等により、また、観光ニーズの多様化など入り込み客の減少、施設等の利用者も平成19年度をピークに年々減少しております。このことは計画の13ページに載っておりますけれども、また、平成23年度、多少は持ち直しておりますけれども、全般的に落ち込み、さらなる誘客を図っていくことが必要と思われまます。

そこで、町長に観光に対する考え方、方針、また、最近、観光立町から観光交流立町という、違った言葉が聞かれます。町長の言葉にもありますけれども、当町の行政運営の中で観光が町内にもたらす経済波及効果はどのように考えているか。また、平成24年度365万円の予算で観光振興計画が外部委託の形で策定されましたが、その内容、形成過程並びに総合計画との整合性とか、本計画の役割と位置づけ、それからちょっと問題なところがありますけれども、この計画が観光委員会の議事録なんかを見ますと、その中でも、実施計画との誤解が委員のみならず、それ以上にパブリックコメントにも見られます。

このような点を踏まえて、この計画をどのように生かしていくか、また、10年の方針に対する整備をどのようにするか、伺いたいと思います。

2点目は、現在、公共施設、集会所等の耐震化は、ある程度進められ、100%になろうとしております。特に旧中川根の町有施設5つ、旧本川根町にある自治会所有の施設などは、昨年度の予算におきまして耐震化がなされたことは大変ありがたいことでもありますけれども、また、今年度、個人の家に対してもTOUKA I-Oにあるように耐震診断、それから耐震補強計画、または耐震助成、また家具の転倒防止や65歳以上の住民に対して木質耐震シェルターの設置の助成等なされています。

しかしながら、民間団体とはいえ、多くの人が集まる公共施設に近いものもありますけれども、その団体にはまだ耐震化がなされていないような建物もあります。そのような建物は対策がなされていないような状態です。この点について町としての考えをお聞きしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（板谷 信君） ただいまの久野君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 久野議員の御質問にお答えします。

まず初めに、観光振興についての御質問ですが、本町において、農林業、観光事業は主たる産業として本町の重要な役割を担っております。しかしながら、少子高齢化、人口減少による後継者不足や、農林業では消費の低迷、価格の下落等により、双方とも厳しい状況下にあります。

人口減少に対し、いろいろな施策を展開してまいりましたが、依然人口減少には歯どめがかからず、定住人口の確保が求められる中、交流人口の拡大は旅行消費の拡大につながり、観光産業は地域の活性化や、周辺産業への雇用の促進など経済波及効果は大きく、まちづくりの施策として重要な施策と考えております。

これまで観光施策としてその状況に応じ対応してきましたが、町民の長期的な展望の理解を得た上で、協働により計画的、戦略的に観光振興を進めていきたいと計画を策定しました。総合計画とも整合性を持たせながら、観光部門に特化した具体例を提示したものとなっております。

本町が有する資源として、かねてから生活の糧として地域経済を支えてきた茶業や林業、山々や溪谷が織りなす雄大な自然景観、良質な泉質を誇る各所の温泉、汽笛を響き渡らせ走るSL、脈々と受け継がれてきた伝統芸能や生活文化、これら優良な観光資源と地域住民を生かした観光のまちづくりを図っていきます。

その手始めとして、今年度企画課を中心にレールパーク構想の検討を始めました。

これは、大井川鉄道、井川線の鉄道沿線全体をレールパークと位置づけ、鉄道沿線に点在する観光資源を再確認するとともに、多面的に関連づけすることによって、観光入り込み客や鉄道利用者の増加を図るための具体的な方法を検討するというものであり、まだ始まったばかりでありますので、具体的な施策等これからですが、これをもとに次年度以降、順次整備を図っていきたいと考えています。

この計画を実現するためには、住民の皆様の参加が欠かせません。皆様の御協力をよろしく願います。

次に、一般の準公共施設における耐震化整備についての御質問にお答えします。

耐震補強につきましては、個人の住宅であれば静岡県の木造住宅の耐震補強工事に対する補助制度があり、高齢者のみの世帯であれば割増し制度が受けられる制度があります。また、公共施設につきましては、国の大規模地震対策等総合支援事業補助金制度がございますが、一般的には、民間のビルであるとか工場などの建物に対する補助制度がないのが現状です。

御質問の準公共施設等における耐震化整備につきましては、市町によっては、市町独自で準公共施設を定義している団体もございます。準公共施設の定義の内容は、集会場のように地域住民で組織された団体がその目的達成のために使用する建物であるとか、児童福祉法、学校教育法、高齢者福祉法などが適用された建物など、また不特定多数の人が利用する特定建築物等を、それぞれの町で必要に応じ準公共施設と規定し、整備支援しているのが実情です。

町では、町内集会場について、中川根地区は町有施設でありますので耐震化工事を行いました。本川根地区の集会場は地区所有ではありますが、建物の性質と避難所として使用する目的もあるため、事業主体は地区となりますが、町有の集会場同様に耐震化工事を進めてきたところです。

御質問では、準公共施設ということで商工会、森林組合等他団体の建物に対し、耐震化への助成はどうかという御質問だと思いますが、その建物の所有者が準公共施設として役割を担うのか、公共性を持っているかどうか、国・県の耐震化助成事業の制度に合致する建物で

あるかなど、いろいろな角度から判断しながら、十分な検討が必要になるかと考えております。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 9番、久野君。

○9番（久野孝史君） それでは、細かく聞いていきたいと思えます。

観光に対する考え、レールパーク構想とか、そういうのをやっていきますよというふうなお話を聞いていきますけれども、まず、町長に観光に対する考え方、先ほど1番の問題として、合併前、本川根町は基幹産業として観光立町と言っていましたけれども、合併後、お茶を基幹産業とする中川根との合併後、観光交流立町という考えが見られます。これは観光交流立町というとか何か控え目とか消極的なあれで、観光立町といえば観光で自立して生計を立てて、宿泊客を伴うような感じですけども、交流立町というと、町内の交流人口だけを促すような施策に変化しているように思われますけれども、町長としての考え、特に観光に対するこれからの方針についてお伺いしたいと思えます。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 観光交流立町と自分が語ったという記憶は、自分自身としては持っていないんですが、観光の入り込み人口というものを近年、交流人口という言葉で言いかえているという実態が現実的にあると思えます。交流といったときには、恐らく都市部で買い物ですとか、あるいは通院ですとか、いろいろな形で、通勤ですとか、入り込んでくるお客様も含めて交流人口ということ、観光人口も含めてだというふうに思っています。

そういう意味で、うちの町としては、どうしても交流人口といった場合でも、商用で入ってくるとか、あるいは通勤で入ってくるとかという人が少ない関係で、どうしても観光で入ってくる人が主にはなってくるかというふうに思いますが、そういう外から入ってくるお客さんを増やす、それは定住人口をなかなか増やす施策がない中で、観光交流人口を増やすということは、地域の活力に大きな寄与するものがあるというふうに思っていますので、そういう意味で、何とか増やしていきたい、そういうふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 9番、久野君。

○9番（久野孝史君） そのように積極的に考えていただければいいんですけども、とにかく先ほど言ったように、シャワー効果とか、寸又峡に入れば、例えば寸又峡、接岨等に宿泊客4万人ぐらいを、平成25年度から観光協会とか、そういったところは予定しておりますけれども、結局千頭駅前にはその倍の8万人の交流人口が増えるわけですので、そういった点も考えて、とにかく積極的な施行、考えを持っていきたいと思えますけれども、もう一つは、行政運営の中で観光が町内にもたらす経済効果を先ほどちょっとお話がありましたけれども、その中でも、日帰り客と宿泊客がもたらす効果はどのように考えているか。数字とか、そういったものは過去3年ぐらいのものをちょっと言っていただきたいんですけども、細かいことですので、どちらを優先に考えているか、そういった点についてお答えをお願い

いたします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 観光のお客様ですけれども、要は滞在時間が長くなるということが消費額にもつながってくるという認識に立っておりますので、そういう意味では宿泊していただける、1泊、あるいは2泊、3泊等となればもっとということになりますけれども、少なくとも来ていただいたら、ここに来ていただいてとまっていただく。宿泊客を増やしていくことがより大切ではないかというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 9番、久野君。

○9番（久野孝史君） それとともに、交流、滞留とか、そういったものを増やすために、先ほど出たレールパーク構想とか、そういったものが出てくるかと思えますけれども、どうしてもここ川根本町、当町の観光の10年の方針等は、戦略的に川根本町、例えばエリア別に、この次、後で観光振興計画の話も出したいと思えますけれども、戦略的にこのエリアはどのような形にするのかとか、そういった方針が出てきてないと思えます。

例えば最近、下泉、塩郷周辺にウォーキングのツアー、かなり観光バスがとまっております。また、塩郷駅周辺から瀬沢薬師とか、そういったものを含めてエコツーリズムとかグリーンツーリズム、そういったものがあるんですけれども、いま一つそういった全体的な方針というのが出てないような、エリア別の方針もそうですけれども、その辺のところで、全体的にどういうふうな町に持っていきたいのか。お願いします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 確かに久野議員御指摘のとおり、エリア別にどういう地域をつかっていくのかという部分で、弱い部分があるということについては、全くそのとおりかというふうに思っています。寸又峡、あるいは接岨峡、千頭、あるいはこの地域にも宿泊施設がありますけれども、そこは基本的に宿泊ということになっておるかと思えますが、その宿泊基地に至る過程で、いわゆるアクセスの部分でありますけれども、そういう地域で、町としても今これが十分機能していない部分もありますけれども、まちかど博物館ですとか、そういう事業も行ってきておりますので、あるいは縁側喫茶ですとか、それぞれの地点の特徴をもう少し生かしたといいますか、いろいろな地域の特性を生かしながらの、そういう意味での観光振興、そういったことをもっと、今の御指摘のとおり検討していく必要があるんじゃないかというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 9番、久野君。

○9番（久野孝史君） そういうふうに考えていただくのはいいんですけれども、総合計画なんか見ても、前期と後期、書いた文章は、文字は違いますが、全く同じもので変化がないんですよ。空港開港になってもエコツーリズムとか、グリーンツーリズムとか、そういったものができて、体験型とかできていますけれども、そこでこの次の観光振興計画に移りますけれども、そのような総合計画の中でこの観光振興計画ができたと思うんですけれど

も、どのような発生源というか、なぜ今つくらなきゃいけないのか、それからどのような方法で策定したのか、そういったものを。それで、どのようなところで決定したのか、ちょっとお願いします。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（羽倉範行君） この観光振興のどのようなところでということですが、これは委託事業で行ったんですが、地域の方々とワークショップ等開きまして、また商工観光委員会にも図りまして、計画を策定をいたしました。

総合計画との整合性ですが、これは総合計画はそれぞれの方向性を示すというもので、観光振興計画につきましては、観光に特化した具体的な例示を示したものとなっております。細分化したということですね。また、観光振興計画でもいろいろな課題を提示させていただきまして、それに対する具体的な提案ということで、これを一つ一つ精査しながら今後進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 9番、久野君。

○9番（久野孝史君） 趣旨とかそういうのはわかりましたけれども、策定の関係、これちょっと外部委託するのはどうなのかなという私の意見があります。実際にワークショップ3回ほどやりましたけれども、また、事業者に対するものとか、団体、そういった聞き取りなんかもそんなにしているような気はしないと思います。また、観光委員会の中でも、先ほどちょっと一番最初に話が出たように、実施計画と誤解されているようなところ、そういったところも本当に具体的な話もしてないような気がしますけれども、そのようなつくった経緯として、今どのように考えていますか。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（羽倉範行君） 先ほども申しましたが、具体的な例示案を観光振興計画の中に提示していただきました。これは一つ一つ行政側でできるものと、町民も協働してやらなければならないもの、いろいろ中にはあります。即できるものもありますし、長い時間ちょっと時間をかけてやらなければならない部分もございます。そういったところにつきましては、関係者や関係団体等と今後話し合いの場を持ちながら、精査して進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 9番、久野君。

○9番（久野孝史君） 今具体的なというふうな話がありましたけれども、これは10年間の一番最初の趣旨とか、そういった10年間の観光に対する町の方針、総合計画から観光に特化した計画、方針をつくる計画ですよということで、実施計画、具体的なものは一切載っていないように思われるんですけども、今具体的なものを載せたということを知りましたけれども、どういうところがあるんですか。

例えば、先ほど一番最初町長なんかが言っているレールパーク構想、これについては一切載っていない。レールパーク構想こそ実施計画じゃないかと思うんですよね、具体的な。それから細かいあれで、スイーツのコンテストとか、そういったものがありますけれども、とにかくレールパーク構想が取り上げられていないような観光振興計画ですので、その辺のところ具体的じゃないよ、例えば観光委員会、ここの中でもいらっしゃいますけれども、観光委員会の議事録の中でも、ジャパン総研、つくったところが、この計画を実施計画と勘違いしているのが多かったけれども、この意見は実施計画の策定に役立つ内容であると思いますというようなことが言われているんですよ。だから、実施計画を、じゃあいつやるのか、またどういうふうな形でやっていくのか、ちょっとお答えを願います。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（羽倉範行君） 先ほどのレールパーク構想が載っていないというようなことでありましたが、この計画によりますと、観光・宿泊拠点のイメージアップという欄に、大井川鐵道の本線と南アルプスあぶとラインの乗り入れる千頭駅を主要な交通拠点として位置づけ、千頭駅とその周辺域の活性化を図るため、レールパーク構想の策定によりコンセプトを確立させるというふうな意味合いがありまして、これは構想を打ち立てるということですが、その内容を今、検討会を持って詰めているというふうな状況でございます。

また、それこそ先ほど言いましたが、すぐできるもの、また民間の住民の方々と話し合いを持って協働共同でもって進めていかなければならないもの、いろいろ提示してくれてありますが、それを一つずつ精査して今後進めていってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 9番、久野君。

○9番（久野孝史君） レールパーク構想のことはわかりますけれども、とにかくこの10年の方針としてこの計画、例えば今言ったレールパーク構想は、大井川鐵道の乗客を、誘客を増やすこと、また、そこによって奥大井の誘客を促す政策であるということはわかりますけれども、例えば検討3年、調整5年、実施5から10年となっているようなところもあるんですよ。ほとんどがこのような今計画の中で言われているのは、あります。

例えば寸又峡のEVの電気自動車による、人に対するやさしい寸又峡というふうなキャッチフレーズをやっていこうとしたものあたりも、やはり3年から5年、実施で10年というふうなことがありますので、これ本当に遅いんですよ。今すぐやっていただかないと追いつかないような状態ですけれども、その辺のところ、丸3年、5年のローリングでやっていくのはいいんですけれども、どういうふうにやっていくか。本当に趣旨の中で、急速に変化する社会変化、環境に柔軟に対応し、町の特性を生かした観光客の誘致が重要であるといっているながら、環境が変化しても、全然計画とかそういったものに反映されていないようなことがありますので、とにかくすぐにもやっていくような実施計画をどこでつくっていくのか、ちょっとお願いします。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（羽倉範行君） 先ほども申しましたが、それぞれの関係団体、観光関係者ですか、そういった団体等とも協議を持ちながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（板谷 信君） 9番、久野君。

○9番（久野孝史君） それでは、さっき言った実施計画等は、観光団体、また事業者、まず町民含めてワークショップみたいな、ワーキンググループとか、そういったものをつくってやっていくわけですか。なんかあの、観光委員会では行政内で実施計画を3年、5年を目指すとともに、進めていくとして、短期間で取り急ぐものがあればやっていきますよというふうなことがありますけれども、ぜひこれはただ担当者が実施計画を進めるでなく、長期的な展望の部分もあるだろうし、短期ですぐやらなきゃいけないようなものもあると思いますので、そういったもの全部を含めたもので実施計画とか検討をしていていただきたい。観光委員会の中で検討していただくのも一つの手だと思いますので、よろしくをお願いします。

その点だけ、ちょっとどのようなワーキンググループとか……。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（羽倉範行君） 先ほど申しましたように、それぞれのエリアごとにいろいろ頑張っている、地区ごとですか、頑張っているところもございます。そういったところも、例えば寸又峡でもこの前お話があったんですが、若い方でのプロジェクトチームをつくって話し合いの場を持ちたいとか、商工会の方でも勉強会をやりたいというような提案もございました。そういったところで随時話し合いの場を持ちながら、これが実行できるように進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 9番、久野君。

○9番（久野孝史君） 観光協会等で説明会とか勉強会をやっていききたいというふうな意見があるということですので、それも期待したいと思います。

とにかく商工観光委員長の話にあったように、社会変化に取り残されないように、直ちに実施に移してほしいということをおっしゃっておりますので、ぜひそれは実施計画、そういったものをつくってやっていていただきたいと思います。

それでは、次にですけれども、先ほど2番目の公共施設、集会所の耐震はありますけれども、準公共的な施設に対する耐震化にはどのようなあれがありますかということで聞きましたけれども、民間の施設でこのような建物が想定されるのは何件かありますか。想定されるような建物というのはどういうものでしょうか。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（筒井佳仙君） 国の大規模地震等対策等総合支援事業補助金の交付要綱によりますと、公共施設、支所、中学校であるとか病院のほかには公共施設等ということで、例によりますと、民間の社会福祉施設及び民間救護病院の老朽補強工事に要する費用ということで、

国はこの2つを限定しておるのが現状です。

○議長（板谷 信君） 9番、久野君。

○9番（久野孝史君） そうすると、森林組合であるとか商工会館であるとか、私企業、JAとか、普通の民間のビル、そういったものを除いて、ある程度人が集まるとかそういったところは、別に指定とかそういうのはないですね。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（筒井佳仙君） この2つが書いてあるだけです、ほかのは想定してないということでもあります。

○議長（板谷 信君） 9番、久野君。

○9番（久野孝史君） そうすると、町内にも今のところ耐震は、社協とか、病院とか、町営の病院、民設公営の病院なんかは終わっているということですね。あとはないということで、こちらで考えて、それでもある程度、そうすると民間で今指定はないけれども、人が集まるというところをいくと、先ほど言った森林組合、それから茶業会館、そういったものがありますけれども、ほとんどもう茶業組合も森林組合も新しい建物ですので、想定するというと商工会館のみになると思いますので、その辺のところの特化してちょっと聞きたいんですけども。

商工会については、現在商工事務を一手に担って、その事務内容は申告業務、対象従業員544人の労働保険事業組合、2つのサービス店会、食品衛生協会、青色申告会などがあると思います。それから申告については114名、2月から3月の申告時には191名ほどが決算申告に来ております。白色が10名、被商工会員含めて190名ですね、すみません。集まって申告業務を行っております。そのほか、2階の集会所では話楽座とか、銭太鼓のグループ等が活動しておりますけれども、そういったところに対する耐震化の補助とか、そういったものはどのように考えておりますか。

また、今回プレミアム商品券とか、そういったものも商工会館で販売するような形になっておりますので、また、それから高郷地区においても、防災の面で一部の人たちの一時集合場所になっております。このような状態の建物ですけれども、どのように考えているか、ちょっとお聞かせください。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（筒井佳仙君） 例えば避難所等に指定されている建物であれば、そういう検討もしていかなければならないかと思っておりますけれども、東北の東日本大震災以降、海岸沿いの建物を緊急避難、津波避難タワーとして指定したいけれども、耐震性がないということで指定できないでいるとかという現状もあります。ですから、避難所として指定したい建物であっても、耐震基準を満たしていないので指定できないでいるというような状況がありますので、どちらが先かという問題があるんですけども、やはり国としましては、耐震基準を満たしていないものを避難所として指定はできないということで国が方針を示しておりますので、

町もそれを参考にしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 9番、久野君。

○9番（久野孝史君） お答えの中では、こういった商工会とか民間の団体の補助金、耐震化には補助金とかそういったものは難しいよというふうな考えが見えますけれども、先ほど言ったように、人が大分集まる場所で、半分公共的なものとも考えられます。また、東日本大震災なんかのときには、その地域のデータ、そういったものもかなりそこにあって、復興の手助けになったような重要なものも商工会議所の中にあっただような話も聞きます。

そういう点も考えて、今の商工会ではなんか話を聞くところによると、町との折衝もするだろうけれども、半分建物を減らしてそれに見合うような資金でやっていくとか、移転も考えているような、そういったことも聞きますけれども、何かそういった商工会とかそういった半、準公共的というか、人が集まるところ、そういったところに耐震化の補助があれば、ぜひ検討をお願いしたいと思っていますけれども、お答えは簡単でいいと思います。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 総務課長が先ほど来お答えしたように、基本的に公共施設、または準公共施設では、現状ではないという認識になるかと思うんですけれども、では、民間の施設としてこういう施設の中で、例えばTOUKA I-0が受けられるかどうかという問題もありますよね。TOUKA I-0が受けられるかどうかという問題、それから今後の中で地域的に避難所的な町との契約等があって、そういう災害時において開放されるというような、そういう確約的なものがあれば、そういうものも検討されていくことになるかと思うんですけれども、具体的なものが今ない状況の中では、ちょっと直接それに該当すぐしないということは申し上げにくいんですけれども、先般、トイレの改修のときにおいても、公共性があるか否かということの観点の中で最終的な結論をいただいたところもあります。そういうところを参考にさせていただいて協議していただければと思うんですけれども。

○議長（板谷 信君） 9番、久野君。

○9番（久野孝史君） はい、わかりました。

それでは、とにかく先ほどのデータ、観光振興計画もそうですけれども、実施計画、そういったものをきっちり3年とか何年とかじゃなくて柔軟にやっていただくことが必要だし、また、今の耐震化の件についても柔軟的に考えていただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（板谷 信君） これで久野君の一般質問を終わります。

1番、長塚誠君の発言を許します。1番、長塚君。

○1番（長塚 誠君） 1番、長塚でございます。皆様お疲れさまです。一般質問最後ですので、いましばらくの御辛抱をよろしく願いいたします。

質問事項に従いまして、最初に、本年4月30日に発行いただきましたプレミアムお買い物

券の件に関しまして質問させていただきます。

非常に好評で午前中に完売したということで、担当した職員の方は顔を一度も上げることがないままに完売でしたとおっしゃっておられました。これは様々な分析が行われているとは思いますが、消費が喚起されてきているのではないので、恐らく経済環境が厳しいので、消費者の皆さんがプレミアムのお買い物券をとにかく確保したいという気持ちが強かったのではないかというふうに、何となく世間の世評といたしますか、そういうものを含めましてそんなふうにご考えております。

しかしながら、必ず期限内にお買い物券は消費に向かうわけですので、大変地域としてはやはりありがたい政策だったと思っております。しかも私、議会における関係なんです、今年度その後のお買い物券の発行計画もまた予定されておられますようですので、非常に期待をするものでございます。先ほどから質問の流れの中でも、町長も経済成長といった施策を言いたいところなんだけれども、なかなか産業振興、あるいは企業誘致といった本当の意味での産業政策が見えてこない現状では、私は、内向きだという評価はありますが、このプレミアムお買い物券による消費喚起は非常に大きな地域経済の振興につながると考えられると思っております。

幾つか課題も見えてきておまして、例えば、これまたま今は本当に便利な時代になりましたので、滋賀県高島市議会でも熊谷ももさんという市会議員の方が一般質問を高島市議会ですけれども、ちょっと紹介をさせていただきます。私と同じ1期生で、非常に初々しい一般質問が現在ではネットで見られますので、また、御興味をお持ちになりましたらぜひネットでござんいただければと思います。

高島市でも、やはり商工会が発行先になってアイカという振興券を発行されてきているようです。課題というのは、例えば1,000万円の振興券を発行しますと、そのまま換金されますと1,000万円の経済効果ということになります、高島市では現在1.3回ぐらい回転するといえますか、使われているということのようです。

この1.3回というのは、最初は町民の方々に広く求めていただきますので、使われる方が多いわけですが、その次に事業者のところに向かいます。あとは事業者の自家消費で、あと0.3回ぐらい使われていくという意味だと思います。事業者の方も何十万円とアイカが入ってきて、個人消費では使い切れないので、換金に向かいます。あるいは仕入れに使えば仕入れ資金として、流動資金として使えばいいんだけど、それは町外へ向かうので使えない。あるいは金融機関に決済に使えば、そのまま金融機関に持って行くんだけど、それももちろんまだできない。

したがって、事業者へ回った振興券が、地域通過が1.3回ぐらいの形で結果が出ると、そこを何とか今後の課題として広げられないかと、例えば1,000万円の振興券が5回転すれば5,000万円の経済効果になると、これは行政負担はなしで5,000万円の経済効果になるという、何とかそういうような広がりをつくれぬか、あるいは流動性をつくれぬかというの

が課題だと、熊谷さんは市議会で提案されております。

結局、事業者に向かう振興券を広げるといいますか、いろいろに使えるよというような形に規制緩和していくということとか、あるいはその振興券を使うことによって何らかのメリットがある、使う人が何となくのサービス感が。例えば一部の事業者さんで既に川根本町でもなさっていますけれども、プレミアムお買い物券をお持ちくだされば、何%か還元がありますと、こういうふうなサービス感で、プレミアムお買い物券っていいものだねという、そういう信頼感といえますか、認識の変化が起きてくることも大切だということのようです。

そのように新聞を買って、新聞販売店が次の病院に行き、病院の人が次のところにまた行くという、そういうような本当の意味で地域通貨みたいな信頼性と持続性みたいなものになれば、これは本当に地域の中の持続的な経済効果が生まれてくるというふうに考えられます。

様々な規制がありますのでそんな簡単なことではないと思いますが、例えば本当にまだこんなことはできないとは思いますが、地域の中にいる方がボランティアをすれば、その方にポイントがついて、そのポイントがそういった地域通貨で配布されれば、別にポイントが目的でボランティアをする方はいないかもしれませんが、そういうようなことになれば、最低の生活社会保障としての地域通貨みたいな広がりといえますか、そういうようなことも出てくるでしょうし、例えば京丹後市というところでは、間伐材を地域通貨で買い取って山をきれいにして、それでその通貨が地域に回っていくというようなことも実験的になさっている、木の駅プロジェクトというんだそうですけれども、そういうような例もあるようです。ただ、この場合は、間伐材を買うオーナーを地域通貨がツールとなっているという、そういうふうな感じなのかもしれませんが、このような様々な試みもございますので、またぜひ今後の研究課題として、議会として、また行政の方としても取り組んでいただきたいと思えます。

したがって、まずもって現状の報告から今後の予定、それから今言ったような今後の取り組みみたいなことをお伺いしたいと思えます。

それから、2つ目ですけれども、川根高校の存続に向けた問題ですけれども、これはもう本当に長年諸先輩の努力、あるいは地域一丸となった取り組みで続けてきておられますので、何回も恐らく一般質問されてきたと思えますが、私の知る範囲では、現在まで連携型の中学校、高等学校という形で、中学校3校と川根高校が教育課程の編成や教員、生徒間交流の連携を深める形で、中高一貫教育を実施してきたということではありますが、ただ、今年度のデータによりますと、川根中学校さんの場合は、50名の卒業生のうち4名の方が川根高校に来てくださったと。非常に交通コストとか様々な事情の中でそのような選択がなされてきて、やはり3中学校と川根高校の中高一貫の方も、やや限度といえますか、壁といえますか、そういうものもあらわれてきているのかなと考えます。

それで、庁内的にはあとできることといえますと、小中高連携体制みたいのを構築していくというような考え方も出てくるのではないかと思います。これも甚だ挑戦ということに

なるんですが、やはり市内だけでの取り組みというのもそのような現実がございますので、やはり1名でも2名でも山村留学というような形で広く公募して、川根高校が広域的な貢献のできる高校なんだということを対外的にアピールしていく必要も、やはり出てきているのではないかと考えられます。

3月議会でも、森議員がそういった受け皿としての宿泊施設の整備みたいなことを一般質問されたわけですが、そういった地域がやらなければいけない課題もございますし、あと、これは町の方では言えない面もあるかもしれませんが、高校そのものをカリキュラムの面で地域性を生かしたコースとか、ちょっとその辺の制度整備というのは専門の方でないといけないんですが、総合学科への移行とか、あるいは川根本町の特性を生かした林業、茶業、経営研究課とか、観光事業を担っていただくための自然体験ナチュラルリスト養成講座とか、そういった独自のカリキュラムをつくって、よそからも魅力ある高校なんだということを訴えて、受け入れていくような体制整備みたいなものも必要かなということを考えております。

それから、3番目に移らせていただきますが、きょう本当に何度も出てまいりました空き家バンクの事業の現状についてお聞かせいただいて、その展望、課題とかについてお聞きしたいと思います。

先ほど現状については、ほぼお聞かせいただきまして、中澤議員、中野議員、中村議員、それぞれ空き家バンクについて御質問されましたのでわかってまいりましたが、ただ、今後の課題としまして、どうも所有者と移住希望者をそれこそお見合いじゃないですけども、マッチングさせるためのサポート事業みたいなものが必要だということが明らかになってきたように思います。やはり不幸なことにならないために、事前にカウンセリング業務という大げさですけども、様々な方々が入った組織の中でお世話をしていくといいますか、たまたま尾道市の例ですと、尾道空き家再生プロジェクトという、これは行政組織ではありませんが、ございまして、それこそ専門家や一般の市民の方が様々なお世話をして、所有者と移住希望者をマッチングさせるためのソフト事業に取り組まれているということで、様々な動きが出てきているようです。

空き家を埋めていくということは、総論としてはどなたも願っていることでして、この件に関して反対する方はおられないんですが、事具体的な話になると様々な課題があると。そういうものをソフトランディングさせるためのそういったマッチング事業に取り組む組織がどうしても必要ということになりますので、移住定住促進事業費補助金というのもございますが、これをハード面だけではなくて、そういったソフト事業にもぜひ御理解をいただいて促進していただければなと思っております。

恐らくこういう組織は空き家情報を収集してくださりますし、移住希望者も、もしかしたら独自で見つけてくるということもできるかもしれませんが、ホームページだけではない広がりがある、そういう組織によってできてくるのではないかと考えておりますので、また現状と今後の課題として御意見をいただきたいと思っております。

最後に4番目は、きょうも芹澤議員が熱く語られました川根茶の問題になりますが、たまたま昨年度ニューヨークに行かれたということで、結局芹澤議員がおっしゃるのも、私がここで言いたいのも、八十八夜に間に合わせようとして凍霜害のような痛い目に遭ってくる川根茶の宿命というのがあります、そういうことに余り縛られないような市場を何とか道筋だけをつくっていけないかという訴えだと思えますけれども、それが行政ができる役割といえますか、そういうものの一つがやはりどうしても海外市場という考え方があるのであれば、やはり昨年度のニューヨークの出展というのも一つの試みではあったと思うんですが、非常に時間もかかるし、バイヤーというんですか、エージェントというんですか、そういった方々と交渉するのなかなか並みではないと思えますので、例えば私がインターネットで見つけたのは、前田園というお茶屋さんなんですが、前田園のアメリカ法人なんですが、カリフォルニア州に構えておまして、1984年に設立されましたので30年ぐらい、もうアメリカ市場で日本茶をやっておられますので、マエダヒロシさんという社長さんなんですが、こういったところ等の詳細をどういった形になればお願いできるのかとかというような、そういうような取り組みの方が近道ではないかとか、それからマーケティングに関しては、今は例えばアマゾンジャパンとか、実際に立ち上げられておられますので、あそこで英語で売ることはいくらでもできますので、マーケティングとしてはアマゾンジャパンなんかも直接やってみるという意味ではすごく近道だといえますか、マーケティングの効果はあるのではないかというふうに思ったりしますので、その辺も今後の販売の取り組みとしてお考えいただければと思ひまして、提案させていただきます。

あとは再質問の方でお願いいたします。

○議長（板谷 信君） ただいまの長塚君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 長塚議員の御質問にお答えします。

まず最初のプレミアム付きお買い物券発行事業の実績と今後の展開についてお答えします。

このプレミアム付きお買い物券発行事業は、個人消費の喚起を促し、商工業の振興と商工業者の経営基盤の安定を図ることを目的に、商工会へ補助金を交付し、これまで平成21年度から平成23年度、そして今年度と4年間実施してまいりました。今年度実施しましたプレミアム付きお買い物券の第1回目発行を、4月30日にプレミアム部分を含め3,000万円分発売しましたが、議員おっしゃるように発売初日に534世帯の方が購入され、午前中に完売してしまい、購入できなかった方からの問い合わせ等が多くあった状況でありました。初日の午前中に完売してしまった背景には、経済情勢が不安定であり、また、お茶の凍霜害等による一番茶への大きな打撃もあった中、これを機にと消費者にとってお得感のあるこのお買い物券の購入に、大勢の方が期待した結果だと考えております。

このような状況から、購買意欲をさらに高め、一刻も早く景気低迷からの脱却を図らなければならないと考え、二度目の発行を10月に予定していたものを前倒しし、また事業規模も大きくして実施することにより、大きな効果が得られるのではないかと計画し、6月議会に

上程、初日に可決をいただいたものです。

プレミアム付きお買い物券発行事業の追加補正分と合わせ近々発売を計画しておりますが、より多くの方が購入できるよう公平性を重視し、発売方法も初めて購入される方を優先的に購入できるよう、商工会とも協議を重ねてまいりたいと考えております。

プレミアム付きお買物券発行事業は、町民に対する生活支援とともに、購買意欲が高まるため町内消費が活発化するとともに、また町内事業者においては、これまでもこの事業を活用し、抽選券の配布やポイント倍セールなどいろいろなサービスをプラスするなどの集客対策に、独自の企画を仕掛けるなど商店の頑張りも見られ、経済活性化において一定の効果があると理解しております。

今後も商工会と連携して、地域内での消費が根づくよう、また他の事業者においても集客につながるような具体的な施策を提示しながら、地域活性化を図っていきたいと思っております。

2点目の川根高校存続のため、町として取り組める具体策はという点については、教育長の方からお答えをします。

3番目の空き家バンク事業の現状と展望についての質問に回答します。

現在、町内の空き家状況については、平成20年ごろに実施した役場職員聞き取り調査により、約200件程度存在しているのがわかっています。しかし、この数字については年数が経過していることもあり、必ずしも正確でない数字であります。今後とも年々増加していくことが予想されます。

町内の空き家売却希望者と主に町外の空き家購入希望者のマッチングを図る場として、平成24年10月より空き家バンクのホームページを開設し、空き家を売りたい・貸したい方、逆に買いたい・借りたい方のための情報提供を始めました。少しずつではありますが、物件も増え、問い合わせも来るようになり、平成24年度に5軒登録され、そのうち2軒の物件が売買されました。現在では3軒の登録がされています。

また、この事業に伴い、空き家改修事業費補助金交付事業を開始しました。この事業については、空き家登録バンクに登録された物件を購入、または賃借した者が、町内に主たる事業者により施工される当該物件の改修に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付する制度であります。残念ながら、平成24年度は申請がなかったのが現状です。

課題といたしまして、現在のところ、町内の空き家が実際どのくらいあるのか明確に把握できていないのが現状であります。4月当初に区長会を通じて情報提供を呼びかけてはいますが、新しい情報は入ってきてはおりません。町内の空き家数がどのくらいあるか、状態はどうか、現所有者はどなたなのか。必要最低限の情報の把握が必要だと認識しています。

この1年間の取り組みの課題や問題点について検討し、空き家バンクの情報収集及び情報提供の充実を進めていく必要があると考えます。このことにつきましては、国・県等の補助事業を活用しながら、状況把握に努めていきたいと考えています。

一方では、情報提供の場として、現在、第2期 田舎で遊ぼう家庭菜園講座を実施してい

ます。この事業は、田舎暮らしに関心のある都市部在住者を募集し、年5回程度の農業講座を開催する事業です。その中で、空き家バンクに登録された物件の見学ツアーを盛り込み、情報提供を行っています。

山梨県身延町では、町への移住を促進し、都市住民との交流を通して地域の活性化を図るための施設として、空き家バンク情報とともに身延町田舎暮らし体験施設見学会のイベントを開催しています。このように情報を提供する場として、身延町のようなイベント等の開催も検討していきたいと思っています。また、情報提供の観点から、町内の建設業から組織される古民家再生協会との連携も強化していきたいと思っています。

空き家の増加については、町としても深刻な問題と認識しています。今後は空き家の的確な情報把握に努め、ホームページ、町広報紙、町外者との交流の中で情報発信を行っていき考えています。

次に、川根茶の市場開発調査推進事業についてお答えさせていただきます。

6月の全員協議会で産業課から説明を行いました。本年度町内共同工場の一番茶の生産状況は、生葉が前年比71%、荒茶生産量は前年比74%、販売金額が前年比73%、また、大井川農協川根茶業センターの取り扱いにおいては、荒茶取り扱い量が前年比71.6%、取り扱い金額は75.8%になっています。当町においては、前年比7割程度の生産量と考えられます。凍霜害の影響だけとは必ずしも断定はできませんが、議員のおっしゃるとおり、川根茶の国内市場出荷の困難さを再認識した今年の生産状況でした。

平成24年度の市場開発調査推進事業につきましては、川根茶をPRするために静岡市内を巡回運行する静鉄グループの2台のバスへ広告ラッピングを施工し、広告を行っています。

また、川根茶・川根本町のPRを視覚・聴覚から関東圏の方に印象づけるため、15秒間のCMを作成し、東京都内のJR東日本管内の渋谷駅ほか13駅、17エリア及び池袋シネマサンシャインにおいて、ADビジョンによる広告事業を実施しています。

スイーツの開発においては、川根本町スイーツ開発研究会が地元で発足し、新名物の開発に取りかかってくれています。その研究の成果を、寸又峡で県内の働く女性の方20名に審査をいただき、御意見、評価をいただいたものです。今年度も引き続き開発研究を重ね、商品化につなげていきたいと考えています。

次に、議員の質問内容にあります海外市場開拓の可能性についてですが、平成24年度にはニューヨーク国際レストラン&フードサービスショーに出展する事業を実施しています。このことは、平成25年3月の全員協議会の場において報告説明した内容と重複する部分もありますが、この事業は県からの紹介もありましたが、アメリカでは健康への関心が高く、日本食・日本食品の市場が拡大しており、特にニューヨークは富裕層で本物志向の消費者が多いことで、そのため、高級な川根茶を呈茶し、その反応を調査することによって、北米における川根茶の販路拡大の可能性を検証することを目的とし、実施した事業であります。

イベントは3月3日から5日までの3日間行われ、約1,200人に対して呈茶を実施しまし

た。大部分の方は好意的に受けとめている印象でありましたとの報告を受けています。出展の趣旨については、欧米人の嗜好を調査することが目的であり、おおむね良好な反応を得ているとの印象でありましたが、町内の茶商・茶農家が海外輸出に向け積極的な意思を示していない段階での事業展開は、現在のところ考えてはおりません。言葉や輸出に関する煩雑な手続等の問題を徐々に解消し、実際に茶を取り扱う人々の体制が整ってきた段階で、海外に向けた川根茶のPRを実施していく等の方法を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 教育長、お願いします。

○教育長（杉山広充君） 川根高校存続のための町として取り組める具体策についての御質問だったと思います。お答えいたします。

川根高校は、川根地域唯一の高校として、昭和38年4月に地域の大きな期待を受け、県立藤枝東高等学校川根分校として開校いたしました。その後、第1期生が卒業する昭和41年3月末に現在の県立川根高校として独立をし、昨年度、平成24年度創立50周年を迎えました。

校訓、自省、果敢、創造の精神のもと、川根高校で育った6,727人の卒業生は、地元をはじめ全国各地の様々な分野で活躍をしております。このようなことから、川根本町、川根地域における川根高校の存在価値は十分に認識をしております。

また、平成14年度からは川根地域の4中学校、現在は3中学校ですが、本川根中学校、中川根中学校、川根中学校ですが、中高一貫教育の理念に基づき、連携型中高一貫教育を行っております。しかし、創立当初3学年で500人を超えていた生徒数は、川根地域の少子化、高齢化と相まって減少の一途をたどり、平成20年度の202人、本年度は176人まで減少しております。

現在の川根高校の教育環境を見ますと、保護者や生徒の要望に十分に応じ、生徒一人一人の個性を重んじ、生きる力を育む教育がなされていると思いますが、今後の生徒数の減少によっては、現在の教育の質を維持することが難しくなるのではないかと危惧しております。このことは、川根高校関係者からも話が出され、早急に生徒増の対策を講ずる必要を強く感じております。

今後の方向性として、2学級規模を維持することを目標にしていくことを確認しています。それには1学年40人以上を維持することが必要で、生徒数確保のための方策として、まず一つ、連携3中学校、中川根中学校、本川根中学校、川根中学校からの進学率を高める。二つ目、連携中学校以外からの志のある生徒の受け入れを進める。この二つのことに取り組むことと理解しております。

そこで、昨年度より川根高校堀田校長と連携中学校以外からの生徒の受け入れについては、川根高校における学校環境の魅力であるカヌー部、郷土芸能部、野球部での高校生活、そして少人数指導による進学指導等のよさ、長所を前面に押し出し、生徒募集に努めていくよう話をし、深めています。

その中で重要課題となったことは、遠隔地からの生徒を受け入れ、お世話して下さる下宿、食事等のことです。幸い、川根高校同窓会からも協力も得、遠隔地からの生徒の下宿募集の回覧を本年度、今年6月中旬から徳山区、藤川区、水川区で行っています。このことについても、川根高校と連携を密にして、町として最大限の支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 1番、長塚君。

○1番（長塚 誠君） 最初のプレミアムお買い物券について再質問させていただきますが、現状と今後の計画について報告を再度お願いいたします。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（羽倉範行君） 今後の計画、展開ということでございますが、プレミアム付きお買い物券発行事業や一昨年実施しました遊トクキャンペーン事業など、また新たな制度などをつくりまして、購買意欲を高め、持続した経済活性化を促す仕組みを考えていきたいと考えております。しかし、既に実施されておりますHSシールやちゃこちゃんカードなど、いろいろな特典を持った制度との関連もありますので、住民が混乱しないような綿密な調整、研究が必要と思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 1番、長塚君。

○1番（長塚 誠君） 私、先ほど後半この部分でお話ししましたように、今後の課題というのは、やはり事業者の間では、かなりプレミアム付きお買い物券の受け取りに対してはほとんど問題がなく、あらゆる業種で受け取ってくださるような理解が広がってはきているように思います。一部この商品に関してはとか、いろいろなことは少し聞こえては来たりはするんですが、それもほとんど誤解に基づいた事業者の判断なのかよくわかりませんが、非常に普及は事業者間では進んできていると考えております。

ただ、先ほども言いましたように、事業者に流れただけでは幾ら頑張っても高島市の例のように1.3回転ぐらいしかない現実になっていくと思われませんが、今後、使われ先の波及といたしますか、そういった広がりといいますか、その辺、お買い物券からは変わっていくかもしれませんが、発行元の商工観光課ではなくて、商工会でもなくて、町がということになってくると思うんですが、その辺のお考えとかはございませんでしょうか。

極論を言いますと、納税にも使えるとか、医療にももちろん払えるとか、そういうような……。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 先ほど商工観光課長が回答したのは、地域通貨とかそういうようなことで、ちょっと早く答えられたんですけども、例えば今言われるのは地域通貨の御指摘ではないかと思うんですけども、地域通貨を発行するに当たって、例えば今言われている

中にもあるように、商工会が発行主体となる場合には、HSシールとか、ちゃこちゃんシールとか、そういうような部分と重複する部分もあると、それに非常に混乱しやすいという、そういう課題もありますので、これはなかなか今現在早急な導入というのは難しいかと思えますけれども。

ただ、町の行っている補助事業とか、そういうものを集約する中において、そういう通貨単位的な一つの取り扱いを統一していくと、そういうようなものは考えられると思います。そういう中においては、そういう二次波及、三次的というような、そういう展開もあろうかと思うんですけれども、今現在はちょっとそれは研究段階であって、具体的にこうだというお示しできるものは持ってありません。

○議長（板谷 信君） 1番、長塚君。

○1番（長塚 誠君） 全くどこもなかなかできていない部分もありますので、何らかの理由があるんだろうと思うんですが、ただ、意識の変換というのは事業者の間でできていますので、あとは本当に様々な方が、これは川根本町では全くお金と変らないんだよ、かえってお得なんだよというふうな、そういうような普及効果が出てくれば、様々なところで、例えば委員会の報酬なんかそういうもので払われるとか、様々な工夫の中で普及されていくものと思えますので、どうかよろしく願いいたします。

あと川根高校の件は、教育長の説明で取り組んでくださっているということですので、3番目の空き家バンクに関して再質問させていただきます。

ホームページに空き家情報を公開すると、利用者、希望者に反応していただくということは仕組みはできたわけですが、やはりどうしてこういった事業を町が始めたのか、取り組むのかというような町の意味というのは、やはりなかなか伝わらなくて、本当に町は望んでいるのか、安心して希望できるのか、あるいは所有者の方も、先祖から伝わってきた物件を公開する安全な仕組みなのか、安心できるのかとか、そういったことがやはりまだ十分には周知されていないという現実があると思えますので。

尾道市の場合は空き家バンク制度要綱みたいなしっかりした条例といいますか、そういったものがあって、町の意味がやはりそこに説明されていまして、町でできる部分、それから利用希望者が考えていただきたい課題、それから安全な情報を提供する仕組みであること、そういったことをやはり制度要綱の中に市長名でちゃんとうたっております。こういった町の意味がないと、やはりただホームページに公開しています、情報ありますというだけでは、なかなかそういった安全・信頼というものは伝わっていかないということがあると思うんですが、この辺の件はいかがでしょう。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 先ほどのをちょっと訂正させていただきたいと思えます。私、ちゃこちゃんシールと言いましたが、ちゃこちゃんカードでしたので、その点訂正させていただきます。

空き家バンクについては、まさしく御指摘のとおり、趣旨、目的、そういうものを明確にしていかないと、なかなかその部分において、先ほどのほかの議員の御質問にもありましたんですけれども、地域に溶け込んでいただくというか、地域にとにかく活動にも参画していただけると、そういう方々でないと、なかなか一旦来られても帰られてしまうというような場合もあります。そういうような場合、非常に例えば若いような方の場合には、ある程度リフォームなどもして高額な金を投資したにもかかわらず、その地域に溶け込めないことによって非常に辛い思いをして帰っていくという場合もあり得ますので、そういう点はしっかりとまず町も入り、また地域とも入っていただいて、決定するに当たっては、しっかりとそういうものを酌み取っていただいて、来ていただくということが必要だと思っております。

○議長（板谷 信君） 1番、長塚君。

○1番（長塚 誠君） 副町長おっしゃるとおりでして、やはり来て、すべてを川根本町に投資して、そのような事態になると非常に不幸なことですし、やはり事前に町のデータ、それからその地域の情報、あるいは様々な町の環境というのが的確に伝わって、できたら一定期間試みに住んでいただいて、それから本格的に定住というようなステップを踏んでいかれるぐらいのケアといたしますか、サポートが必要な場合もあると思います。

逆に川根本町は多くの方に開かれた町として受け入れたいのに、失礼かもしれませんが、どうも入ってきた方によってその地域のコミュニティが逆に損なわれたりする場合ということもあり得ますので、そういったものも事前にしっかりとそういった組織ができることによってコンサルティング事業ができて、問題がないような状態につくっていく必要があると思います。先ほど申しましたが、サポート事業といたしますか、ソフト事業に対する町の支援というふうなことは、今後いかがでしょうか。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（山本銀男君） 当然、この事業を進めていく上では考えなくてはいけない重要な問題だと考えております。いろいろな御提案をいただいていく中で、各地区の取り組みも取り入れてやっていきたいと思っております。

○議長（板谷 信君） 1番、長塚君。

○1番（長塚 誠君） 空き家バンクに関しましては、今後の取り組みを期待しておりますので、どうかよろしく願いいたします。

最後に、川根茶の海外販売の件なんですけど、これはお茶ではなかったんですけど、葉梨地区ではミカンを44年間輸出のための取り組みをなされているということで、県議会議員の落合慎悟さんが平成22年に報告されているものが見つかりましたので、少し読ませていただきます。

「日本で対米向けミカンを輸出しているのは葉梨地区だけです。そのため、国や県がその火を消さないように見守ってくれますが、円高や米国のミカン単価の下落、農家の高齢化などで先行きが危ぶまれています。今年初めに、平成22年ですが、松葉組合長からお話を伺い、

3月5日と7月15日の県議会で一般質問をしました。

輸出用ミカンは藤枝市葉梨の奥地、上大沢地区の山の頂上付近で栽培されています。かいよう病や害虫などの防疫のため、近くにキンカンなど柑橘類がないことが条件で、栽培には細心の注意を払っています。また、山の斜面にミカンの木が植えられていて、作業は大変な作業です。11月中に清水港から船便で輸出し、クリスマス需要に間に合わせるようにしています。輸出のため手続経費がかかり、農家への支払い単価は、青島ミカンで昨年1キロ当たり対米で67円、ニュージーランドで155円、タイで179円と、対米は以前に比べ非常に安くなっています。藤枝が誇れる輸出ミカンです。日本の農産物は安心・安全で世界各国に高値で買われています。県知事も輸出に力を入れています。応援してください。」このような報告がされております。

近隣でも農作物の違いはありますが、半世紀にわたって取り組んでおられる地域もございますので、参考にしていただいて、一つの販路として今後も取り組んでいただければありがたいと思いますが、産業課あたりでは、この辺の情報というのをまた精査していただいて、お茶に関しての輸出のハードルといいますか、こういったものがあるのか、生産者が対応できるような仕組みになるのかということが一つのポイントになると思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 質問ですか。

○1番（長塚 誠君） 例えば産業課でそういった話題が過去にはあったのかどうかというふうなことを、ちょっとお願いします。

○議長（板谷 信君） いいですか、できますか、産業課長。

○産業課長（鳥本宗幸君） 長塚議員のお茶の海外輸出の件ですけれども、ここ数年、産業課において輸出について検討はしておりませんが、一番問題になるのが、海外輸出についての残留農薬の問題、国内の残留農薬の基準と海外の輸出茶の残留農薬基準値が、海外に輸出する場合は非常に厳しくなっております。今ちょっと手元に数値を持っておりませんが、海外に輸出を試みようとすると、そういう肥培管理といいますか農薬管理、そういう点も考慮した上でいかなければいけないというふうに考えております。

以上です。

○1番（長塚 誠君） 以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（板谷 信君） これで長塚君の一般質問を終わります。



◎日程第2 議案第31号 川根本町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

○議長（板谷 信君） 日程第2、議案第31号、川根本町新型インフルエンザ等対策本部条例

の制定についてを議題とします。

本案について第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、中澤智義君。

○第1常任委員長（中澤智義君） それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

6月20日の本会議において、議案第31号、川根本町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についての付託を受け、第1常任委員会が、本会議終了後、午後1時20分より3階大会議室において開かれました。議案第31号の審査を行いましたので、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、川根本町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についての概要について、担当課長より説明を受けました。

議案第31号の条例の上程説明では、新型インフルエンザはほとんどの人が免疫を持たないため、人から人へ感染すると世界的な大流行となり、社会的な影響が大きいことから、政府は国民の行動計画等を策定、対策本部の設置、さらに新型インフルエンザ等の緊急事態における特別な措置を定め、国民の生命と健康を保護し、国民生活と経済に及ぼす影響を最小限にとどめ、各種対策の法的根拠の明確化を図るため、平成24年5月11日付で新型インフルエンザ等対策特別措置法を交付いたしました。

特別措置法では、国内発生が確認され、必要に応じ新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発生した場合には、市町村は直ちに対策本部を設置することになっています。市町村は対策本部を設置するに当たっては、事前に国の特別措置法に準じて新型インフルエンザ等対策本部条例の制定が義務づけられており、このことにより、当町も新型インフルエンザ等対策本部条例の制定が必要となりました。よって、本定例会に上程するものですとの説明がありました。

委員会では、担当者の説明の後、各委員から質疑が行われましたので、質疑の主たる内容を抜粋します。

質問、本条例の適用される新型インフルエンザ等とは、どういうものか。回答、4年前に国内でも新型インフルエンザが発生し、感染が拡大した。新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきた従来のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することで、過去にも10年から40年の周期で形態を変えて流行してきた。未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから、新型インフルエンザと同様に社会的影響の大きい感染症が発生し、大流行する可能性がある。このように病原性の高い新型インフルエンザや同様の危険性がある新感染症を指して、新型インフルエンザ等となっているとの回答がありました。

質問、国の新型インフルエンザ政府行動計画は、恐らく国民の行動を強く規制する内容となっていると思うが、規制をかける基準がわからないとの質問に、回答、新型インフルエンザ等緊急事態における特別な措置を定め、国民の生命及び健康を保護し、国民生活と国民経

済に及ぼす影響を最小限にとどめることを目的としたもので、事前準備、海外発生時、国内発生時等、感染拡大防止策の必要な体制整備を国が定めているとの回答。

質問、対策本部の構成等を教えてほしいとの質問に、回答、対策本部長は町長、副本部長は副町長とし、本部員は必要に応じて班を編成し、情報収集や現場での対応に当たるよう、その役割からも、町の災害対策本部と同様にイメージしたとの回答。

質問、対策本部を立ち上げるときは命令等によるものかとの質問に、国の緊急事態宣言を受けて市町の対策本部設置となる。常設ではないとの回答。

質問、本部を立ち上げたとき、具体的に何をするのか。回答、国・県と連携した整合性のある対応が必要となる。市町がすべき役割があり、情報の収集、情報の提供・共有、住民への予防・蔓延防止の措置、ワクチン体制の調整や要援護者への対応等、各段階における対策が考えられるとの回答。

質問、医療機関、特養施設との連携などの計画も作成するのか。また、いつ作成するのかとの質問に、回答、6月7日に国の行動計画が発表された。県もそれを受け、昨日6月19日に行動計画案が示され、パブリックコメントを開示した。今後、国・県の行動計画の内容と整合性を持った町の行動計画を策定していくために、関係機関との連携や調整が早急に必要となってくると考えるとの回答。

質問、インフルエンザの流行が全国的にではなく、地域的に偏った場合も同様な形で対策本部を立ち上げるのかとの質問に、回答、新型インフルエンザ等対策本部は国の緊急事態宣言に基づいて設置するが、そのときの状況や町に及ぼす影響によっては、本条例による新型インフルエンザ等対策本部とは別に、町が任意で対策本部を設置し、町独自で対応していくこともあるとの回答。

以上のようなことが確認されました。

質疑が終わり、討論に入り、討論もなく、採決に入りました。採決の結果、議案第31号は全員賛成で原案どおり可決されました。

以上で、審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（板谷 信君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第31号、川根本町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第31号、川根本町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第3 発議第1号 川根本町議会基本条例の制定について

○議長(板谷 信君) 日程第3、発議第1号、川根本町議会基本条例の制定についてを議題とします。

本案について中田議員から趣旨説明を求めます。中田君。

○11番(中田隆幸君) 発議第1号 川根本町議会基本条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び川根本町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

発議第1号、川根本町議会基本条例の制定について、趣旨説明をいたします。

最近の地方自治体においては、地方分権一括法による機関委任事務の廃止に伴い、地方自治体は自らの責任により地方自治体のすべての事務を決定することとなり、これらの事務に対して、議会の審査権、議決権、調査権、検査権が及ぶなど、議会の担うべき役割や責任は大きくなってきました。

そのような中で地方議会を担う者が、その責務を果たしていくためには、二元代表制の趣旨をふまえ、首長と相互の抑制と均衡を図りながら、自治体に対応できる議会へと自らを改革していかなければならないのです。

そのようなことで、議会では、昨年6月定例会において川根本町議会基本条例検討特別委員会を立ち上げ、月1回以上の開催を行ってきました。その間、行政との検討会、町民へのパブリックコメントの実施、町民への説明会を行いました。

この基本条例は前文に始まり全23条までで構成されており、議員の主たる目的である町民の多様な意見を聞き、町民の代表としての議事機関として公平・公正・透明性を持って、議会運営や開かれた議会づくりを基本としております。

また、町民との意見交換で得られた意見等を議員同士で自由闊達な論戦を闘わせ、論点や

課題を明らかにして、その中で意見を集約し、町民本位の立場で行政の執行を監視します。
さらには、政策提言や政策立案を行い、町民の負託に応え、見えてくる議会を目指すための
基本的条例として、ここに議員発議での提案をいたします。

以上、慎重なる御審議をよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号、川根本町議会基本条例の制定についてを採決します。

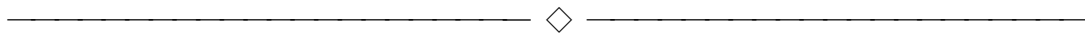
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、発議第1号、川根本町議会基本条例の制定については、原案のとおり可決
されました。



◎日程第4 川根本町議会議員派遣の件

○議長（板谷 信君） 日程第4、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第128条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しまし
た議員派遣の件のとおりです。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣の件と
おり決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時31分

再開 午後 4時51分

○議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

◇

◎会議時間の延長

○議長（板谷 信君） 間もなく5時になりますので、本日の会議時間につきましては、日程の都合によりまして延長いたしますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、ここで休憩いたします。

休憩 午後 4時51分

再開 午後 5時18分

○議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程の追加

○議長（板谷 信君） お諮りします。

ただいま、川根本町議会基本条例検討特別委員会委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。これを日程に追加し、お手元に配付した追加議事日程第2号の追加1のとおり、追加日程第1として日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程第2号の追加1のとおり、追加日程第1として日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 川根本町議会基本条例検討特別委員会の閉会中の継続
調査の件

○議長（板谷 信君） 追加日程第1、川根本町議会基本条例検討特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会基本条例検討特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

————— ◇ —————

◎閉 会

○議長（板谷 信君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成25年第2回川根本町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 5時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年 6月27日

議 長 板 谷 信

署 名 議 員 森 照 信

署 名 議 員 中 澤 智 義